

259  
670



2

0043855-000

259-670

文検公民科受験指針

小野久・著

啓文社

昭和10

AHE

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法  
第67条の規定に基づき、平成12年3月23  
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するもので

水  
白  
本

I am a boy

I am a

a boy

boy

Handwritten symbols in a row

Handwritten symbols in a row

Handwritten symbols in a row

Handwritten symbols in a row



小野(安達)久著

文檢公民科受験指針



東京 啓文社 出版



259-670

## 緒言

羅針盤のない航海はたよりないばかりでなく、ときには危険な目に出あふ場合さへある。獨學で眞理の世界に研究を進めてゆくものにはこの羅針盤の役目を果す道案内が必要である。公民科の研究に關しても既に一二の指導書も見えてをる。しかしその或るものは公民科の内容を誤解し、或るものはあまりに煩雜にすぎてをる。従つて獨學者を誤らしめ或は迷はしめるおそれが無いとは言へない。この點に鑑み本書は嘗つて雜誌教育學術界に連載した公民科受験指針を書き改め、公民科の性質を明瞭にすると共に、端的に受験準備の要領をのべ、公民科志望者のよりよい羅針盤たらしめようとしたものである。すなほに私の示す方法を受け容れて研究したならば、案じるより生むが易いといふ諺のやうに、祝福の日は意外に早い

ことゝ信ずる。縁あつてこの書を手にする諸君の合格の一日も早からん事を神かけて祈るものである。最後にこの小著の出現に機会を與へて下さつた教育學術界主筆岡田怡三氏に感謝の意を表す。

昭和十年二月

著者識

[ 2 ]

目次

第一 心の構へ	一
第二 公民科の性質	四
一、公民科の意義目的	四
二、公民科關係法規	五
1、教授要旨	五
2、設置趣旨	五
3、要目實施上の注意	六
三、公民科と公民教育との關係	八
1、公民教育の意義目的	九
2、公民科と公民教育との關係	二五

[ 1 ]

四、公民科と修身との関係	一七
1、修身の使命	一七
2、公民科と修身との関係	一九
五、公民科と法制經濟との関係	三三
1、公民科不振の一理由	三三
2、公民科と法制經濟との異同	三三
<b>第三 公民科の内容と範圍</b>	六六
一、高師及無試験檢定指定學校の學科内容の考察	七〇
二、公民科教授要目の考察	七九
三、公民科試験問題の考察	三三
<b>第四 公民科試験委員と作戦計畫</b>	六六
一、木村正義氏	六九

二、深作安文氏	四一
三、野村淳治氏	四五
四、遊佐慶夫氏	五三
五、氣賀勘重氏	六三
<b>第五 参考書の選擇並に解説</b>	七一
一、公民教育及び公民科概論に関する参考書	七三
二、公民道德に関する参考書	七六
三、公法に関する参考書	七九
四、私法に関する参考書	八三
五、經濟に関する参考書	八六
六、辭書其の他	九〇
<b>第六 準備の秘訣</b>	九四
研究法	九四

一、試験問題研究……………七

第一 公民教育及び公民教育概論の問題……………九

第二 公民道德の問題……………一〇

第三 公法・私法・經濟・社會の問題(其の一)……………一三

一人と社會……………一三

二 我が家……………一四

三 一家の生計……………一七

四 職業……………一九

五 教育……………二〇

六 神社……………二〇

七 宗教……………二二

八 公安……………二二

九 地方自治……………二三

一〇 市 町 村……………二三

一一 府 縣……………二四

一二 農村と都市……………二五

一三 産業……………二五

一四 貨幣及金融……………二三

一五 交通……………二四

第四、公法・私法・經濟・社會の問題(其の二)……………二四

一六 國家……………二四

一七 皇室と臣民……………二五

一八 立憲政治……………二六

一九 帝國議會……………二六

二〇 國務大臣、樞密顧問……………二九

二一 行政官廳……………三〇

二二 國 法……………三三

二三	裁判所	一四
二四	國防	一四
二五	國交	一五
二六	財政	一五
二七	我國の産業	一六
二八	人口と國土	一六
二九	社會改善	一六
三〇	世界と日本	一七
二	讀書作業	一四
三	ノート作成	一四
四	ノートの反復暗記	一五
<b>第七 答案作成上の注意</b>		
一	問題の急所を衝いた答案	一五

二	條理の通つた答案	一五
三	答案の量と質	一五
四	文字文章術語の注意	一六
五	委員の説を採ることの可否	一六
六	公民的立場からの問題取扱	一六
<b>第八 試験問題解説</b>		
其一	昭和九年度豫備試験問題解説	一六
其二	昭和九年度本試験問題解説	一八
<b>第九 公民科口述試験の實際</b>		
一	私法口述室(遊佐博士)	二〇
二	公法口述室(野村博士)	二〇
三	公民教育口述室(木村氏)	二二



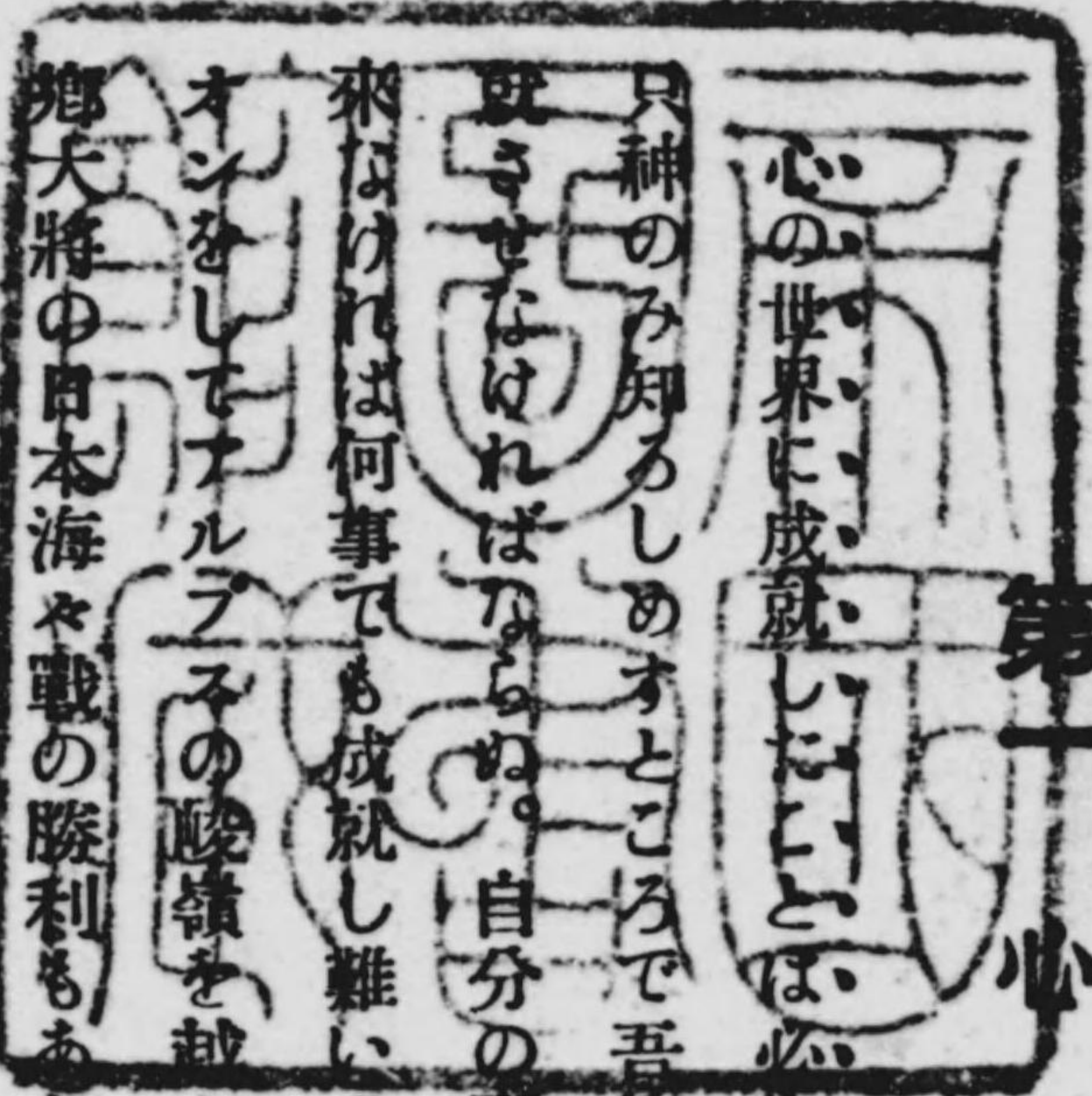
四、公民道德口述室（深作博士）……………三四

五、經濟口述室（氣賀博士）……………三七

（目次終り）

# 文檢公民科受験指針

## 第一 心の構へ



只神のみ知るしめすと云ふは、吾等の知り得るところではない。吾等は先づ心の中に自己の願ひを成  
 せしめなければならぬ。自分の願ひの必らず成就することを確信しなければならぬ。この確信が出  
 来なければ何事でも成就し難いのである。不可能といふ言葉は余の辭書にはないとの信念がナポレ  
 オンをしてアルプスの峻嶺を越えしめたのである。誓つて敵艦隊を殲滅するといふ信念なしには東  
 郷大將の日本海を戦の勝利もありえない。人の力は信念以上に出づる事は出来ないからである。自  
 分にはやれぬかも知れぬと氣おくれすることもあらうが、どんなことでもやつてみぬことにはわか  
 らないのである。やつてみないうちからやれまいと考へるものにはどんな事だつてやれたためしが  
 ない。諸君は公民科を受験しようと思つたのだ、天地が覆るともその決意を捨てゝはならぬ。

その決意を捨てない限り諸君の合格は既に心の世界に於て成就してゐるのである。これは恰も人間が死んでから神佛に救はれるのではなくて、神佛の子たる自覺を得た瞬間已に救はれてゐるのに等しい、即身成佛、即得往生といふのがこれである。合格の遅速はその人の天分にもよらう、各人の境遇の相違にもよらうが、成就することにはまちがひないのである。この信念から出發するのでなければ、参考書を読んでも受験の要領を聞いても、それは途中で腰を折るにきまつてゐる。吾等は男だ意氣で通し、信念でゆかねばならぬ。あせらすたゆまずこつこつと進めばよい、合格はもう既に約束されてゐるのだ。この心境で勵めば光明は常に前途を照らすのである。意志のあるところに道がある Where there is a Will, there is a Way. いい言葉であらう。陽氣の發するところ金石も亦透る精神一到何事か成らざらぬである。斷じて失敗を豫想せざる者は終に勝つ。

次には背水の陣を敷くとすゝめる。逃げることを考へてゐては戦ひに勝てない、露軍が日露戦争で大敗したのも退却の訓練をしておいたからである。日本の軍隊が強いのも進むを知つて退くを知らぬからである。即ち常に背水の陣を敷くから強いのである。シーザーは英國遠征のとき自分等の乗つて來た軍艦を皆焼いて故國に歸りたくば戦に勝つて敵の船を得て歸れと命じて大勝を得た。諸君は公民科がとれねば他の學科をやらうなどと夢思つてはならぬ。二兎を追ふものは一兎をも得な

いのである。どんな事でも人並以上のことをするには全心全靈をぶち込まねば出來あがるものではない。一句一句が辭世の句だと言つた芭蕉の句にはどれを味つても頭がさがる思ひがする、實に貴いことである。全心全靈をぶち込まうにも身體が弱いかどうか、仕事が忙しいからなどと辯解するな。その辯解する心が自分の無限の力の湧き出口をふさいでゐるのである。その栓さへ取れば無限の可能性が迸り出る。身體が弱いからと辯解してゐるとその言葉の通りに實際弱くなる。私自身がこの辯解でこゝ數年私の裡に潜む無限の力の地下水の湧き出口を閉ぢてゐたのである。それを私の精神的師匠から取りのけることを教へて頂いた。そしたらどうた、醫師の不治と宣告した病弱ですら消し飛んで、公民科はその身體で約四ヶ月位の眞剣な準備で片づけた。身體が弱いといふ辯解と口實を棄ててしまつたとき私は自分のうちに潜む無限の力に眼がさめたのである。私の精神的師匠とは東京市澁谷區穩田三丁目七六の生長の家本部の谷口雅春氏である。同氏の著生命の眞相によつて私は再生したのである。この書は法華經、バイブルにも優る古今の名著である。これを讀めば病める者は病床をあげて立ち上り、惱めるものは今まで泣き濡れた瞳に喜びの光を仰ぐのである。惱める人々に是非一讀をおすゝめする次第である。

借て諸君は既に心構へが出來あがつた。これから研究に船出するばかりである。しかしそれまで

に先づ航海の豫備智識を備へねばならぬ。即ち公民科とは一體どんな學科であるかの概念を擷んでゐなくてはならぬのである。この概念は公民科を研究した後にはじめて完全に把握されるものではあるが、そのアウトラインは先づ以て心得ておかねばならぬ。進路を誤るからである。次にこのことについてのべる。

## 第二 公民科の性質

### 一 公民科の意義目的

公民科の意義目的はその教授要旨に示されてゐるやうに、國民の政治生活、經濟生活並に社會生活を完うするに足るべき知識を授け、徳操を養ひ、殊に(一)遵法の精神を會得せしめること、(二)共存共榮の本義を會得せしめること、(三)公共の爲に奉仕する氣風を養ふこと、(四)協同して事に當る氣風を養ふこと、の四點に主力を注ぎ、以て善良なる立憲自治の民たるの素地を育成することを目的とする學科である。

この目的を達する爲に公民科では立憲政治・自治政治の根本義を明かにし、日常生活に適切な法

制上、經濟上並に社會上の事項に關し事實的説明をなし以て道義に歸結せしめ、修身・國語・歴史・地理・實業等の諸學科目との聯絡統合をはかるは勿論、訓練と相待つて公民的徳操を涵養し、更にその實踐をも指導しなければならぬのである。

### 二 公民科關係法規

#### 1、教授要旨 (昭和六年一月十日文部省令)

公民科ハ國民ノ政治生活・經濟生活並ニ社會生活ヲ完ウスルニ足ルベキ知徳ヲ涵養シ殊ニ遵法ノ精神ト共存共榮ノ本義トヲ會得セシメ公共ノ爲ニ奉仕シ協同シテ事ニ當ルノ氣風ヲ養ヒ以テ善良ナル立憲自治ノ民タルノ素地ヲ育成スルヲ以テ要旨トス

#### 2、設置趣旨 (昭和六年一月二十日文部省訓令)

從來ノ法制及經濟ハ其ノ教授ガ概シテ法制及經濟ノ專門的知識ヲ授クルニ傾キ實際生活ニ適切ナラザル嫌アリシニ鑑ミ今回之ヲ廢シ新ニ公民科ヲ設ケテ立憲自治ノ國民トシテ必要ナル

教養ヲ與フルコトトナセリ公民科ニ於テハ法制上・經濟上及社會上ノ事項ニ關シテ之ガ事實的説明ヲナシ以テ道義ニ歸結セシムルヲ旨トシ修身・國語・歴史・地理・實業等ノ諸學科目ト聯絡裨補シテ其ノ教授ノ效果ヲ全ウセンコトヲ期スベキノミナラズ訓練ト相待チテ公民的德操ノ涵養ニカムベキナリ修身ト公民科トハ各獨立ノ學科目トシタルモ兩學科ハ極メテ密接ナル關係アルモノナルヲ以テ修身ヲ兼テ修メテ知識ノ豐富ナル教員ヲシテ公民科ノ教授ニ當ラシムルハ極メテ望マシキコトニ屬ス

### 3、要目實施上ノ注意

#### ▲師範學校及中學校（昭和六年二月七日文部省訓令第五號）

本要目ハ法制上經濟上及社會上ノ事項ニ關シ日常生活ノ關係ヨリ其ノ教材ヲ排列シ常ニ實踐上ノ問題ニ歸結セシメンコトヲ期セリ

教材中我が家・我が郷土・我が府縣・我が國家等ノ題目ヲ選ビタルハ生徒ノ親熟シタル日常生活ノ事項トシテ取扱ハンガ爲ナリ

#### 注意

一、公民科ノ教授ハ事例ヲ成ルベク日常生活ニ於ケル經驗ニ求メ理論ニ偏セズシテ實際ヲ主

トシ且道德的陶冶ニカメテ修身トノ聯絡ニ留意スベシ

二、本要目ハ土地ノ情況等ニ應ジ適宜斟酌シテ運用スベシ

#### ▲高等女學校（昭和七年二月十九日文部省訓令第三號）

#### 注意

一、本要目ハ法制上・經濟上及社會上ノ事項ニ關シ日常生活ノ關係ヨリ其ノ教材ヲ排列シ常ニ實踐上ノ問題ニ歸結セシメンコトヲ期シタリ

教材中我が家・我が郷土・我が府縣・我が國家等ノ題目ヲ選ビタルハ生徒ノ親熟シタル日常生活ノ事項トシテ之ヲ取扱ハンガ爲ナリ

二、公民科ノ教授ハ事例ヲ成ルベク日常生活ニ於ケル經驗ニ求メ女子ノ母タリ妻タルノ地位、家庭ニ於ケル任務等ニ留意シ理論ニ偏セズシテ實際ヲ主トシ且道德的情操の陶冶ニカメテ修身トノ聯絡ニ留意スベシ

三、本要目ハ土地ノ情況等ニ應ジ適宜斟酌シテ運用スベシ

#### ▲實業學校（昭和六年一月二十日文部省訓令第三號）

一、公民科ハ國民ノ政治生活・經濟生活並ニ社會生活ヲ完ウスルニ足ルベキ知徳ヲ涵養シ殊

一、遵法ノ精神ト共存共榮ノ本義トヲ會得セシメ公共ノ爲ニ奉仕シ協同シテ事ニ當ルノ氣風ヲ養ヒ以テ善良ナル立憲自治ノ民タルノ素地ヲ育成スルヲ以テ要旨トス

二、教授ハ事例ヲ成ルベク日常生活ニ於ケル經驗ニ求メ理論ニ偏セズシテ實際ヲ主トシ道德的情操ノ陶冶ニカムベシ

三、本要目ニ掲ゲタル事項ハ修身・國語・歴史・地理・實業其ノ他ノ學科目ト聯絡裨補シテ教授スルコトヲ要ス

四、本要目ハ尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限五年ノ實業學校ノ第四學年及第五學年ニ於テ每週二時教授スルヲ標準トシテ編纂セリ隨ツテ學校ノ種類、修業年限、學級ノ編制、土地ノ情況等ニ應ジ適宜ニ之ヲ斟酌運用スベシ

[ 8 ]

以上の教授要旨、設置趣旨に關する訓令は暗記しておく必要がある。なほ要目實施上の注意の主なるものも暗記する位にしたい。これは、公民科の目的、公民科教授上の留意點などに關する問題の解答の基礎になるのである。

### 三 公民科と公民教育の關係

#### 1、公民教育の意義目的

公民科は學科目でその意義目的は法令によつて決定されているからとりわけ異説のあらう筈はない。然るに公民教育は一の教育學說であり原理であるから未だ確固不動の定説がない。それで先づ諸家の説を考察しつゝその間に公民教育の如何なるものかを觀取することにする。

公民教育の世界的權威者 G. Kerchensteiner は、法、治、國、文、化、國を完成せしむるために國民をして一方に於ては國家の任務を理解せしめ、他方個人能力を發揮せしめ、各人をして全體の爲に奉仕せしめる性格を陶冶する國家意識への教育が公民教育であると説いた。氏の説は公民教育の核心に觸れてゐるが第一あまりに理想主義的である。即ち現實の國家に順應することを輕んじてゐる傾きがある。大戰後ラードブルツフが公民教育は現實の獨逸國家即ちワイマル憲法による獨逸共和國の爲の教育で理想的法治國文化國を理想とする教育ではないと主張するに至つたのもケ氏の公民教育説があまりに理想主義に傾いてゐたからである。第二はあまりに主意主義的傾向が強い點を指摘しなければならぬ。氏が公民教育の方法として共同作業を重視するのもこれを物語つてゐる。しかし公民教育にはフェルスターの指摘した様に感情的陶冶も、リユールマンが説く様に知的陶冶も共に輕視すべきではない。

[ 9 ]

次に我が國の學者の公民教育に關する意見を聽いてみよう。

田澤義鋪氏は「最近公民教育大觀」で次の様に公民教育の概念を説明してゐられる。「公民教育の意味を市町村制にある公民の教育と狹義に解すべきではない。我國では古來公民國民といふ字におほみだからといふ訓をつけてゐる。おほみだからとは、國家の主權者たる天皇と、人民との關係を言つたもので、公民教育の公民とはこの用例に従つたのである。公民教育とは國民の公的生活に關する教育を意味する公的生活とは國家組織人としての生活國家といふ團體生活をさす、この目的生活に必要な知識を與へ徳操を涵養するのが公民教育である。」氏の説は一應至極無難の様であるが、公民教育に理想的要素が缺けてゐる。現實の國民の公的生活に關する事項のみを取扱ひそれで公民教育が終つたとするならば、國家の明日への發展は期待し得られない。この點はケルセンシュタイナーの理想主義的公民教育の主張に聽くべき貴重なものがある。

田澤氏の外、岡篤郎氏、眞田幸憲氏、大島正徳氏等の公民教育に對する意見もあるやうであるが何れも大同小異の説でケ氏又は田澤氏の説に近いものであるから別に紹介することはさまで必要ではない。たゞ我國公民科の生みの親とも言ふべき文部省前實業學務局長木村正義の公民教育に關する意見は最も穩當な説であると原房孝教授も推稱してゐるからこれを紹介しようと思ふ。

氏は其の著公民教育に於て、(一)公民教育を自治教育と見る説、(二)公民教育を國民又は市町村民として心得べき知識徳徳の教育であると見る説、(三)公民教育を政治教育と見る説、(四)公民教育を法制經濟の知識を授ける教育と見る説等の批評を行つた後、其の公民教育觀をのべて曰く「公民教育とは國民をして社會完成の爲に政治經濟其の他社會生活に關する知識を授け徳操を涵養して實踐躬行せしむるを以て目的とす。」と、氏は更に此の内容を次の如く説明してゐる。

第一、公民教育は國民全體を客體とする。その公民は市・町村制中の公民とはその意義が異なる、外國語のシチズン Citizen 即ち社會連帶の責任を負へる者 A member of solidarity の意味であり、我國古來より言ふオホミタカラの義である。それ故に國民全體をさす。公民教育といふ語は外國語のシヅイツクス Civis シュニーターツビルガーリツヘ・エルチーフング Staatsbürgerliche Erziehung の譯で市・町村制より來た語ではない。

第二、公民教育は社會完成の爲に施す教育である。その社會とは頗る廣義に用ふるもので國家並に國家内に於ける府縣・市町村・家・學校・郷土・組合・國際社會等のあらゆる社會を包含し此等の社會を完成することが公民教育の目的である。ケ氏の法治國文化國の完成と同じく、アーサー・ウイリアム・ダンの言に従へば社會の共通目的 Common Purpose の達成と同意義である。

第三、公民教育は國民に政治・經濟・其の他社會生活に關する知識を授け徳操を涵養する教育である。社會完成の爲には科學知識も美術音樂思想の普及發達も必要であるがこれ等は公民教育の範圍ではない。又公民教育は單なる知識の教授に終つてはならぬ、社會奉仕の精神、公德心の涵養の如きは公民教育の核心をなすものである。英のバッドレーが言つたやうに公民教育は道德的基礎の上に立たねばならぬ。

第四、公民教育は國民をして實踐躬行せしむることを目的とする教育である。公民教育は政治・經濟その他社會生活に關する知識を授け徳操を涵養して之を實際生活に實現せしむるところがなくてはならぬ。こゝに公民教育の使命と價値が存する。

以上要するに公民教育の要旨は、國民をして社會公共生活を完うする爲に家・學校・職業・郷土・自治團體・國家並に國際關係を理解せしめ、特に立憲自治の思想・經濟觀念並に公德心の涵養に留意し、之を實際生活に實現し、國家社會に奉仕せしめる精神を涵養するにあると思ふ。

この木村正義氏の公民教育に關する見解は諸家の意見中最も當を得たものと思ふ。第一理想と現實とが調和されてゐる點を認めねばならぬ。一般教育論に於て理想主義と現實主義とが調和されねばならぬやうに、公民教育に於ても兩者は調和されねばならぬ。ケ氏の理想主義的な公民教育の見

方も、ラードブルツフの現實主義的な公民教育觀も何れも一面の觀方である。公民教育は一面には國民をして自己の屬する現實の國家社會の公共生活に適應せしめると同時に、他面では國民をして共存共榮の理想的法治國・理想的文化國の完成の爲に能力の許す限り自己の職業を通じて努力貢獻せしめなければならぬ。現實の社會に順應するだけでは國家社會の發展は望まれません、又現實の國家社會に適應せしめる事を忘れて理想にのみ走れば公民教育は全く有名無實のものとなり、時には危険思想に乗ぜられることにもなるであらう。これは公民教育に於て特に留意せねばならぬ點と考へられる。

第二、氏の公民教育觀には公共人としての國民の知的・徳的・實踐的の各方面が考慮されてゐる。公民教育は知識を輕視することは禁物であるが、單に知識の教授のみに終つてはならぬ。この公民的知識の背後に熱烈に躍動する公民的感情を養ひ、更に實生活に適用して實行するだけの實踐力を練らねばならぬ。それ故に公民教育は單なる教室内の教授で終るべきものでなく、又單に學校教育のみによつて完うされるものでもない。學校に於ける教授訓練の全體、家庭學校社會の全體が打つて一丸となつてのみその目的は達せられるものといはねばならぬ。

第三、公民教育が國民全體を對象とするの見解も正當である。従つて公民教育は家庭教育でも

學校教育でも社會教育でも行ふべきものであることは言ふまでもない。就中學校教育に於て注意すべきは他日社會に立つた時に役立てる爲にのみ公民教育を施すのではなくて、今現に兒童が若き公民として生活しつゝあるといふ事實を忘れてはならぬ。若き公民として各自己の使命を果すことによつてのみ他日の善良なる公民となり得るのである。

第四、公民教育が其の手段として政治・經濟其の他社會生活に關する事項を理會せしめ徳操を養ひ實踐躬行せしめる、と言ふ見解も至極尤である。吾人は蛇足ながら更に次の事を附言したいと思ふ。それは公民教育の立場からは政治經濟其の他社會生活に關する事項でも常に教材を國家社會の公共的生活といふ視點から取扱はねばならぬといふことである。例へば社會的事項とも言ふべき職業を取扱ふ場合でも、公民教育といふ立場に立てば、職業の個人的意義はさまで大切な事ではなく、公共生活の立場から見た職業の社會的意義といふことが本質的な部分である。同じ教材を取扱ふにしても公民教育的立場からの取扱ひは他の場合とは着眼點が異ならねばならぬ。

以上の考察によつて吾人の公民教育に對する見解は略推察し得られると思ふが試みに定義的な説明を與ふれば次の如くである。即ち公民教育とは『國民に公共生活の立場から見て必要なる政治的・經濟的並に社會的事項に關する知識を授け徳操を養ひ實踐力を練り、以て現實の國家社會に適應せ

しめると共に更にその國家社會を共存共榮の理想的法治國・文化國たらしめんとする熱意と力を養ふことを目的とする教育である。』

## 2、公民科と公民教育との關係

公民科と公民教育とは同じではない。公民科は公民教育を徹底する爲即ち公民教育の一手段として中等學校に課せられた學科目である。それは公民教育の一部を占めるもので公民教育の全體ではない。然るに公民教育は教育の目的及び方法を含む教育原理である。随つて公民的教材を含む場合には如何なる學科目に於てもなほ之を行ひ得ることは言ふまでもない。否斯くの如くあらゆる學科を通じあらゆる學科が打つて一丸となつてのみ初めて公民教育の目的は達せられるのである。それ故に公民科の設置されてゐない處例へば小學校に於てもなほ公民教育は行はれ得る。實際小學校に於ける公民教育は斯くの如き状態に於て行はれつゝあるのである。つまり公民科と公民教育とは明かに區別されねばならぬ。この混同が公民科の教授にも悪い影響を與へてゐるのである。即ち公民教育は教育原理であり學說であるから論者の主觀的見解を加へても非難さるべきではない。然るに公民科は國家の法規によつて決定された學科であるから教授者の主觀的獨斷的考察を加へることを許さない性質のものである。公民科はかく／＼の事項をかくの如く取扱ふべしと法規によつて明確



に示されてゐるのである。ところが公民科と公民教育との區別を混同すると、公民科をも公民教育と同じやうに主觀的見解を以て取扱ふに至り易いのである。この事は公民科擔當者の留意すべきことである。

公民科と公民教育は區別さるべきは上述の如くであるが、又兩者は極めて密接な關係を有する。即ち公民科は公民教育の目的を達する爲の中心學科である。公民教育は公民科以外の凡ての學科に於て公民的教材のある限り行はれ得るものではあるが、各學科各夫々固有の目的と價値とを有するものであるからそれを犠牲にしてまで公民教育の爲に使驅することは許されない。それ故公民教育の使命をそれ等の學科に委託するだけでは公民教育の統一がつかないから其の使命を完うることが出来ないし又各の教材も公民教育的價値を發揮することが出来ない。その爲に中等學校に從來の法制經濟に代ふるに公民科なるものを設置し、公民教育の中心學科として公民教育の目的達成に力めることになつたのである。これは恰も道德教育は凡ての學科目に於ても行はねばならぬが、其の中心學科として修身といふ學科が設けられてゐるやうなものである。要するに公民科は公民教育の目的達成を唯一の使命とする學科である。隨て公民科の擔任者は公民科の内容に精通するのみならず、其の基礎となる公民教育について透徹せる見識を必要とする。公民教育の理解なき公民科の教

授は地圖を持たずして旅行し、羅針盤なくして航海するが如く、道をあやまり針路を失ふ危険なきを保し難い。これについて木村正義氏は公民科教授参考書に「公民科の使命を完うする爲には、その背景の基礎理論たる公民教育學に就て十分なる理解を有たねばならぬ、これが透徹せる理解のためには公民教育そのもの、深き研究が必要である。就中公民教育の運動は如何なる動因に依つて發生し、如何なる沿革を経て今日に至れるか、公民教育の意義目的使命は如何、公民教育の内容として各國は如何なる公民的教材を用ひてゐるか、公民科と他の教科目との關係は如何、進んでかゝる公民教育の目的を實現すべき方法は如何、公民教授の方法は如何、公民訓練の方法は如何、これ等の諸問題は公民科の擔任に當つて缺くべからざる最も重要な根本問題である。されば公民科を擔任せらるゝ諸氏は常にこれ等の諸問題を研究せられ、理論の探究と實際の工夫とを併せ進められ、以て公民科の使命の完成に萬遺漏なきを期せられたい。」と述べてをられる。傾聴に値する意見である。

#### 四 公民科と修身との關係

##### 1、修身の使命

修身が如何なる使命を有するかは、其の教授要旨に明に示されてゐる。次に之をあげてみる。「修身は教育に關する勅語の旨趣に基き、道徳上の思想及情操を養成し鞏固なる意志を鍛錬し、殊に我が國體に關する信念を養ひ以て健全有爲なる國民たらしめ、事を期し實踐躬行に導くを以て要旨とす。修身は道徳の要領を授け就中我が國民道徳の由來と特質とを悟らしめ建國の體制及國體の本義を明にし國家、社會及家に對する責務並に人格修養に關し必要なる事項を知らしめ更に道徳及社會生活の理論の概要を授けると共に時代思想に對する正しき批判力を養ひ道徳的信念を確立せしむるに力むべし。」(改正中學校令施行規則、昭和六年一月十日文部省訓令第二號)

この修身教授要旨は中學校に於けるもので高等女學校及び其の他のそれと多少の相違點はあるが、何れの修身に於ても教育に關する勅語の御旨趣に基いて行はるべき點は共通である。即ち修身は教育勅語中心の學科であり、道徳教育の目的を實現する爲の使命を負ふところの學科である。その目的の主なるものを摘記すれば次の如くである。

- (一) 教育に關する勅語の御精神を體得實踐せしむる爲に、公生活・私生活の全面に亘つて必要な道徳的知識を授け、道徳的情操を養ひ、道徳的意志を練ること。
- (二) 我が國體の尊嚴なる所以を會得せしめ、この尊嚴なる國體の維持存續が日本人たる者の最高

使命なることを確信せしめること。

- (三) 我が國民道徳の精華たる忠君愛國の大義を明にし其の實踐を期すること。

- (四) 我が國民道徳の特質を悟了せしめ信念を鞏固にし、時代思想に對する正しき批判力を養成すること。

## 2、公民科と修身との關係

公民科と修身は極めて密接な關係があるから兩學科は分離すべきでないといふ見解も一理あり、外國では修身公民科として一の學科としてゐる所もある。然るに我が國では兩者を明かに分離した。それは我國の修身と公民科は深い關係を有しながら各独自の使命を有つてゐるからである。それ故に先づ兩者の相違する點を知ることが大切である。第一我が國の修身は道徳教育の目的を達する事を中心使命とする學科でありその内容は悉く教育に關する勅語の御旨趣に統一歸結さるべきものである。然るに我が國の公民科は公民教育の目的を達する事を中心使命とする學科であつて政治・經濟並に社會生活に關する知識と徳操とを養ふべきものである。これは法令によつて示されてゐることなので外國の制度がどうあらうと我が國に於てはしかなければならぬ。第二修身は公生活私生活の兩面に亘る道徳的陶冶を眼目とするに對して公民科は主に政治・經濟並に社會に關する公共

的生活を中心にして公民的陶冶を施すものである。もとより修身に於てもこの方面を取り扱ふのであるが、最近の社會情勢から見て是非とも公共的生活本位の陶冶を施すものが修身以外に必要となつて来たのである。これが今日の公民科である。第三修身は徳目本位に道徳的陶冶を行ふから、どうしても概念教育に傾き、随つて實踐躬行といふことが困難になる。これは修身教育の缺點として必らず改めなければならぬものだが従來の修身教育の事實は左様であつた。それ故この修身教育の概念化抽象化を救ふものがなくてはならぬ。公民科の使命の一はこの點にあると考へられる。公民科が常に具體的生活より出發して法制上經濟上並に社會上の事實を説明し之を道義に歸結せしめねばならぬことが要求されるのはこの爲に外ならない。

以上述べたやうに公民科と修身とは其の使命とするところが必ずしも同一ではない。従つて兩學科の何れにも配せられた同一の要目事項でも其の主眼點は異ならねばならぬ。例へば「夫婦」といふ要目に示された教材は、修身では教育勅語の「夫婦相和し」の御聖旨に歸結せしめつゝ夫婦間の道徳的心得を授けるのが主眼點であり、公民科では婚姻に關する現行制度の事實を明にしその後存する社會的・法制的・道徳的意義を悟らしめることが主眼點である。しかし夫婦間の道徳的心得を授け夫婦相和しの御聖旨を了解しても、現行の婚姻制度及び夫妻の法律的關係を知らなければ

ば修身で學んだ事を具體的實踐には生かしやうがない。又いくら公民科によつて夫婦間の法制的關係を心得ても背後に道徳的信念がなければ、却つて法の知識を悪用したりして公民科の目的は達しられない。これによつて見れば公民科と修身は相寄り相助けあふことによつて各自の使命を達することが出来るものであることがわかるのである。公民科と修身との關係について原房孝教授は公民教育の講習會に於て次のやうに述べられたが實に要を得た考察であると思ふ。

「公民科と修身は道徳教育の兩翼であると思ふ、道徳とは全體たる社會を結合しその發展をはかる規範である。道徳教育はその道徳の目的を達せんとする教育であるから先づ(一)社會の事實を會得せしめねばならぬ。次に(二)社會を支配する規範と人との關係を見きはめ、その規範と結合してゆくことが人の使命であることを會得せしめること、の兩面がなくてはならぬ。この第一の方面は公民科の負ふべき部面であり、第二の方面は修身教育の負ふべき部面である。それ故に公民科は生徒の眼を自己の社會に向けそこに存する規範を観ることが主任務で、修身は内面に顧みて外部にあつた規範が實は我が内部に存する規範であつた事を見出すことが主任務である。又道徳教育は直接の方法と間接の方法とがある。直接的方法是修身で間接的方法是公民科である。直接的方法是他律的で間接方法は自律的である。従つて自律的價値は公民科の方が多し。公民科では法制上・經濟上並

に社會上の日常生活に關する事實的説明をなしその中に自然に自律的・道徳的精神を起さねばならぬ。訓令の「事實的説明をなし道義に歸結すべし」とはこの事である。事實的説明と道義に歸結することは二つの事項の結合ではなく、事實的説明そのことによつて自然に道義的精神を起すことを意味するのである。恰も「人事を盡して天命をまつ」といふことが人事を盡すことと天命をまつこととが一段になるのでなくて人事を盡すことが天命をまつことであるに等しい。」（九年度大分市に於ける講演にて）

以上述べたことによつて公民科と修身が如何に密接の關係にあるか分るのである。それゆゑに訓令の中に「公民科に於ては法制上・經濟上及社會上の事項に關して之が事實的説明をなし以て道義に歸結せしむるを旨とし云々」といひ又「修身と公民科とは各獨立の學科目となしたるも兩學科は極めて密接なる關係あるものなるを以て修身を兼ね修めて知識の豊富なる教員をして公民科の教授に當らしむるは極めて望ましきことに屬す。」とのべてをる。

## 五 公民科と法制經濟との關係

### 一、公民科不興の一理由

公民科が實施せられて早くも數年を経過し、文部省は毎年各地に公民教育に關する講習を開催其の振興の爲に非常な努力を捧げてゐるにもかゝらず公民科が現在の如く不振の状態におかれてゐるのは、色々な原因によるであらう、公民教育の重大使命を自覺することの不足、隨つて他の關係學科との聯絡の不十分、公民科内容の研究不足等多々あげ得るであらう。而して就中最も主なるものゝ一は公民科擔任者及擔任者以外の教職員が、公民科の本質使命の理會が足りないで、たゞ法制經濟の燒き直された位のものとしてのみ公民科を了解してゐる事である。それゆゑ公民科と從來の法制經濟との異同關係を明瞭にすることは、公民科の本質使命を了解しその振興を計る上に極めて緊要の事と考へる。この了解なくして公民科を取扱ふときは公民科は法制經濟の轍を踏む事となり其の使命は没却されざるを得ない。

元來法制經濟は「法制及經濟に關する事項に就き國民の生活上必要なる知識を得しむることを目的とする。」學科目であつたので、自然に法制經濟の専門的知識を授けるに傾いて國民の實生活に適切でない様になつたのである。それ故に文部省では法制經濟を廢して公民科を新設したのである。

### 2、公民科と法制經濟との異同

公民科と法制經濟との相違の第一は其の體系が異なることである。即ち從來の法制經濟は理論的體

系であつたのに對して公民科は實際的體系である。公民科は實際の社會公共生活といふことを基礎にする具體的な生活本位の體系を採れるものである。それで從來の法制經濟の理論的體系から見ると、公民科の内容は一見雜多な事項の寄せ集めのやうにも見えるのであるが、それは公民科の本質使命を知らないところから來る淺薄皮相な觀察である。現在の公民科の内容は法制上・社會上・經濟上の社會公共生活に必要な事項の中から、(一)教育的なもの、(二)生徒の精神發達に順應するもの、(三)公民科の目的を達するに足るもの、三條件に合するものを選択し排列したものである。それ故公民科の要目は理論的の體系こそ有しないが、實際的の體系として前後密接の關係を有するのである。先づ最初に『人と社會』なる事項をあげ公民科の全教材を統一してをる。これは公民科の最初にして又最後の問題であるから、公民科の全教材は常に歸趨をこれに求めなければならぬのである。次には『我が家』として生徒に最も近き社會たる家の道德的法制的意義を授け、第三には『一家の生計』として一家の經濟的關係を授け、第四には『職業』といふ項目で一家の生計の基礎となる職業が重大なる社會的意義を有することを教へるやうになつてゐる。斯くて更に生徒の年令の發達に應じ漸次市町村、府縣と進み後學年に至つて國家生活に關することを授けるといふ風に實に生きた體系に組織されてゐる。相違の第二は着眼點が異なることである。即ち法制經濟では法制

經濟上の理論的知識を授ければそれでよかつたのである。この爲に法制經濟は生徒にとつて無味乾燥な學科となつてしまつた。然るに公民科は立憲自治の民として公共生活に有能な國民を養成する爲に政治上・經濟上並に社會上の事項に關して事實的説明をなし道義に歸結せしむることを主眼とするものである。これは事實を説明して其の後に道德的心得を附加することではなしに、事實の説明そのことによつて道德的情操と道德的意志を振起することを意味する。公民科は單なる知識の教授のみに止るべき學科ではないのである。この點は法制經濟と根本的に相違するのである。第三には公民科は國家社會の具體的公共生活を重んずる點が法制經濟と異なるのである。公民科で取扱ふ事は何等かの意味に於て國家社會公共生活に關するものである。單なる私生活に關することは公民科の取扱ふ範圍以外である。例へば職業といふ事項を取扱ふ場合には公民科では單に個人的意義價值心得を説くだけでは足りない。その社會的意義・價值・心得を説くことが眼目である。次に公民科では常に具體的實生活に出發しなければならぬ。法制經濟の如く生活を離れた抽象的理論に偏することを許さないのである。文部省の訓令の中にも『公民科の教授は事例をなるべく日常生活に於ける經驗に求め理論に偏せずして實際を主とし、且道德的情操の陶冶に力め云々』と注意してをる。第四は公民科は法制經濟よりも内容が廣範圍に及んでゐる。即ち公民科は從來の法制經濟に出

てゐる内容は悉く取入れてゐるのみならず、其の他の法制經濟には出てゐなかつた法制經濟に關する事項が立憲自治の民を養成する爲に必要な限り悉く採用されてゐる。法制經濟では比較的輕視されてゐた經濟政策や財政學に關する事項又は産業組合に關する事項等は其の例である。なほ公民科には法制經濟以外の社會生活に關する事項が加つてゐる。教授要旨にいふ政治生活經濟生活並に社會生活の社會生活とはこれである。要目に就いて言へば職業・教育・神社・宗教等の如きものはこれに當るのである。こゝに注意すべきは教授要旨實施上の注意の中の社會上の事項とは社會學をさすのではないといふことである。

以上は學科としての公民科と學科としての法制及び經濟の相違をのべたのであるが、法制經濟を學科としてではなく法制經濟的事項と解するときは公民科と法制經濟とは極めて密接の關係がある即ち公民科の内容の大部分は法制經濟的事項でみだされてゐる。たゞ法制經濟的事項がその理論的體系を解いて公民科としての體系に組織しなほされてゐるのである。

### 第三 公民科の内容と範圍

公民科の性質についての一般的概念は既に得られた。次は公民科は如何なる内容と範圍とを有するものであるか、又隨つて如何なる準備を必要とするのかを知らねばならぬ。この理解は研究に先立つて必要なことであるが、これは三方面から考察することが出来る。第一は高師及無試験檢定指定學校の學科内容を知ること。第二は中等學校の公民科の内容を知ること。第三は公民科の試験問題を研究すること及び從來の法制經濟の試験問題との相違を知ることである。この三方面からの觀察で公民科の試験内容及び範圍が明になるのである。

#### 一 高師及無試験檢定指定學校の學科内容の考察

先づ高等師範學校の公民科を主攻する東京高師文科第一部及び廣島高師文科第三部(甲)の學科内容を調べて見ると、東京高師では法制として法學序説、憲法、行政法、刑法、民法、商法、國際法、經濟としては經濟學原論、交通論、貨幣論、銀行論、外國貿易、國際金融、財政學を、社會學として社會學、社會問題、社會政策を履修すべきことになつてゐる。この外に公民科演習があり倫理や教育は必須科目として課せられてゐる。廣島高師の學科課程表はこれと多少の相違があるが内容に於ては殆ど同じである。これによつて見れば高等師範學校で公民科の資格を得るものが如何

なる學科内容を修めてゐるか分るのである。そしてその内容は中等學校の公民科の要目と殆ど共通してゐることが知られるのである。それ故に中等學校の公民科要目の内容を深く研究すれば公民科の研究は完成されると言つても過言ではないのである。

次に無試験檢定指定の各大學の學科内容を見ると各學部の専攻學科によつて夫々若干の相違があるが、共通するものは、(一)倫理學として東洋倫理一單位西洋倫理一單位、(二)法制關係では憲法一單位、行政法(總論、各論)二單位、民法(總則、親族及相続)二單位、(三)經濟關係では經濟學(原論、政策)二單位、(四)社會關係としては社會學一單位、社會政策一單位、以上の十一單位の合格者に無試験檢定の資格を認めることになつてゐる。この大學の學科で特に倫理學を指定したことは公民科に倫理學背景の極めて必要なことを示すものである。この東洋倫理とは國民道德を、西洋倫理とは倫理學概論を意味すると考へればよからう。要するに大學に於ける指定科目は大體公民科の輪郭を髣髴せしめてゐるもので、高師のそれと大差なきものと言ふべきであらう。高師の科目には刑法・商法・國際法等があげられてゐるが、公民科の檢定試験に應ずるものとしては、夫等を組織的に研究する必要はない。公民科要目研究に必要な限りそれ等の學科内容から必要事項を取り入れ、ば事は足りるのである。例へば國法とか裁判所とかの要目に關する限り刑法から内容を

とり、産業金融等の要目に關して商法の必要事項を、國交の要目に關して國際法から必要な部分を採用する位でよいのである。

以上高師及び公民科無試験檢定指定の學校の履修科目を見たのであるが、これは何れも中等學校の公民科の内容中に含まれてゐる事項と見て差支ないのである。それ故に公民科の内容及び範圍を知るには公民科の要目を研究すればよいと言ふ事になるのである。

## 二 公民科教授要目の考察

公民科の内容範圍を知る一つの方便は公民科の要目内容を深く研究することである。元來公民科の試験は公民科を立派に教授し得る教員としての資格があるか否かを檢定するものであるから、公民科の内容を理解することは第一の必須條件である。この事について紙芝居のをちさんとして有名な第一回公民科合格者の異彩岡井勝美氏は次の様に受験記に書いてゐる。

今回の試験は御承知の如く法制經濟科が公民科となつた第一回の試験でありまして、廣範圍の教材に依つて構成せられた公民科が如何なる形に依つて試験されるかは受験者の最も心配した點でありました。公民倫理・公民教育・公法・私法・財政・經濟・社會政策等の大きな綱目だけ

も相當なもので、これ等の問題の研究に對しては如何なる態度を必要とするか、自らの経験を述べて見たいと思ひます。

大體試験に限らず何事か成さんとするには、先づ成さんとする對象の概念を明瞭に認識することが肝要なことでありまして、今茲に中等教員の試験を受けんとするならば先づ中等教員そのもの任務から根本的に見直す必要があります。即ち中等教員として與へられたる教材たる中等學校の該教科書を完全に生徒に理解せしむることが出来るか否か、最も主要な問題であります。故に公民科に於ては檢定試験準備に際しても第一に公民科の教科書に對する徹底的な理解を必要とするのであります。この事は殊更茲に強調する迄もない當然な問題ですが、併しこの當然のこととが實際にはそれ程行はれて居らず、又どうかすると忘れ勝ちであつて、この度の試験をふり返つて見て殊にその感が深いのであります。試験委員木村正義先生も終了後斯様なことを言はれたさうであります。『比較的教材の廣範圍な公民科の受験者にとつて第一に必要な準備方法は公民科の教科書そのもの内容を確りと把握することである。勿論各専門の書物を研究することは必要であり、又是非共せねばならぬものであるが、最少限度に於て教科書に書いてある事柄は充分に理解すべきだ、と同時にそれを教へることの出来るやうにも準備理解せねばならぬ。』とこれは友

人から聞いたが全くさうです。如何なる研究も教科書より出て教科書に返らなくてはなりません。だから私は参考書は單なる教科書の事項の徹底の爲のみに用ひ、参考書自体を始めから終りまで通讀するやうなことは全然なかつたのです。勿論これは私一個の考へであつて必らずしも斯くすることが最善の方法であるとして今後の受験者諸君にお勧めするわけには行きませんが、併し教科書の精讀の必要なことは口述試験の時に於ても殊に痛切に感じさせられます。例へば今度の口述問題となつた「世界と日本」にしてもその要目のみ知つてゐるが茲では如何なる事柄を教ふべきかと言ふやうな具體的事項に就ては、どうしても前記の素養がなければ解決がつかないやうです。(下略公民教育誌上にて)

私も岡井氏と全く同感である。公民科の内容を知る上から見ると、基礎的研究の上からも公民科の要目研究即ち教科書の徹底的研究も極めて重要である。これによつて公民科の受験準備の大半は出來上るのである。しかし誤解してならぬことは、教科書研究で公民科の受験準備が完全であると信じてはならぬことである。教科書はどこまでも中等學校の生徒に對する教科書である。これを教授する者は尙教科書以上の深い廣い研究を必要とすることは言ふまでもない。従つて各種の参考書も徹底的に研究せねばならぬ。しかし教科書はその出發點であり歸着點であるべきことは異論の



ないところであらう。

公民科の教科書としては木村正義氏の中等公民科教科書(富山房發行)が一等よい。氏は試験委員であり口述に於て要目の内容は必らず聞くことを銘記すべきである。深作博士の現代女子公民訓、長倉矯介氏の帝國公民科教本、原房孝氏の公民科教科書、中川善之助氏の女子公民教本、廣濱嘉雄氏の公民科教本等は何れも教科書として立派なものである。なほ公民科の要目の解説書としては、廣濱氏の公民教育資料大成上下、山海堂の公民教育講座上下、山崎犀二氏の公民科新講、長倉氏の公民科の眞精神と其の實際などは何れもよい。中でも山崎氏の公民科新講は最も手頃で而かも内容が揃つてゐる。公民科の要目解説書中の白眉たるものであらう。

### 三 公民科試験問題の考察

以上の二方面からの考察で公民科の内容及び範囲の大様は窺ひ知ることが出来るのであるが試験を受ける者は何は兎もあれ試験にパスすることが直接の目的である。それ故公民科の試験に實際出題される問題がどんなものかを知り、これと前二者で考察したところとを比較商量して公民科の準備を整へなければならぬ。公民科の試験は昭和八年度が第一回九年度が第二回であつたが、これに

提出された問題を見ると試験内容がほとん想像されるのである。試みに従來公民科の試験問題をあげれば次の如くである。

#### ▲昭和八年度 豫備試験

- 一、公民科の目的を問ふ
- 二、國家の要素としての公民の意義を問ふ
- 三、臣民の公法上の権利及義務を説明すべし
- 四、公法に於ける未成年者保護の制度を説明すべし
- 五、通貨膨脹の影響を説明すべし

#### ▲昭和八年度 本試験

- 一、公民科と修身科との關係を問ふ
- 二、文化生活と遵法の精神との關係を問ふ
- 三、帝國議會の組織及び權限を説明すべし
- 四、契約自由の原則を説明すべし
- 五、利潤と物價との關係を説明すべし

▲昭和九年度 豫備試験

- 一、公民教育の必要を論ず
- 二、輿論と社會的制裁との關係を問ふ
- 三、國務大臣と各省大臣との關係を論ず
- 四、家督相續と遺産相續との區別を説明すべし
- 五、質屋の利子が銀行利子よりも高率なる理由如何

▲昭和九年度 本試験

- 一、公民科教授上留意すべき諸點を述べよ
- 二、社會連帶の意義を問ふ
- 三、國家と宗教團體との關係を論じ且現行法上神社は宗教團體と認めらるゝや否やを説明すべし
- 四、代理權の發生原因を説明すべし
- 五、獨占業者が自由に價格を左右し得る限界如何

この問題を見るに豫備本試を通じて第一番は公民教育及び公民科に關するものであり、第二番は公民道德に關するものであり、第三番は公法に關するものであり、第四は私法に關するものであ

り、最後の第五は經濟に關するものである。この問題の性質と、無試験檢定の學校の科目と、公民科要目とから歸納すれば公民科の檢定試験は次の五つの範圍に於て行はれる事がわかる。

- 一、公民教育及び公民科概論
- 二、公民道德
- 三、公法
- 四、私法
- 五、經濟

この公民科檢定試験の内容について大體の説明をして見よう。第一の公民教育及び公民科概論は從來の法制經濟には全くなかつたものである。そしてこれは公民科の眞精神を理解する上にも公民科の教授上にも極めて重要なことである。木村委員はこの事について「公民科の使命を全うする爲にはその背景の基礎理論たる公民教育學に就て十分なる理解を有たねばならぬ。これが透徹せる理解の爲には公民教育そのものゝ深き研究が必要である。」と言はれてゐる。從來の法制經濟時代からの受験者には一つの負擔であるが公民科をやる爲にはいやが應でもやらねばすまないのである。この點は教育科の合格から公民科へ進む人には大なる福音である。公民科の合格者に教育科をやつた人の多いのはこれにもよるであらう。これは嘗つて法經を受験するものは教育又は修身の資格を有



たねばならなかつた制度と似通つてゐる。

第二の公民道徳も従来の法制經濟には含まれてゐなかつた分科である。それで従来の法經とちがつて又一つ負擔が増したわけである。しかし修身科から行くものにはこれ亦まことに好都合なことである。而して公民道徳の内容としては、無試験檢定認定の大學の學科内容や、高師の學科内容や、公民科の問題などから推察して、國民道徳・倫理學概論・思想問題・社會問題・社會政策等を含むものと考えられる。勿論このうちの倫理學概論は修身科でやる内容と同一ではないと見てよからう。即ち個人倫理の方面でなしに社會倫理とも言ふべきものと見てよいと思ふ。而してこれ等の内容は何れも公民道徳の試験委員深作安文博士の著書を読むことで十分に準備し得ることを承知されたい。

第三の公法についても一通りの考察を要する。即ち従来の法制經濟では憲法と行政法とが各區別されて出題されてゐたが、公民科になつてからは單に公法といふ範圍から出題される様である。それで憲法と行政法にまたがつた問題が多い。高師では憲法行政法の外に刑法などもやるが公民科の準備には刑法の組織的研究などはやらなくともよい。但し刑法に限らず、刑事訴訟法、民事訴訟法、裁判所構成法、税法、公式令、請願令、兵役法等の公法は公民科要目内容に關係のある限り部分的

に研究する事が必要である。この點は従来の法制經濟と公民科が異なる點である。

第四の私法は民法が中心である。無試験檢定認定の大學の學科には民法二單位を總則と親族及相続としてあるが、その他はよいと言ふのではない。物權・債權も一通り研究しなければならぬ。公民科の要目にも一家の生計のところ物權債權を教へる事になつてゐるし、口述試験では毎回必らず問題になるのである。物權篇を見てゐなかつたばかりに本試口述ではねられた人を現に知つてゐるが、これも民法の總則、親族及相続のみを見て物權債權の部を輕視した爲である。受験者の注意すべきことである。なほ私法關係の研究に當つて注意すべき事は、民法關係の利息制限法、戶籍法、寄留法、國籍法、小作調停法、商法に於ける會社法、産業關係の米穀法、工場法、健康保險法、労働爭議調停法、産業組合法等は公民科の要目内容の教授に關係する限り立法の趣旨、其の内容の重要點等を心得ておくことは大切である。けれどもこの研究はそんなに専門的であることを要しない。

第五の經濟には經濟原論と經濟政策とを含むものと見てよい。元來經濟政策のない經濟原論は單なる理論にとゞまる。公民科は生活中心の學科だから經濟政策を含むものは當然のことである。なほ公民科の經濟は「經濟問題を通じて受験者諸君が如何に世の中の事實を判斷するかをきくのであ

つて決して深遠な學理の程度を調査するものではないことを呉々も留意して欲しい』と言はれた氣賀委員の言葉によつて如何に準備すべきであるかを受験者は熟考しなくてはならぬ。

以上によつて公民科の内容範囲がどんなものであり、出題が如何なる範囲から選ばれるかは了解せられたこと、信ずる。従つて從來の法經の準備をしてゐた諸君は如何に進路をとるべきであるかの見當もつく筈だと思ふ。しかし試験は委員の主觀的條件によつて少なからず個性化されるものであるから、公民科の試験内容範囲の考察に、公民科の檢定試験委員の考察を加へて、受験に當つてヒントをあやまらぬやうにしたいものである。それで次には試験委員の研究にうつることによ

#### 第四 公民科試験委員と作戦計劃

公民科の檢定試験委員は次の五氏である。

前文部省實業學務局長	法學士	木村正義氏
東京帝國大學教授	文學博士	深作安文氏
東京帝國大學教授	法學博士	野村淳治氏

早稻田大學教授

法學博士 遊佐慶夫氏

慶應大學教授

法學博士 氣賀勘重氏

##### 一、木村正義氏

熊本縣瀬口仁三太氏の三男、明治二十三年一月一日の生れ、藤田組の理事木村陽二氏の後を嗣いだ。東京帝大獨法科に在學中文官高等試験に合格し、卒業後新潟縣屬を振り出しに、同視學、保安課長、京都府學務課長、文部省參事官兼文部大臣秘書官、實業學務局工業教育補習教育各課長、大臣官房會計課長、を経て實業學務局長となつた。昭和七年官を辭し衆議院議員に當選した。現在は帝國公民教育協會理事、文檢公民科檢定委員をしてゐられる。現在の中等學校の公民科の創設には極めて大なる功績があり、公民科の産みの親だと言はれ、公民科に對する造詣は殊に深い。このことは氏の著公民教育、並に公民科教科書を一讀しても感じられる。氏はデツプリとして顔の下の方が幅廣い位肥えていられる。縁無し眼鏡でじつと見下しながら無愛想な表情で、公民科の内容をどし／＼聞く、要求する答が得られないと上官が下役に對するやうな恰好ではきだすやうにたしなめる。タイプは實業家政治家と言つたところだが、受ける感じは官吏的な威壓がある。どうも親しみ難い感がした。これが口述の際の偽らない印象である。

氏の出題は、公民教育及び公民科概論に關するものである。過去二回に於ける提出問題は(一)公民科の目的を問ふ。(二)公民科と修身科との關係を問ふ。(三)公民教育の必要を論ず。(四)公民科教授上留意すべき諸點を述べよ。の四問である。恐らく將來も公民教育及び公民科概論に關するこの種類の問題が當分提出されるであらうから、公民教育の起因、公民教育の意義目的、公民教育と公民科との關係、公民教育と國民教育との關係、公民教育と郷土教育との關係、公民科設置の趣旨、公民科と諸學科目との關係、公民科と訓練との關係、公民教育の方法等の諸問題は遺漏のないやうに準備しておくべきであらう。これ等諸問題に關係のある氏の重なる著述をあげれば次の如くである。

- 一、公民教育 富山房 二・七〇圓
- 二、中等公民教科書 富山房 上〇・八二圓  
下〇・八五圓
- 三、女子公民科教科書 富山房 上〇・八三圓  
下〇・八五圓
- 四、公民科教授參考書 富山房 非賣品
- 五、職業指導 隆文館 一・五〇圓

以上の著書の中公民教育と中等公民科教科書は參考書のところでも解説するが受験者の必讀を要するものである。なほ氏の公民科教授參考書も手に入れば是非見ておくがよい。なほ次にあげる論文も必要に應じて出来る限り目を通せば理想的である。

- 一、公民科の中心思想 (公民教育昭和六年四月號)
- 二、公民教育の基礎觀念 (公民教育昭和六年五七八月號)
- 三、公民教育と郷土教育との關係(郷土昭和六年五月號)
- 四、公民教育の問題 (季刊社會學第一編)
- 五、學制改革と教育内容の改善 (帝國教育昭和九年三月一日號)
- 六、職業教育 (岩波教育科學第十七冊)
- 七、公民教育概論 (公民教育講演集)

## 二、深作安文氏

明治七年九月十三日茨城縣東茨城郡綠岡村千波の深作爲五郎氏の三男に生れ姉の家の養子となり家督を相續された。明治三十三年東京帝國大學文學部哲學科を卒業、四十五年東東帝大文學部助教に任命され、歐洲留學の後大正十年學位論文を提出して文學博士の學位を受け教授となり今日に

至つた。なほ大東文化學院教授、東京商大講師を兼ねていられる。我が國に於ける倫理學界の重鎮である。殊に國民道德及び思想問題には造詣が深い。大學に於ける講義題目を見ても日本倫理・社會倫理・思想問題に關するものである。

口述に於ける博士は受験者に對して實に親切丁寧である。俺は試験官だぞといったやうなりきみ気分が全くなく、全く對等の人格者として受験者を遇して下さる。そして不明な點は親切に教示して呉れるので試問されてゐるのか教授を受けてゐるのか分らない様だと言つた受験者もあつた。やはり教育者であり倫理の先生だと感じる。博士に接したゞけで何等かの人格的感化を受ける。人のえらさはその人から立つ人格的雰囲気である。

博士の出題は公民道德に關する方面である。其の問題は單なる準備的な勉強では出來にくい。實力が直ちに分る様な問題である。修身科の経験ある人などにはあまり困難ではないが最初に公民科をやる人にとつては困難を感じる方面であらうと思はれる。實力なくては解けない問題が出るといふことを念頭において受験者は萬遺漏ない準備をせねばならぬ。試みに博士の出題されたものをあげて見れば次の如くである。(一)國家の要素としての公民の意義を問ふ。(二)文化生活と遵法の精神との關係を問ふ。(三)輿論と社會的制裁との關係を問ふ。(四)社會連帶の意義を問ふ。

この問題を見ると一見平易なやうであるが實際いざ書かうとすると却々困難を感じるのである。實際の社會倫理公民道德に關する實力なしには解決がつかないのである。これに類する將來の問題をもこなす爲には博士の著書を読み廣い倫理的知識と問題のこなし方に熟しなければならぬ。博士の著書の主なるものをあげれば次の如きものがある。

一、國民道德要義	弘道館	四・〇〇圓
二、我國體觀念の發達	東洋圖書	二・五〇圓
三、思想問題研究	山海堂	一・五〇圓
四、思想と人格	富山房	三・五〇圓
五、思想と國家	目黒	四・〇〇圓
六、思想と日本	明治圖書	四・五〇圓
七、社會思想の批判的研究	大同書院	五・〇〇圓
八、改訂實踐倫理要義	アテネ書院	二・八〇圓

深作博士の著書はその他にも多いが、公民科の公民道德の準備に必讀のものは、國民道德要義、我國體觀念の發達、思想問題の研究、改訂實踐倫理要義位なものである。思想と人格、思想と國家、

思想と日本、社會思想の批判的研究は其の内容は大體共通するところが多いから一々讀むにも及ぶまい。若しそのうち何れか讀みたい人は社會思想の批判的研究を讀めばよからう。これとても必讀書としてあげた思想問題研究といふ小さな本をひきのばした程のものである。次に博士には諸種の論文があるが、多くは後に著書のうちに纏めてあるから必讀の論文といふ程のものは次の如きものである。最近公理倫理といふ著を公にされるとき。

一、公民教育總論

(山海堂公民講義上卷三・五〇圓)

一、倫理學

(春秋社エンサイクロペディア哲學一・〇〇圓)

この二つのものは單行本ではない、他の諸學者の論文と共に一冊をなしてをるものであるから深作博士の論文だけはなして求めるわけにはゆかない。しかし必らず眼を通さねばならぬ。殊に前の公民教育總論は深作博士の公民道德思想を縮約した形のものであるから、何とかして必らず熟讀玩味しなければならぬ。これを徹底的に玩味了解してれば其の力によつて氏の出題は切り抜けることが出来るであらう。これは修身科から進む人も最初に公民科にかゝる人も見逃してはならぬのである。次の倫理學は氏の唯一の倫理學であるから一度目を通されたい。この本は古本屋でさがせば新しいものが五十錢位で手に入る。尤も改訂實踐倫理要義を見た人及び修身科から轉じた人等は見

なくともよいかと思ふ。

三、野村淳治氏

明治九年六月石川縣金澤市の野村宗貞氏の長男に生れた。深作博士より二つお若い。明治三十三年東京帝國大學法學部英法科を卒業し大學院に入つて研究、文官高等試験に合格し、後四十三年法學博士の學位を受け、東京帝國大學法學部助教授に任ぜられ、國法學の研究の爲獨佛に留學し、四十二年教授に進み國法學講座行政法第二講座を擔任して今日に至つてゐる。東北帝大、早稻田大學中央大學にも出講していられる。そして文官高等試験委員として行政科の憲法、司法科の行政法を擔當せられてをる。美濃部博士去つた後は東大の公法を負つて立つといふやうな位置にある。專攻は國法學で憲法行政法に於ける權威者である。

博士は實に濃厚圓滿な學者である。少しの學者振つた氣分がない。味噌の味噌臭いのは眞の味噌でないといふ謬もあるが、實に博士の如き人が眞の學者であらうとしみぐゆかしく感じられた。夏の永い日の夕方近くまで朝から引き續いた口述試験に、氣の短い先生は可なり言葉が尖鋭になる折、野村博士はにこやかに温顔で聞いて下さる。答に窮するとしつと待つてゐて下さつて誘導して下さる。文部省の係の人が「野村さんは親切です、答案など叮嚀に見ますよ、外の人もですが」と

言つていられた。外の人も一寸おもしろいが、博士の圓滿さが想像されるのである。たゞ博士の口述は要點がどこにあるか判断に苦しむと多くの受験者がこぼしてゐた。何れ受験者の勉強が足りないのと頭の程度がちがふからであらう。

博士の受持は公法である。その中心は憲法と行政法であることは言ふまでもない。而かしてその問題の傾向は憲法行政法の兩方面に關係してゐるものが多い。それでこれは憲法の問題だ、これは行政法の問題だと峻別して解答することは禁物である。常に公法といふ全體的立場から見ても題意に添うた答案を作成すべきである。博士の提出された問題は、(一)臣民の公法上の權利及義務を説明すべし。(二)帝國議會の組織權限を説明すべし。(三)國務大臣と各省大臣との關係を論ず。(四)國家と宗教團體との關係を論じ、且現行法上神社は宗教團體と認めらるゝや否やを説明すべし。の諸問題である。なほ博士の問題がどんな傾向を帯びてゐるかは、帝大の試験問題、高文の行政科の憲法、司法科の行政法の問題等に氣をつけてゐるとよくわかる。多くは結論を示した様な問題の形式が多い。九年度本試の「國家と宗教團體」云々の問題は東北帝大の試験問題に出たものと殆ど同じものであつた。これ等の點は雜誌受験界などに氣をつけてゐるがよい。参考の爲に博士が公民科以外主として大學の試験に出した問題の若干を拾つておかう。

- 1、公法は權力關係を規定するの法規たり私法は對當關係を規定する法規たりといふ學說を論評すべし。
- 2、習慣法及成文法の外に條理を以て法の淵源の一となすの學說の當否を論評すべし。
- 3、領土の法律上の性質を論ず。
- 4、國家の聯結の一種として國際聯盟の法律上の性質を論じ且我國の之に加入するは我國の主權を毀損するものなるや否やを説明すべし。
- 5、國家の法律上の性質を説明すべし。
- 6、國家が主權を有するといふことは國家の權力が法律上絕對無限なることを意味するや否や又臣民が主權を有する所の國家に對して法律上公權殊に自由權を有するの理由如何。
- 7、君主國に於て「統治權の主體は國家たり君主は統治權を行使するにつき權利を有せず」と云ふ學說及び「統治權の主體は君主たり國家と云ふ團體に存することなし」といふ學說の當否如何を論評すべし。
- 8、統治權及主權の意義を説明し且つ統治權は絕對無限の權力なりや否やを論ずべし。
- 9、國家の機關はその職務權限を行ふに付き權利を有するとの學說を論評すべし。
- 10、君主國と共和國との區別を論じて立憲君主國の特徴を明にすべし。
- 11、憲法の何たるかを説明すべし。
- 12、帝國憲法と皇室典範との關係を説明すべし。
- 13、日本の國籍取得の原因を列舉し且日本臣民の公法上の權利につき知る處を記述すべし。
- 14、天皇の不可侵權を説明すべし。
- 15、天皇の大權に就て説明すべし。
- 16、國務大臣の輔弼すべき政務の範圍を論ずべし。



- 17、貴族院の組織を論ぜよ。
- 18、大選挙区制度の下に於ては一名の議員の補缺選挙の爲に選挙区内の夥多の選挙人が凡て選挙競争の渦中に投ぜらるゝの不便あるを免れず大選挙区制度を維持し而も此の不便を寡くするには如何なる制度を採用するを得策とするや。
- 19、ヘーヤの比例代表法を説明し且つ其長所及短所を指摘すべし。
- 20、衆議院議員選挙法の規定の要旨を説明すべし。
- 21、立法司法行政の意味を説明すべし。
- 22、我國の憲法は所謂法律の何たるか説明し且法律制定の手續を述べべし。
- 23、皇室典範皇室令及條約の性質を説明すべし且之等のものの國法の淵源として臣民及官廳を拘束すべきものなりや否や。
- 24、皇室令にして國務大臣の副署を備へざるものあるは皇室令の性質に反するや否やを説明すべし。
- 25、通常裁判所と特別裁判所との區別を論じ且裁判官の法令審査權に付き説明をなすべし。
- 26、官廳事務取扱官廳代理及官廳委任の何たるかを説明すべし。
- 27、海軍大臣何某外國出張中海軍大、中將に非ざる他の大臣何某をして一時海軍大臣の職務を行はしむること現行法上可能なるや。
- 28、官吏の概念を説明すべし。
- 29、一定の學識技能閱歴又は官歴を有せざるものを官吏に任用することを得るや。
- 30、官吏の服従義務を論ずべし。
- 31、官吏の財産上の責任如何。

- 32、官吏の職務違反の責任如何。
- 33、官吏が其の職務行爲に際し公法違反の行爲をなして他人に損害を與へたる場合に於てこれに付き如何なる限度に於て賠償責任を有するか。
- 34、公法人及び自治の觀念を説明すべし。
- 35、市町村は營利行爲を爲す事を得るや、市町村に設置せらるゝ區は財産及び營造物を有する事を得るや。
- 36、行政處分は確定力(不變性)を有するや否や。
- 37、行政處分は如何なる場合に於て無効(不成立)となり如何なる場合に於て取消し得べきものなりや。
- 38、行政官廳は其の自ら爲したる行政處分を後日に至りて如何なる限度に於て取消すことを得るや。
- 39、行政處分の無効及び取消の外に不存在の場合存するや。
- 40、行政處分の無効の原因たる瑕疵を列舉説明すべし。
- 41、許可と認可との區別を説明すべし。
- 42、訴願の請願と相異なる所を説明すべし。
- 43、行政訴訟の民事訴訟及刑事訴訟と相異なる點を述べ且私人は如何なる事項につき行政訴訟を提起することを得るかを説明すべし。
- 44、行政訴訟の判決の種類を説明すべし。
- 45、私人は國家の公物を使用するにつき如何なる權能を有するや。
- 46、公物は強制執行及取得時效の目的物となることを得るや。
- 47、警察處分の意義及び種類を論ず。
- 48、土地收用の手續及收用裁決の效果を説明すべし。

- 49、納税義務の發生及消滅を論ずべし。
- 50、租税の觀念を論じ且つ直接税と間接税との區別を説明すべし。
- 51、日本銀行の普通銀行と異なる所を説明すべし。
- 52、新聞紙に對する現行法上の取締規定を説明すべし。
- 53、宗教團體に對する取締規定を説明すべし。
- 54、國家と宗教團體との關係に關する種々の主義を論じ、我が國の規行法は宗教團體に對して如何なる主義を採用せるかを説明すべし。
- 55、國家と宗教團體との關係を論じ且宗教團體に對する現行法上の取締規定の概要を説明す。
- 56、勞働者最低年齢に對する現行法の規定に就いて説明すべし。
- 57、健康保險法の規定の要旨を説明すべし。

以上は野村博士が東大、東北帝大、早稻田、中央等の諸大學の試験に出した問題である公民科の試験には少し程度が高すぎるものもあるが、その大部分は公民科の問題としても至極適當なものである。九年度の公民科は博士が東北帝大に出した問題を少しかへたものであつたのを見ても、大學に出た問題を知つておくことの重要性を了解されたい。ジャンケンで缺を出す癖のあるものはいつもよく出すものだといふことは知つておかれてもよい。

然らば博士の斯様な問題はどんな参考書を見れば解けるであらうかと賢明なる方は追求するであ

らうから、その爲に右の問題の根據は殆ど全部次の著書中に含まれてゐることを告げておく。

- 一、憲法提要 上卷 有斐閣 二・八〇圓
- 二、行政法（現代法學全集）日本評論社 約五圓位

この憲法提要はまだ上巻だけしか發行されてゐない。上巻は憲法總論ともいふべきもので國法學の一部分たる國法汎論である。下巻で憲法本論を論ずる筈であるといふ。出版されたら下巻も必讀すべきものである。次の行政法は全部で八冊初めの七冊が行政法總論、残る一冊が行政各論拾遺となつてゐる。参考書のところで再説するが必讀書である。以上の二つを徹底的にやれば上にあげた問題の大部分は解決される。最後に博士の受験者に對する所感をあげて参考に供しよう。

試験準備に就いて一言するならこれは他の試験の場合と同じである。試験前になつてから急に徹夜したりするのはよくない。一夜や二夜でそんなに準備が徹底するものではないし、試験の結果から見ても悪いやうである。試験前に幾日も徹夜を續けて無理な勉強をするといふと試験前に斃れてしまふやうにもなる。又折角試験場へ出て無理をした爲に頭腦の明晰を缺き、試験の出來が悪い結果を生ずることになる。それで受験準備としては平常より順序を立て、規則正しく一ヶ年なり二ヶ年なりミツシリ勉強して行くやうにしなければなるまい。ある時はうんとやつてや

らぬ時は十日も十五日も手をつけないといふ放漫な気分主義の勉強ではなく、必らず毎日少し宛でも見ると云ふやうに平均して油断せずやつて行くことが必要である。

勉強するには本を何遍も繰り返して讀むのもよし、又サブノートを作つてやることもよい。その何れの方法に依るべきかは、人々の好む所に依るの外はない。準備をよくしないで、こゝから出るやうだなど、推測して、その出さうな點のみに力を注いで丸で外の部分へ目を通して置かないのは甚だ危険なことである。受験者はどの部門をも相當にまじめに研究しておくことが必要である。かうした準備をして置けば、どんな問題に對しても何等か答へ得る可能性があるものであつて、試験を受くる上からいつても安全であらうと考へる。(文檢受験生掲載)

#### 四、遊佐慶夫氏

明治二十二年一月十八日福島縣安達郡油井村に生れ、明治四十四年早大法科を卒業、大正三年一月民法研究のため渡歐し英獨瑞各國に學び大正五年五月歸朝と共に早稻田大學助教授に任ぜられ、次いで教授に昇進、大正十四年法學博士の學位を授與せられ、翌年辯護士を開業されて現在に至つてゐる。現に早稻田大學専門部法科々長、高等試験委員として行政科の民法を受持つていられる。法制史及び民法の造詣が深い。公民科でも私法關係殊に主として民法を擔任せられてゐる。

氏は頭髮を短かく上を平に前を少し長い位に刈つていられる。横に向いてゐながら時々一瞥するまなざしにどこか鋭さが感じられた。はきくした齒切のよい言葉で質問してくる。出來が悪いと大きな聲になられて控所までもひびくことがある。しかしあまり皮肉くることもなくあつさりしてゐる感じがよい。民法は老大な上に口述では細かい處まで突いてくるから博士の口述は油断がならぬ。單なる記憶的知識では役立たない様な實際的問題を問はれる。高等試験になれてゐられるせりか大體高等試験の口述と似てゐると言はれる。口述だけでなく筆記問題も高等試験程度のもが出る。或る大學の教授は氏の公民科の問題は程度が高すぎて無理だと批評せられてゐるが、とに角受験者はこゝの處をよく考へて準備されたい。或る受験者は一科の所有者であるが民法の物權債權を全く見てゐなくて口述に博士から大聲をあげられてゐた。そして口述の出來榮が悪かつたのであらう遂に本試に失敗した。吳々も注意すべきである。要するに氏の筆記試験には高等試験に出た民法の重要問題や大學に於ける氏の問題等を參考として準備し、口述試験には今までの口述試験の受験記などによつてその様子を察し民法の債權物權の細かなところまで一應目を通して準備するやうにしたいものである。公民科に出された氏の問題は、(一)私法に於ける未成年者保護の制度を説明すべし。(二)契約自由の原則を説明すべし。(三)家督相續と遺産相續との區別を説明すべし。(四)代

理權發生の原因を説明すべし。である。なほ氏が公民科以外に大學の試験問題として提出されたものは次の如きものである。これによつて出題の傾向を推察されたい。

- 1、各人は數個の住所を有することを得るや。
- 2、民法總則第四十四條を説明せよ。
- 3、法人實在説を論評すべし。
- 4、財團法人の寄附行爲とは何のことか。
- 5、法人の住所を説明すべし。
- 6、法律行爲に於ける意思解釋とは何か。
- 7、表見代理とは何ぞや。
- 8、信託と代理との比較。
- 9、時效の授用とは何のことか。
- 10、時效の中斷とは何ぞや。
- 11、物權讓渡の對抗條件を述べよ。
- 12、物權行爲は無因行爲なりや。
- 13、物權行爲は無因行爲なりといふ學説を論評せよ。
- 14、所有權の永久性について述べよ。
- 15、占有の訴と本權の訴とを比較説明せよ。

- 16、本權の訴と占有の訴との關係を述べよ。
- 17、代理占有の要件を説明すべし。
- 18、共同持分の意義。
- 19、質權の移轉性を論ずべし。

なほ高等試験行政科の民法問題には氏の出題されたものがあるが、それは他の委員と共に出してゐるからどれが氏の出題か明でない。以上あげたのは公民科には適當でないものがあるが一覽してその解答を心構へしてをれば助かることもないとは限らぬ。氏の問題の準備には氏の著を讀むに越したことはない。氏の著述の主なるものは次の通りである。

- ✓一、新訂民法概論(總則篇) 有斐閣 四〇〇圓
- ✓二、民法原理(總則物權債權) 巖松堂 七〇〇圓
- 三、普通教育民法大要 同 一・一〇圓
- 四、民法概論(物權篇) 有斐閣 六〇〇圓
- 五、普通教育商法大要 巖松堂 一・一〇圓
- 六、信託法提要 有斐閣 二〇〇圓

以上のうち必讀を要すると思はれるものは新訂民法概論と民法原理との二冊であらう。何れも相

當大部である。前者によつて民法總則篇を、後者によつて民法物權債權篇をやる様にしたらよいと思ふ。親族篇相續篇は氏の著書にないから穂積博士の後にあげる二書によればよい。普通教育民法大要は初歩のものにはよいが、穂積博士の民法讀本を見た人は必らずやるにも及ぶまい。氏のその他の著書は見るに越したことはないが、公民科だけなら見なくともすむと思ふ。それでなくても民法は随分廣い範圍をもつものだから其の要領よき研究には骨が折れるのである。私は氏の著は改訂民法概論を見たゞけであつた。相當むつかしいが、参考書だと思つた。隅から隅まで一度は目を通すべきだが其の中には公民科から見ても力を入れべき部分と特に力を入れるべき部分がある。それは後に説く問題研究から推して知ることが出来る。最後に遊佐博士の受験者に對する注意を掲げておかう。これは高等試験の受験者に對してあるが公民科受験者にもそつくりそのまゝ参考になる。

### △答案の表現法に就て

遊佐慶夫

本年度の筆記試験も餘日幾何もなく切迫して來た。受験者諸君は定めし全力を傾倒して準備に忙殺せられて居らるゝことと思ふ。今更かゝる勉強法をとれかゝる準備法をせよと云つて見た所で其れは却つて受験者の頭を混亂せしめる恐れがあるから、私は筆記試験に於ける答案作成技術

乃至表現法といふやうな事に就て一言して見たいと思ふ。

茲に私が答案作成技術と云ふのは決して所謂技術ではない。況んや山かけの意味でも投機的な意味でもない。私の言はんとする所は要領よく答案を纏め上げるといふ一點に歸着する。

要領よくと言へば是亦多少誤解せらるゝ言葉であるが、私の要領よくといふのは問題の急所、所謂核心に觸れたことを判つきり、順序よく試験委員が納得する様に纏め上げるといふことである。今日の試験では試験場に備付けの條文も見せるし差程難しい問題が出題せられるといふ事も無いのであるから、根本さへ掴んで居ればあとは答案作成要領の如何が合格の如何に繋つて重大な役割あるものであると云へよう乃で先づ

(一)問題の順序は成るべく一、二の順序に認めるがよい。二、一の順序で認めることも差支へはないやうなものゝ、物には凡て順序があり、其の順序を誤つたならば頭腦の組織、働き工合が疑はれる結果になるから、なるべく順序を間違へぬ様にし度いものである。(公民科は問題毎に別紙に認めるからこの注意はあたらぬ)

(二)文字は普通に読み得る程度のものであれば差支ないが餘り大き過ぎたり、又餘り小さ過ぎたりするのは見難いもので受験者に取つて不利益であらう。文章は口語體、文語體何れにても差支

へないが、一貫して何れかでなければならぬ。兩者を混同してあるのは思想の混亂を思はしめるもので決してよくない。又慣用された法律語の誤字を犯さない様に注意することが肝要である。例へば當事者を當時者と間違へたり、未成年者を未青年者と書誤つたりすることは内容が相當出來てゐる人でも法律答案として受験者の實力——法律に親しむことの淺深の程度——が疑はれるといふ結果を招來することになるから心すべきことである。

(三) 條文の内容を摘示するといふ事も必要である。例へば民法第何條に依り云々としないうで條文の文句を書くといふことが必要である。答案としての説明が熟してゐるか否かは斯かる點で看破されることも尠くないからである。

(四) 問題の急所を握らずに漫然書くといふことは禁物である。先づ問題は何を問うて居るかを握むことが第一でその範圍を逸脱しない中心點に觸れたことを委しく書くといふことが大切である。例へば昨年度の「債權者代位權の效用を説明すべし」といふ問題に於て代位權位から書始めてあるのはよいとして、債權の意義から長々と説明してある答案が相當にあつたが、之は實力の相違にもよることであらうが、これが私の所謂試験技術即答案の要領が拙いといふことになる。答案作成に依つては先づ問題の急所を衝くと云ふことが大切である。

(五) 答案に於ては漫然たる多量の知識よりも判然たる知識の表現が要求される故に結論のみを挙げ理由が判つきり挙げてないのはよくない。結論が誤つてゐても委員をしてうなづかせる様な理由が判つきり挙げてあればむしろ其の方がよい。例へば、法律行爲の原因にせよ、物權が無因行爲なりや否やの問題にせよ、學說としては有因說、無因說、折衷說等があるが何れの說を採用も受験者の自由である。學說の分岐點も考慮に入れる必要はない。要は學說の理由、其の說の基く所を充分書現はすといふ事が必要である。理由が支離滅裂では答案としての價値は認められない。

(六) 答案は粗雑に流れず、冗漫に失せず内容を充分表はすことが必要である。同一事項を何度も繰返し書くといふことは不必要である。中心點を委しく書くといふことは必要であるが短時間に纏めるのであるから緒論、本論、結論とこだはる必要はあるまい。三段構へで書いたことを結論で蒸し返すといふが如きは却つて醜態である。矢鱈に形を張り内容が無いのは受験者に取つても徒らなる時間の空費に畢るであらうことを覺悟すべきである。(受験界掲載)

### △公民科試験の普及を望む

遊 佐 慶 夫

公民科教育は政友會代議士木村正義氏が提唱され、從來の法制、經濟科を改正されたもので、將

來國民の中堅となる可き少年を指導する中等教育に、現在日本の政治經濟社會に即した教育を施さんが爲に實施せられたのであつて、私は一昨年始めて文部省から公民科試験委員として任命されたのであつた。

この試験は高等試験に比較して試験の歴史も淺く、言はゞ開店早々の試験なので制度や諸般の事情が明確でない爲に受験者諸君も試験準備に種々當惑した事と思ふ。私は試験をなす以上は試験科目とかその他の事情は出来るだけ明瞭に受験者に知らせる事が受験者をして無駄な勞力を省かしめ、且試験を公平に行はしめる所以であると思つてゐる。

文檢は毎年六七月頃施行せられる事になつてゐるが、試験は豫備試験と本試験、口述に區別されて行はれ、豫備試験は各地方廳に於て實施せられ、この豫備試験に合格した者が東京に來て本試験を受験することになつてゐる。故に樺太や朝鮮から東京にまで來て本試験に失敗する様な事があつては、受験者にとつても氣の毒であるから、豫備試験は嚴格にやつて大體を篩ひ落す事にしてゐる。従つて豫備試験を輕視する事は禁物である。

私は委員を命ぜられた時、唯公民科の試験をする様命ぜられたので別に何科目と指定された譯ではないが、野村教授が公法、私が私法といふ事になつたのである。而して問題は五人の委員が合議

の上で五題出してゐるが、實際は各委員が一題提出する結果になつてゐる。公民科として必要な法律と言つても甚だ漠然たるもので、私法の範圍でも商法迄課しても良い譯ではあるが、その範圍が法律以外に經濟、教育、倫理等の各分野に及んでゐるので私としても相當考慮してゐる。尙公民科試験では民法の内でも總則、親族及相続は充分研究しておく事が必要である。問題は年によつて難易はあつても、難かしい時は、それ相當斟酌して採點するから、難かしかつたからと言つて悲觀する必要はない。尙教科書はどれも良い。各自が自分に氣持良いと思つた本を良く讀みこなし、細かい點よりも細かく岐れ行く過程を知悉して置く様にしておく事が肝要である。

私は筆記試験には試験場に行かないから如何なる方法で行はれてゐるか細かい事は分らぬが、試験には四時間に五題の問題を一度に課する事になつてゐるので受験者にとつては相當苦痛であると思ふ。口述も最初の年は一日に五人の委員が各室に別れて試問したので一日に五科目の口述を受けた事になり、高等試験の口述よりも受験者としては負擔が重かつた事と思ふ。二回目の時は委員が相談して二日に分けて行つたので受験者も幾分樂になつた事と思ふ。

公民科の受験者は毎回三百人前後であり、合格者は二十人位であつて高等試験よりも合格率は悪いが、前述せる如くこの試験は歴史が新しい爲に受験者も充分の準備を以て臨む者が少い爲でもあ

らう。私は將來公民科試験は高等試験と合併し、高等試験制度の如く科目別を判然と示し、合格者は高文合格者同様高等官待遇の資格を與へる事にしたら良くないかと思ふ。(受験界掲載)

##### 五、氣賀勘重氏

明治六年三月靜岡縣濱松市三輪幸一郎二男に生れ、後氣賀敬太郎の養子となる。明治二十五年上京して慶應義塾に入り二十八年同大學文學部を卒業す。直ちに母校同塾の教授となり明治三十二年慶應義塾より經濟學、經濟政策、財政學研究のため獨逸に留學を命ぜられ、ゲツチンゲン、ライプチヒ、ベルリンの諸大學に學び、ライプチヒ大學に於てドクトルの學位を得て歸朝、慶應義塾大學教授として勤め、大正三年法學博士の學位を授與せられた。現在米價調節委員會委員、經濟調査會委員、臨時國民經濟調査委員、臨時産業調査委員、小作調査會委員、人口食糧問題調査會委員等の公職を負うてゐる。又高等試験委員として行政科の經濟を受持つていられる。

氏は多く和服を用ひられるのであらう、口述試験のときもやはり和服のまゝである。少しくゞみ勝ちのまゝ大變忙しさに次から次への質問をあげせる。しかし不明の點は實に平易に教へて下さることはありがたい。くだいことや生かじりの術語など並べることが非常にきはれる。理窟でなしに經濟現象の事實を平易に簡單に述べねばならぬ。筆記試験でも同様な心持ちで答案を作らねば

ならぬ。このことは氏の受験者に対する所感によつて知るべきである。

氣賀博士の出題は、(一)通貨膨脹の影響を説明すべし。(二)利潤と物價との關係を説明すべし。(三)質屋の利子が銀行利子よりも高率なる理由如何。(四)獨占業者が自由に價格を左右し得る限界如何。の四題である。公民科の試験はまだ回数を多く重ねてゐないので氏の出題傾向も豫想し難いが、經濟の理論的な問題よりも現實の經濟現象に即した生きた問題を選ばれる様である。そして殊に最近は利潤、利子、價格、地代等に關係したことが問題の中心となつてゐる様である。氏は昭和五年より河田嗣郎博士、河津暹博士と共に高等試験行政科の經濟學を受持つていられる。それで次の問題中には少くとも三分の一は氣賀博士の出題がある筈であるから参考の爲に掲げてみよう。

- 1、賃金理論によりて失業發生の理由を説明せよ。(昭和五年行政科)
- 2、同一社會に於ける金利は一に歸する傾きありといふ、事實果して然るか。(同)
- 3、價格決定の法則より觀たる市價調節の手段方策を略説すべし。(同)
- 4、一般的生産過剰は實現すべきや。(昭和六年行政科)
- 5、通貨緊縮の各種生産業に及ぼす影響如何。(同)
- 6、地代と農産物との關係を説明すべし。(同)
- 7、資本成立の要件を説明し資本の増殖に必要な施設を論ずべし。(昭和七年行政科)
- 8、産業統制の意味及び實行方法を説明すべし。(同)



- 9、貨幣の名目価値と實質価値と一般物價との關係を問ふ。(同)
- 10、生産業と價格との關係を論述せよ。(昭和八年行政科)
- 11、獨占業者は其の生産物の價格を隨意決定するを得るや。(同)
- 12、利子は絶無に歸せしむるを得るや。(同)
- 13、資本増殖の過程を説明せよ。(昭和九年行政科)
- 14、カルテル禁壓政策の内容及効果を説明せよ。(同)
- 15、利子及利潤の増減と物價との關係を論ず。(同)

以上の問題の中で3・6・9・12・15の各問題がどうも氣賀博士の出題の様な氣がする。これ等は何れも重要な問題だから受験者の心すべきものである。次に氣賀博士の著述の主なるものをあげよう。

- |             |        |       |
|-------------|--------|-------|
| 一、經濟講話      | 國民工業學院 | 〇・八〇圓 |
| 二、經濟政策上     | 改造社    | 〇・五〇圓 |
| 三、農村問題      | 岩波書店   | 〇・六〇圓 |
| 四、アダムスミス國富論 | 同      | 〇・八〇圓 |

以上のうち一と二を必讀のものと考へる。就中經濟講話は博士の唯一の纏つた經濟學の力作であつて、生きた經濟現象を痒いところに手のとどくやうに説明されてゐる。この一冊の精讀で生きた

經濟學の知識が得られ博士の出題の解答要旨を掴むことが出来る。私は合格後博士の御厚意によつてお手許にあつたものを分けて頂いたのである。次の經濟政策の中には博士の工業政策がのべられてある。カルテル・トラスト等の獨占業のことや賃銀のことやありと凡ゆる工業政策のことがのべられてゐる。丸善から發行された大部な工業政策の要約にも當るものである。改造社の經濟學全集の一部で書物の値も安いから求めて讀まれる事をおすすめる。農村問題も一讀に値するが博士の最近の研究でもないから必讀にも及ぶまい。その他のものは公民科には直接必要はない。博士は色々御忙しいので著述が比較的尠ないのは受験者にとつて残念である。しかし博士は殊に困難な問題を出したりする様なこともないから、上記の博士の著書及び其の他の普通の經濟學を一通りやつておき、博士の受験者に対する次の注意をよく味つて準備すれば、經濟學の部は切り抜けることが出来るであらう。

#### △文檢公民科檢定試験受験者へ

氣賀勘重

初めて行はれた公民科の試験で私の見た經濟學は從來の法制經濟科の時よりも出來が悪かつた。つまり今迄よりも勉強の範圍が廣くなつたので、それだけ經濟學の方に手が廻らなかつたの

ではあるまいかと思ふ。試験の答案を見ると、言葉の末の解釋に拘泥してその言葉のもつ實際の事實を知らぬ。従つてその概念が明瞭でない。經濟は我々の日常生活に見聞する事實を對象として勉強するものである。然るに受験者は書物を読んで居り乍ら日常の經濟事情が分つてゐない。經濟學は世間離れた抽象的な學問の様に考へて實際を少しも知らないものがある。

例へば物價について物を賣るには店で勝手に値段を定めて賣るが何故其の値段を定めるかときくと、この具體的なことに答へられないものが多い。經濟學の需要供給の根本的關係から價格は決められることを云はない。經濟學を少しも學んだならこの需要供給の關係位は分つてゐるが之を實際に活用することが出来ないで、所謂「論語讀みの論語知らず」になつてゐる。公民教育としての經濟となつて見ればむづかしい哲學的な根本原則を求めはしない。日常生活に於ける經濟のことをもつと實際に即して知つてもらひたいものである。近來の學生の勉強法が一體さうであるやうに經濟學は書を読みさへすればよく勉強出來たと思つてゐる傾向があるが、勿論書物を讀んで根本原理は分つてゐなければならぬが、それを以て現實の社會事象を分析して行かねば經濟學は死に等しいものである。中には稀によく出來た人もあつたが多くの形式的な理窟を弄んでほんとうの概念の内容が明瞭に理解されてゐなかつた。

答案を見ると讀み難くて困るのが多い。文字の使ひ方、文の書き方がまるでなつてゐないのである。答案は自分の力を採點してもらふ重要なもの——即ち文字を通じて人につたへるもの——であるから其の點も少し慎重にしてほしい。文章の下手な人がごちや／＼に書いた答案は何が書いてあるのか丸で意味が分らない。答案は讀んでもらふことを念頭に置いて讀みよく書くことが大切な要件である。又用語に受験者として謹慎の態度を缺いてゐるものもあつた。

答案は問題の意味をよく考へてそれに適應するだけのものでなくてはならぬ。然るに多くの答案は、思ひつきのまゝを前後の聯絡もなく書き、分り切つたことを何のことか分らなく面倒に書いてゐる。用語に於てもでたらめが多い、經濟學そのものを本當に理解してゐたらその用語は誰が使つても同じ意義にかよつてゐるのであるが、自分で勝手に解釋してゐる爲か用語の不適當な個所が甚だ多くその爲に内容をすら不明にするものがある。近來よく使はれてゐる「資本主義」といふ語がある。資本主義を利益主義位に使つてゐるのか、經濟學的に使用される普通吾々の考へてゐる資本主義なる語とは全然異つたことに解して勝手に使つてゐるものが多い。又「經濟」を「輕財」とまるで茶化した様な用語を盛んに使つてゐるものもある。公民科教員として甚だ寒心にたへぬことである。

教科書や参考書を暗記したまゝで理解してゐない答案がある。(中略)もう一つは答案には、枕言葉は、不用なものである。問題の意味を、つきりと書けばよいのに、不要な序文めいた事を書いて飾つてゐるのがあるが、之も不必要である。そんな事をする間に一つでも重要事項を考へて書き加へた方がよい。

最後に参考書の問題である。どんな本を読んだらよいかとよく聞かれるが、私は経済學は人によつてそんなに説が違つてゐるものではないから、誰か大家の書物を一冊徹底的によく読んで、之を實際の社會事象にあてはめて考へながら讀む。この一冊を骨子として他の本を通讀して肉をつけて行くといふ方法でよいのではないかと思ふ。經濟學は人によつて異なるものではなくその大要とすべき骨子は同様であるからこの骨子を理解して之を讀み乍ら努めて經濟社會の事實を觀察することを怠つてはならない。嘗つて慶應義塾に於て私の講義案を印刷して出した經濟原論講義案といふ一六〇頁位の小著がある。之なども骨子のみを書いたものであるから、他書を読み現實に對照し之に説明をつければ經濟學の大要に通することが出来ると思ふ。又参考書は難解なものよりは平易なものを、大部のものよりは簡易なものによつて經濟學の根本的大綱を理解される様努められんことを希望する。(文檢受験生掲載)

### △受験者へ望む

氣賀勘重

文檢受験者の答案を見て最も痛切に感ずる缺點は、受験者諸君の多くが唯問題の文字の解釋乃至言葉の字義にのみ拘泥して、現在の事實に對する概念の把握にその不足を示してゐることである。一の經濟現象を説くにしても、それが如何なる原因により如何に社會的聯關を持つて經過したかを明にすべきであつて、今度の答案にもよく資本主義の爛熟時代といふ言葉が使はれてゐたが然らば資本主義そのものに就て十分な知識を持つてゐたかと云ふにさにあらず、又「資本」に就てもマルクスを始め種々な學者の學說を並べたて、自分はマルクスの學說を排し某々の學說をとると述べてあるが、何故某々のをとるかに就いては全然ふれてゐない。並べるならば矢張りどれが實際に當て嵌つてゐるかをよく考慮すべきで、唯某々の學說をとらただけでは何にもならないのである。更に經濟の問題で需要と供給に關係しない事柄はないのであるが、併しその需要なり供給なりの意義をはつきり諒解してゐる人は極めて少ない。言葉だけ知つて解釋がつかず、の結果反對の結論を引き出して答案とするものゝあるのは、言葉の意義にのみ捉はれたことを如實に裏書してゐるものと言ふべきであらう。さうした答案は近年殊に多いやうに感じられるが、

之といふのも唯受験のための局部的勉強を繰り返す結果であつて、法律にある言葉の解釋だけでは答案とならず又準備書の文字を讀んだゞけで本當の意味の分らぬことは茲に再説を要しない。今年の口述に出た生産費と價格の問題にしても、生産費の原理とか價格と價値の異なるやうなことは述べてあるが、價格が需要供給の關係より生れ一に生産費によつて決定されるといふやうに、根本的な生産費と價格の關係に就て述べてないのが半分はあつた。教科書によつてはそれを説いてないのもあるが、そのために以て兩者の關係を除外することは出来ぬ。

卑近な例を挙げれば中等學校の物理の教科書には引力に就ての説明があるが、併し教科書にあることのみを記憶してゐると、風船はどうして引きつけられないかとか、鳥の羽と鉛とで落ちる速度の違ふ理由とかの應用的な事柄にはすぐに返答につまつてしまふ。唯林檎の落ちる時だけでなく凡ゆる物象に考へを及ぼして行くべきであるを、教科書の暗記のみでは以上のやうな結果に兎角なり易い。經濟學の如き抽象的な學問では殊に教科書の内容と他の經濟現象との適用を深く考へる必要がある。

今年の或る試験の問題に「利子は皆無に歸せしむべきか」といふのがあつたが、その答案にも例へば「契約によつて利息をとらざることを約束したる時は利子は皆無となる」とか「元利金を返

濟し終る時は利子を生じない」等經濟の問題を民法の契約法と混同した如き甚だ遺憾に思はれる答案が少なくなかつたが、之といふのも一般に學問を實際からかけ離れたもの、現在の社會現象と學問が没交渉にあるやうに考へるものゝ多い結果ではあるまいか。吾々は經濟問題を通じて受験者諸君が如何に世の中の事實を判斷するかをきくのであつて、決して所謂深遠な學理の程度を調査するものでないことを呉れぐも留意して欲しいと思ふ。(公民教育掲載)

## 第五 参考書の選擇並に解説

試験を受ける者は提出された問題を手際よく解決して無事に合格することが直接の目標であるから、参考書も出来るだけ試験委員のものを読むのが有利である。然しながら公民科の受験準備には委員の書物だけでは必要なものが揃はないので他の權威者の著書を選んで讀まねばならぬ。試験委員以外の人のものを読むことは多少の不安を伴ふものである。例へば天皇は機關なりや否やについては美濃部博士と上杉博士が對峙してゐたやうに清水博士と野村博士とは立場が異なる。清水博士は「天皇は統治權の主體である」(帝國憲法大意四五頁)といひ、野村博士は「天皇は國家の機關にして統治權の主體は國家である」(憲法提要上一四七頁)といふ。又行政法に於て國家の機關に人格を認む

べきや否に關しても野村博士と美濃部博士の説は異なる點がある。これ等の點から委員の著書以外で研究するときは多少不安を伴ふものである。しかし之等の説は何れを探るも自己の知識體系に矛盾を來さない限り差支へない。委員は自己の説に迎合するか否かを見るのではなく、其の問題を通じて受験者の頭の働きの見ようとするのである。その證據に遊佐博士などは「結論が間違つてゐても理由がはつきりしてをればそれの方がよい」と言はれてゐる程である。又自分の一家言を堂々と試験に出す様な委員はない。現廣島控訴院長である長島毅氏はこれについて受験術世渡術といふ隨筆の中で次の様な興味あることを言つてをられる。「試験委員の著書は是非一讀して置く必要があるといふことです。が如何でせう」と尋ねる人がある。私は常に「暇があつたら讀むのもよいでせう、しかし自分の著書に書いてあつて外の著書に書いてない様な事を試験に出す様な没常識な試験委員はないと思つていらつしやい」と答へる云々。

つまり試験委員の著書に適當なものがあればこれに越した事はないが、然らざる場合には他の權威ある人の著書を選んで参考書にして準備すべきである。この見地から私の經驗を中心として必要な参考書をあげて解説しようと思ふ。

## 一、公民教育及び公民科概論に關する参考書

### 1、公民教育 (木村正義氏著、富山房、二・七〇圓)

十年前の著述であるが、公民教育の最も纏つた参考書であり委員の著として精讀を要する。公民教育運動の起因、公民教育の意義目的、我國教育制度と公民教育、公民教育と諸科目との關係等の各章は特に力を入れなければならぬ。

### 2、公民科の眞精神と其の實際 (長倉矯介氏著、目黒、四・五〇圓)

著者長倉教授は廣島高師の先生で、東京高師の原教授と共に公民科の精神を普及徹底せしめる爲に、文部省の命を受けて毎年公民科の講習に東奔西走して力説につとめていられるのである。本書は全半に公民教育の沿革、公民教育と公民科、公民科設置の趣旨、公民科の意義、公民の意義、公民教育と國民教育、公民科と政治教育、公民科と法制經濟、公民科と修身等の公民教育及び公民科概論の根本問題を明快に論じ、後半實に興味深く公民科要目の解説をしてをられる。受験者の必讀を要する書である。

### 3、中等公民科教科書 (木村正義氏著、富山房上〇〇・八三圓 下〇〇・八五圓)

公民科の教科書は数多いが、本書は其の中の最も優秀なもの一である。公民科受験者は必ず精讀しなければならぬ。本書を繰返し／＼徹底的にやれば公民科問題は大部分解決される。公民科準備の第一は教科書の徹底的研究である。教科書に出で教科書に歸れとは受験者の凡ての一致する見解である。本書の下卷九二頁の行政訴訟の(六)地方警察に關する事件は抹殺せねばならぬ。これは誤りである。近く改訂されると聞くから何れ改められるであらう。本書には木村氏の著公民科教授参考書があるから手に入れば参考にすることがよい。

#### 4、公民科新講 (山崎犀二氏著、東洋圖書、五・五〇圓)

著者は前に文部省圖書局發行課長として殆ど全部の公民科教科書の檢定に目を通した、其の數が八十種にも及んだといふ。緒論に公民科概論に關する問題をのべて、次に(一)社會生活及精神生活、(二)經濟生活、(三)自治生活、(四)政治生活、(五)國際生活、の五篇に分ち公民科の要目に關する教授要旨並に内容を解説してをる。數多い公民科の解説書の中で最も良書であると信ずる。公民科教科書の研究と並行して研究することによつて公民科の體系を作ることが出来る。本書を中心として凡ゆる参考書の中から必要材料を集めてゆけば公民科の體系が出来ると共に準備が遺憾なくとのふであらう。

#### 5、その他

公民教育の話(關口泰氏著朝日新聞社六〇錢)朝日常識講座の一部である。公民教育に關する諸問題が遺憾なく論じられてある。公民教育に關しては木村氏の前に掲げた公民教育と本書との二冊で十分である。公民教育の本質と其の教授法概説(原房孝氏著目黒一・四〇圓)この書も前記長倉氏の著と並んでいゝ書である。長倉氏の著書の代りに本書を使つてもよい。兩者併せやればこの上はない。小學補習中等學校公民教育資料大成(廣濱嘉雄氏著明治圖書上下各六・八〇圓)本書は東北帝大教授廣濱教授の著である。教授は師範學校を出て文檢教育修身法制經濟をとられて京大法學部に學んだ篤學少壯の學者である。本書は教育的見地から公民科の内容要目を詳細に説明せられてをる。公民科の教授には大なる便宜を與へる。たゞ上下二千二百頁にも及ぶ大部物だから全部精讀は出来な  
いが必要に應じて辭書代に使用すれば得るところが多い。公民教育講座(山海堂上下各三・五〇圓)本書も各専門家が公民科の要目を分擔して解説したものでやはり辭書代りに使用すれば便利である。上卷には後にあげる深作博士の公民教育總論がついてゐるからこれは見落してはならぬ。  
次に公民科教科書としては長倉氏の帝國公民教本、原氏の公民科教科書、河田氏の最新公民教科提要、廣濱氏の新撰公民科教本、大瀬氏のものなどよいと思ふ。しかし公民科教科書は多くを



見るに及ばないと思ふ。木村委員のものをやればそれで十分である。最近深作博士が大倉廣文堂から現代女子公民訓二冊を公にされた。これは委員の著述だから目を通しておくにこしたことはない。博士は口述で公民科の内容に觸れたこともきかれる。昭和九年度は口述で前日は職業について聞かれ「職業に貴賤の別があるか」との問ひに貴賤の別はないと答へて、博士から貴賤の別があるのだと教へられて恐縮した受験者も多かつたと聞く、博士の公民科の教科書殊にその参考書が手に入れば一讀することは口述の助となるであらう。

## 二、公民道徳に関する参考書

### 1、公民教育總論 (深作安文氏著山海堂三・五〇圓)

これは山海堂發行の公民講座上巻の最初に納められた博士の論文である。僅か四五頁のものであるが其の中に氏の公民教育及び公民道徳に對する根本的思想が現れてゐる。この小論文の爲に一冊の書を求めねばならぬのは損だと考へるかも知れないが受験後になつて讀んだことの値打が分るであらう。圖書館を利用し得る人は全部をノートに寫すがよい。そして深作博士の思想傾向及び考へ方を了解しなければならぬ。氏は元來自分の著書にある内容をその儘書けばよいやう

な問題をあまり出さないので準備がやりにくい。眞に力がないと纏らない問題が多い。委員の方から見れば實力の分る問題である。受験者はこの點を心にとめてこの論文を自分のものとしておきたい。

### 2、改訂實踐倫理要義 (深作安文氏著アテネ書院二・八〇圓)

これは舊著を改訂したもので、個人倫理・家族倫理・社會倫理・國家倫理・目的論を論じたもの、目的論には倫理學説を批評して最後に氏の社會的人格主義をのべて結んでゐる。これは博士の最も纏つた倫理學の體系を示すもので最初に公民科に向ふ人は熟讀しなければならぬ。この代りに春秋社發行のエンサイクロペヂヤ哲學第三冊中の倫理學を見るもよい。兩者併せ讀めば更により。一を選ぶなら實踐倫理要義の方がよからう。

### 3、國民道徳要義 (深作安文氏著弘道館四・〇〇圓)

修身科に於ける國民道徳研究の虎の巻である。修身科から來た人は無理にやるにも及ぶまいが、公民を最初にやる人等は眼を通しておきたい。勿論今迄の様子から見ると公民科には國民道徳方面からは出されない様であるが、それで將來を保證するわけにはゆかぬから、我國の家族制度と國民道徳、我國の國體と國民道徳、我國性、國民道徳、神道と國民道徳、武士道と國民

道徳、外來思想と國民道徳等の部分は後の重要問題としてあげた問題の解答をさがす程度に読んでおくべきであらう。

4、外來思想の研究（深作安文氏著山海堂一・五〇四）

博士には思想と國家、思想と人格、思想と日本、社會思想の批判的研究等の各相當大部な著書があるが大體に於て内容は大同小異であるから一々讀むに及ばない。こゝにあげた外來思想の研究は簡單で試験準備には至極適當に出來てゐる。これを讀んで外來思想の長短を理解すべきである。これをやれば外來思想に關する他の書物は見ないでよいと思ふ。

5、改訂現代中學修身（深作安文氏著目黒三・四・五の三卷）

本書は深作博士の公民道徳の筆記及び口述に最も適當な参考書である。從來の現代中學修身を是近改訂し文部省檢定出願中である。この中の公民道徳に關するものは精讀せねばならぬ。この深作博士の修身の代りに、友枝高彦氏の改訂中學修身又は改訂師範修身の卷三四五を見るもよい。これは修身科をやつた人などは必ず所持してゐるであらうからそれを利用するがよい。又湯原元一氏著近藤兵庫氏補訂の新制中學修身教本を用ひてもよい。その中には輿論や社會連帶などの既出問題を含んでゐる。要するに是等の修身書は全部をやる必要はない三四五卷中の公民道

徳關係の部のみやればよい。

6、其の他

以上あげた参考書で公民道徳の準備は澤山である。公民科の受験準備書の中には吉田博士の倫理學演義や、色々な倫理學史又は國民道徳の参考書をあげてゐるが、公民道徳といふ點からは修身科で研究するやうな程度に倫理學史や倫理學原理論を研究する必要はない。勿論餘裕のある人は別であるが、そんなに根本的にやつてゐては多大の時間と努力とを要し、公民科の如き廣い範圍の學科をマスターするには幾年もかゝるであらう。要するに公民科準備の爲の倫理研究は修身科の研究とは自ら相違する、公民科では公民生活から見た倫理の研究でなくてはならぬ。政治的、經濟的、社會的生活から見た所謂公民科的の倫理の研究でなければならぬ。それ故以上にあげた著書の熟讀把握で十分と思ふ。注意すべきは修身科の經驗ある人以外は公民倫理の研究に可なりの努力を注がねばならぬことである。それ等の人は大島正徳氏著自治公民の根本義（至文堂二・五〇四）深作博士の我國體觀念の發達（東洋圖書二・五〇四）位は讀み足してほしい。

三、公法に關する参考書



1、法學通論 (中村進午氏巖松堂三・五〇圓)

本書が最もよいといふのではなく私が本書に據つて法律全體の輪郭を得た經驗からあげるのである。織田萬博士の改訂法學通論(寶文館四・四〇圓)、三瀨信三博士の近世法學通論(有斐閣二・五〇圓)金森氏の法學通論(巖松堂一・六〇圓)孫田秀春氏の改訂法學通論(有斐閣二・三〇圓)の何れでもよいから、先づ最初に通讀して法律全體に關する概念を得ること、刑法、商法、訴訟法等の概要を心得ることが大切である。何等の豫備知識なしに大部な専門法律書にはいると大森林で道に迷つた様に、そのものゝ全體に於ける位置を忘れてしまふので不利である。

2、帝國憲法大意 (清水澄氏著清水書店一・八〇圓)

簡単な叙述の中に實によく憲法學の全體が纏められてゐる。立憲政體の特色、勅令、國務大臣、裁判所、租税と手數料、豫算等の部分は論旨實に明快である。再讀三讀すべき部分である。この代りに同博士の著した帝國公法大意第一分冊憲法(清水書店二・五〇圓)を用ひらるゝもよい。又清水博士の逐條帝國憲法講義(松華堂四・五〇圓)は良書である。システムの研究と逐條的研究は平衡してやるがよいと言はれてゐるから、この書に是非目を通したい。先づこれ等を讀んでこの土臺の上に次の美濃部氏の著を見るがよい。

3、憲法提要 (美濃部達吉氏著有斐閣四・〇〇圓)

美濃部博士が我が國に於ける憲法學の泰斗であることゝ、本書が我憲法學に於て重要な位置を占めてゐることは既に定評がある。法學通論の上に清水博士の帝國憲法大意を讀み、次に本書を讀んで側線を引くなり見出しをつけるなりして憲法に關する問題の解答内容を準備しつゝ讀まねばならぬ。大體に於て野村博士と學說の相違もないやうだから安心してやれるのである。

4、憲法提要上 (野村淳治氏著有斐閣二・八〇圓)

本書は博士が早稻田、中央兩大學に憲法講義を委嘱せられ、其の講義の參考書として刊行されたものである。國家の要素を土地、人民、權力者、權力、憲法と見る説、國家の目的、國家存立の理由、法の本質、法の觀念、公法と私法、權利及義務、國家と法律との關係、領土の法律上の性質、臣民の權利及義務、立法司法行政の區別、憲法と皇室典範との關係、國家の聯結と國際聯盟、比例代表法等は必讀を要する部分である。氏の著行政法と重なる部分もあるから兩書を併せ讀めば印象を深くする。下卷は憲法本論の豫定だからその刊行がまたれる。

5、日本行政法大意 (清水澄氏著清水書店一・八〇圓)

行政法の名著である。本書一冊を我ものとすることによつて公民科の行政法は大部分を片づけ

ることが出来る。行政官廳の意義、内閣制度の性質と總理大臣の職責、官吏、自治公共團體、營造物、行政處分、行政訴訟、行政訴訟、財務行政等の部分は熟讀しなくてはならぬ。先づ行政法の研究は本書により基礎をつくり、次に野村氏の行政法に移るがよい。

#### 6、行政法 (野村淳治氏著日本評論社約五圓位)

現代法學全集一、二、三、七、一四、二八、二九、三七、の八冊に亘るものである。はじめの七冊で行政法總論は一まとまりになつてゐるから、これだけは必らず見なくてはならぬ。氏の憲法提要と内容に於て共通のものがあるので印象を強める。氏の大學に於いて出題された問題及び後にあげる問題を参考しながら、其の重要點に留意して讀まねばならぬ。後の一冊三七は行政法各論拾遺となつてゐる。私は前の五冊やつて後の三冊は讀むひまがなくて見なかつた。行政法は清水博士の前掲の書とこの野村氏のもので十分である。

#### 7、其の他

公法關係の参考書は以上で十分である。私は美濃部博士の行政法提要(有斐閣上・三・六四下三・八四)を必要に応じて部分的に辭書的に使用したが通讀はしなかつた。公民科にはこれよりも野村氏のものの方がよいと思つた。又美濃部博士は岩波から行政法1及び2(各〇・八圓)を出された。小さい

が纏つてゐるから同氏の行政法提要よりもこの方がよいと思つた。憲法の参考書には美濃部博士の逐條憲法精義、清水博士の逐條憲法講義、金森氏の帝國憲法綱要等も立派な著述である。これを既に有たれてゐる人は中心書としても差支ない。なほ朝日常識講座の地方自治制の話も爲になる書であることを附言しておく。

#### 四、私法關係の参考書

##### 1、新訂民法概論總則篇 (遊佐慶夫氏著有斐閣四・〇〇圓)

法學通論で大體民法の輪郭を擱んだなら、遊佐氏の普通教育民法大要(巖松堂一・一〇圓)又は穂積重遠氏の民法讀本(日本評論社一・〇〇圓)を通讀して民法の大意を理解し、其の上に立つて本書を精讀するがよい。遊佐氏の出題及び後出の民法問題の解答材料をさがすつもりで研究する。そうすれば力を入れるべき點と然らざる點とが明になる。私權の行使及保護、法人格の基礎、法人の能力、理事、動産と不動産、法律行爲、公序良俗の原則、意思表示、代理及代理權、法律行爲の有効及無効、時効等は特に入念に調べねばならぬ。本書は相當むづかしいから心をしめてかゝらねばならぬ。民法總則篇は民法の骨とも言ふべき部分だから特に入念に研究し力を養はねばならぬ。

本書の代りに同博士の民法原理總則物權債權(巖松堂七〇〇圓)を用ひてもよい。これを用ふれば物權と債權を他書で補はずにすむから便利であらう。物權債權は必らず口述で細かいところまで問はれるから氏の著書で準備しておくことは賢明である。

2、民法I總則物權上(我妻榮氏著岩波〇・八〇圓)

東京帝大新進の民法學者である。氏には民法總則(民法講義I岩波)、物權法(民法講義II岩波)、現代法學全集中の民法總則物權等の各著があるが、本書はこれを縮約したやうなもので僅か三百頁の小冊であるがすばらしい好著である。遊佐博士の民法概論よりも分りよい。民法總則物權はこれを中心書としてもよいと思ふ。法律行爲、公序良俗、代理、時効等の部分は精讀に精讀を重ねたところである。最近民法Iとして物權下・債權篇が出たからあはせ讀むべきである。

3、民法II親族相續(中川善之助氏著岩波〇・八〇圓)

これは我妻氏の著民法と姉妹篇で實に名著と言つてよい。殊に民法改正案と現行法とを對照してゐるから理解と印象を強め興味多く讀むことが出来る。たゞ多少公民科の準備には委しすぎる點があるやうに思はれるが後掲の問題を引き合せながら讀めば自ら要點と略すべき點との區別はつく筈である。本書は少し委しすぎるからこの代りに、穂積重遠博士が岩波から出してゐる親族

法大意(改訂版一〇〇圓)及び相續法大意(一・四〇圓)の二書をやるがよい。この二書だけで親族相續の準備は完全に出来る。私は主としてこれによつて親族法相續法をやつた。

4、民法講話(末廣博士著岩波上二・三〇圓下二・二〇圓)

末廣博士の名著である。本書には民法の原理が實によく生かされてゐる。それで精讀することによつて生きた民法の知識が得られるやうに思はれる。上卷には不法行爲による損害賠償、無過失損害賠償、契約自由の原則、契約自由への干涉、公序良俗、親權の濫用、家の意義、戸主權、婚姻豫約、家督相續等極めて重要な記事があり、下卷には債權物權の生きた知識、労働の法律、農村の法律、委任と代理、信託、組合と法人等の重要記事がある。私は民法の研究でこの書から得る所が頗る大であつたと思ふ。殊に上卷の方に随分力を入れた。

5、その他

民法は以上の参考書で十分である。債權篇は遊佐博士の民法原理か我妻氏の民法Iかで一應やる必要があらう。末廣博士の民法講話の下卷には債權に關する記事があるからそれによつてもよい。私は横田秀雄氏監修法學士安積伊二郎氏の著した法律提要(公法の部と民事の部二冊教文社發行特價三圓位)で債權の部を拾ひ讀みにしたが、割合に得るところが多かつた。穂積博士の民法讀本

は試験前に求めて讀んだ、そしてこれは民法入門書として最初に通讀するがよいと感じた。無過失損害賠償責任論のあたり(一七四—一八四頁)は非常に参考になる。末廣博士の民法講話上(二〇三—二三〇)の不法行為による損害賠償の部分と併せ讀めば得るところも多からう。民法を要領よくマスターすることは公民科の最大難關である。外の書もだが特に民法を研究するときには法文を参照しながら讀めば非常に力がつくものであることを注意しておく。

## 五、經濟關係の參考書

### 1、經濟講話 (氣賀勘重氏著國民工業學院〇・八〇圓)

本書は氣賀博士の經濟學の唯一の纏つた著述である。博士は東京市京橋區銀座六ノ四交詢ビルにある國民工業學院の教務委員をされてをり、嘗つて國民經濟の進歩及び物價と所得といふ二つの著があつた。本書はこれを改編修正したもので初學者の爲に經濟學の大綱が明瞭に平易に説明されてをる。公民科經濟學準備の虎の巻である。本書を徹底的に讀んで我物とすれば公民科の經濟は十中九まで無事に通過するであらう。内容は(一)經濟とその本則、(二)社會の經濟、(三)生産の要素、(四)生産の組織と制度、(五)物價、貨幣、信用、外國貿易と爲替相場、所得、所得の

消費の七講からなつてゐる。就中物價のところの需要と供給貨幣のところの貨幣の實質的價値と表面價値、所得のところの地代、利子、賃銀、利潤、所得と物價などの部分は筆記に口述に出されるところであるからよく注意せねばならぬ。本書は隅から隅まで山をかけずに正直に徹底的に研究することが必要である。公民科の經濟は理論的知識を見るのではないと言はれる博士の言葉をよく味つてほしい。

### 2、經濟學 (河津通氏著清水書店三・〇〇圓)

河津博士は氣賀博士と共に高等試験行政科の經濟學を擔當してをられた。博士は高等試験受験者に「特に受験の爲の經濟學はさう深く研究する必要はなからうと思ふ。ラヂオ講演及新聞雜誌に現れた經濟記事或は時事問題に關して出版されたパンフレット類の解説書程度で充分であるから是等を出來るだけ見聞し、その論旨を把握し判斷し得るだけの頭を練つて置くべきである。要するに經濟常識を今少し深めた程度のものであれば良い。」(受験界九、十二月號)と言はれた氣賀博士と全く同意見である。本書はこの立場どほり實に平易に而かも學術的に經濟學全體をまとめたもので受験者の必讀書である。

### 3、經濟學の實際的知識 (高橋龜吉氏著改造社〇・二〇圓)

本書は改造文庫中の一小冊子であるが中味は實に堂々たるものである。現代の經濟組織を個人主義、營利主義、投機主義と見た點、物價と金利、通貨膨脹の影響、通貨收縮の影響、貨幣價値の本質、爲替相場、中央銀行の使命等見逃すことの出来ぬものがある。公民科では大部な經濟學原論等をやるには及ばない。本書の如きもので生きた經濟學の知識を得ることが何よりも必要である。

4、常識經濟讀本 (高橋渡氏著南光社一・三〇圓)

これも通俗的なものだが、却つてむづかしい經濟學の書物よりも生きた知識が得られる。書物の價値は装釘の金文字ではきまらぬのである。機械の發明と失業、恐慌の原因、カルテル、トラスト、コンツェルン等の企業の獨占、カルテル、關稅、インフレーション等の項目は一讀して益する點が多い。

5、經濟政策要論 (渡邊鐵藏氏著清水書店二・五〇圓)

公民科の經濟學といふ範圍に委員が經濟政策を含ませてゐるかどうかははつきりしないが、無試験檢定指定の大學の學科目にも社會政策が一單位加へられてゐるし、又公民科の内容には社會政策の一部として經濟政策も含まれてゐるし、又政策のない經濟學は兎角机上の空論たり易いか

ら經濟學と經濟政策は相關的にやるべきである。その爲には本書が先づ適當であらう。しかし少し舊い著述で日進月歩の勢で進んでゐる現下の經濟政策としては何かもの足りない感じがする。この點は次の氣賀博士のもので補へばよからう。

6、經濟政策上 (氣賀勘重氏著改造社〇・五〇圓)

これは改造社の經濟學全集の中の一部である。この中に氣賀博士の工業政策が含まれてゐる。この中でも營業自由の制度の長短、工業經營法の發達、株式會社、カルテル・トラスト、公團體の事業經營、工業保護政策、勞資協調策、勞働者保護、賃銀制度等の部分は多大の参考となる。7、其他

公民科の中に財政學が取り入れられてゐる事は事實だが、試験には別に系統的に財政學を調べる必要はないやうである。私は全然見るひまがなかつた。若し不安を感じるなら清水書店の財政學(八〇錢)朝日常識講座中の豫算の話(朝日新聞社六〇錢)か、馬場鏝一氏の財政學(清水書店二・五〇圓)かを見ればよからう。なほ經濟の参考書は頗る多く、私も太田正孝氏の經濟讀本、山崎覺次郎氏の經濟原論、小林丑三郎氏の批判經濟學、中山伊知郎氏の純粹經濟學、勝田貞次氏の平價切下に備へよ、高橋龜吉氏の世界資本主義の前途と日本、荒木光太郎氏の貨幣と物價等を讀んだ

が、公民科ではこれ等を読むに及ばない。前記の参考書で十分である。なほ朝日新聞社の常識講座中の物價の話(牧野輝智氏著六〇錢)と井上準之助氏著の國民經濟の立直しと金解禁の附録の勝正憲氏著金解禁問題の解説(千倉書房三〇錢)はどちらも好参考になった。經濟方面はこんな常識的なパンフレット様のものの中には割合爲になるものがある。

## 六、辭書其他

### 1、法律關係の辭書

法律辭書(渡邊萬藏氏著一八圓古本十二圓位)これは一寸舊いけれども手頃である。私は常に座右に置いて参考したが得るところが多かつた。法律學辭典(末廣嚴太郎、田中耕太郎兩氏編輯岩波書店全五卷三二圓)執筆者は我國現代の代表的法律學者百四十名である。第一卷は既に發行せられた實に豊富な立派な内容である。昭和十年十月には完成の豫定である。値段の點で多少無理になるかも知れぬ。法律に親しむ者は持ちたい書である。其他非凡閣から發行してゐる日常法律辭典、國民政治辭典(各冊一圓)は簡單だが公民科の教授用には便利である。試験用の参考書としては少しものたらない。法律提要(横田委雄氏監修敎文社特價二冊で三圓位)上卷は公法全體を答案的に又ノ一

トの如くまとめてゐるが、その中で憲法、行政法、陪審法などが参考になる。下卷は民事全體を集めたものだが、民法總則及び物權債權親族相続等が参考になる。但しこの書はどの程度まで信用してよいか責任を以ては言へないが、割合に便利であつたことは事實である。同文館の法律大辭書三冊は、八圓位で古本が得られる。だいぶ古いが山岡萬之助氏の法學辭典といふものもある様だが内容は知らない。

### 2、經濟關係の辭書

經濟學辭典としては岩波書店發行の經濟學辭典六冊(二八圓位)が最もよい。しかし相當高價であること、公民科の經濟は單なる經濟學の理論的知識を求めてゐるのではないから、苦しんでも買ふには及ぶまい。同文館經濟大辭書五冊は十八圓位で古本が得られる。中には委員氣賀氏の執筆もあつて便利ではあるが、これもなくてはならぬと言ふ程のものではない。改造社の經濟學辭典(特價二・五〇圓)は値段の點からは安い活字があまり小さいのと伏字があまり多いのと唯物史觀的に偏つた點があつて公平でないのと、公民科用としては感心しない。但し持つてゐれば便利なこともいくらかあらう。神田豐穗氏の經濟辭典(龍文閣一・五四)も書いてあることがはつきりしない。唯小さいながら日常經濟常識を養ふ爲にこれはよいと思ふのは大阪毎日編輯の新

修經濟語辭典(一元社一・五〇圓)である。なほ非凡閣から出してをる國民經濟辭典(一圓)は經濟學の初歩のものや公民科教授用には一寸便利なものである。

### 3、教育倫理社會關係の辭書

篠原博士の教育辭典と入澤博士の教育辭典とは最も手頃な教育辭典であるが、公民科の準備ならこれ等を求めるにも及ばないと思ふ。倫理方面の爲には岩波の哲學辭典(十六圓)は最も、社會關係教育關係哲學關係等仲々廣範圍に亘つてゐる費用の許す人にはお奨めする。高島素之氏の社會問題辭典(新潮社五圓)は社會關係の事を知るためにはよいが、これも必ずすといふ程ではない。要するにこの方面で辭書の必要を感じる人は岩波の哲學辭典を一つ求めればよいと思ふ。

### 4、六法全書

六法と言つて現在の六法全書にはその他の法令が數多く盛られてある。六法全書は法律家の經典とも言ふべきものであるから、必ず一部を持たねばならぬ。岩波六法全書(二・二〇圓)は最もよからう。平凡社の六法全書もよいと思ふ。最近の六法全書は段々活字を細かにするからどうも見にくい。私はもつと活字の大きい、そしてインクの散らぬ紙質の六法全書がほしいと思つてゐるが、現在のところ見あたらず。次に法文は重要なものは暗記するがよいと言ふ人もあるが、公

民科では條文の單なる暗記よりもその意義精神を掴むことが大切だと思ふ。勿論憲法の如きは重要な點は暗記しておくがよい。民法も特に重要なものはおぼえてゐてよい。例へば第九〇條の如きものはそれであらう。

### 5、新聞雜誌類

公民教育は帝國公民教育協會から出してゐる月刊雜誌(毎月四十錢)である。公民科の受験記及び藤谷氏の受験指導欄等は爲になる。文檢受験生は大明堂から發行する月刊雜誌受験記によつて志氣を鼓舞し指導欄によつて準備の要領を知るのに都合がよい。一冊五〇錢である。受験界も公民科の研究に爲になる雜誌である。高等試験の準備法や、問題があるし、各大學の試験問題ものるし公民科の受験記事も出る。普通毎月三十五錢だからこれもよいと思ふ。又經濟雜誌エコノミストなども爲になる。最後に新聞は大阪毎日東京日々、大阪東京朝日等の經濟欄に氣をつけておくがよい。これは經濟界の眞の動きと生きた經濟上の知識を養ふ上に極めて必要である。私は大阪毎日の經濟欄によつて得た所が甚だ多かつた。受験者の注意すべきことであると思ふ。

## 第六 準備の秘訣 II 研究法

僥倖を夢みてかゝる輩は別として、必勝を期して進む者は、必らず計畫的に研究しなくてはならぬのである。それ故にこゝでは前節にあげた参考書を如何なる方法で研究すべきかを述べようと思ふ。

先づ最初に研究の態度について注意すべき二三をあげておく必要がある。第一は公民科の準備には二つの異なる態度があることを知らねばならぬ。それは法經的理論的態度と公民科的實際的態度である。前者は公民科の研究を従来の法制經濟の準備と同じ様に、公民教育、公民道德、憲法、行政法、民法、經濟と各分科的に體系をつけながら研究してゆく態度である。後者の公民科的實際的態度とは各分科的體系をほぐして公民科の要目の中に全部織り込み公民科の體系を作る様に研究して行く態度である。この兩態度は各一長一短を有する。法經的理論的態度はその分科の統一的知識は得られるが公民科そのもの理解が得られにくい。法經時代から續いて公民科へと志してゐる人の中にはこの缺點に陥つた人が多い様である。又公民科的實際的態度は公民科そのもの精神には合するが知識が散漫となるおそれがある。そこで私は兩態度を折衷して其の長所を生かす態度が最も合理的だと信じて次の如き態度で公民科を研究した。即ち公民教育關係と公民道德關係は最初より最後まで分科的體系を維持しその他の公法、私法、經濟關係のものも讀書の際は所謂法經的態

度で各分科毎に研究を進め、最後のノート作成の際にこれを全部公民科の體系の中に織り込んだのである。そして出来上つたものが問題研究の際に列記する問題の解答であつた。この虎の巻を作成し記憶することが私の準備の凡てであつたのである。私はこの態度を調和的態度と思つてゐる。そして私の體驗から言ふと最も合理的有效的な態度だと信じてゐる。勿論私のいふ法經的理論的態度で始終してもよいのであるが、この態度をとる人は公民科の要目研究をよほど深く研究して公民科の精神を掴んでゐなくてはならぬと思ふ。しかし私のいふ調和的態度の研究によれば、ひとりで公民科の體系が出来から公民科の要目研究を別に深くしなくともよいのである。

第二の注意は公民科では淺くとも廣い研究の方がよいといふ事である。尤も理想的にいへば深くて廣いに越した事はないが、僅かの年月に片付けようとするこのせち辛い試験には到底望まれないのである。従つて狭く深く研究するがよいか淺く廣く研究するがよいかと言へば後者が公民科には特に必要である。公民科を深く研究してゐる際は際限がないのである。勿論淺くとも廣くとは常識でよいと言ふ意味ではないのである。野村博士が「受験者はどの部門をも相當にまじめに研究しておくことが必要である。かうして準備をして置けばどんな問題に對しても何等かを答へ得る可能性がある。あるのであつて、試験を受くる上からいつて安全であらうと考へる」と言はれた注意を今一度讀み



なほしてほしい。河津博士も高文受験者に「受験法として狭く深く研究するか、浅く広く研究するか」といふ問に對しては私は後者を採る。(受験界九、十二月號)と言つてをられる。高等試験の受験者に對しても然りとすれば公民科の受験者に於てしかあるべきは言ふまでもない。

第三の注意は暗記的知識に偏せずして事實の理解を重んずべきことである。暗記は永續するものではない。理解のみ永續するのである。暗記しようくと力めて讀書してゐると勉強が如何にも窮屈であり又暗記も出来難いのである。それで研究に當つては参考書にある理論を教育的・道徳的・法律的・經濟的・社會的事實によつて理解する態度を採るべきである。この點に就ては氣賀博士の受験者に對する注意を再び熟讀されたい。もし私の研究法を實行されるならば記憶はノートが完成して後専らこのノートの内容の把握に利用すべきものであつて讀書作業中は理解して進めばよい、無理に暗記しようとか力めるに及ばないのである。この態度で進めば無理に暗記を強ひられぬから、讀書作業が實に楽しく行はれる上に却つてよくおぼえられるのは不思議である。おぼえようくとおぼえることに執着するな、それは却つて記憶を妨げる。意識的の暗記の必要は試験前になつてノートを頭にたゞみ込むときのことであると知られたい。

研究態度がきまれば次は研究の段取である。私は準備研究を第一問題研究、第二讀書作業、第三

ノートの作成、第四ノートの反復暗記の四段に分ける。この順序を秩序的にやることがつまり準備の秘訣なのである。

## 一、試験問題研究

多くの研究者は参考書を買ひ込んだら先づそれを目的なしに讀んで、後から問題を見てこんなところが出題されてゐたのかと氣がつく様なやり方をするが、これは効果的な方法ではない。第一回は通讀でもよいが、それよりも効果的な方法は先づ問題を研究して其の問題を座右に置きながら、その問題の解答内容を搜索するつもりで、こゝは出たことがある、あの問題はこれが答になるのだな、といふ風に、常に目的を以て讀んでゆくのである。單なる通讀は恰も超特急に乗つて沿線の風物を見る様なもので深い印象には残らぬのである。こゝの道理が飲み込めたら先づ第一に問題の研究をしなくてはならぬ。けれども公民科は新設後間もない學科だから問題の數も僅しかないの  
で、従来の法制經濟時代の問題、高等試験の問題、各大學の試験問題等の中から問題を選ばねばならぬ。但しそれ等の問題が悉く公民科として重要問題であるのではない。

そこには公民科には公民科として重要と考へられる問題があるのである。これ等の問題を調べる

には(一)高等試験問題集(巖松堂九〇錢)、(二)文檢公民科受験準備の指導(啓文社二・二〇圓)、(三)雜誌受験界などがよからうと思ふ。本書を読まれる諸君は次の私の分類問題によられることが便利である。この問題は以上の書及び其他のあらゆるものから重要問題を選択したものでこれに對する解答が用意できれば公民科は合格したものである。このことは私自身の體驗すみの事實であるから安心して利用されたい。

次に私の所謂法、經、理、論、的、態、度、で一貫して各分科別にやられる人は、この問題を列べ替へて自己の體系に適する様に排列しなほして然る後参考書をこれに照しながら研究せられたい。又私と同じ態度の研究コースを辿る人はこれをこのまゝ利用して差支ない。

### 第一 公民教育及び公民科概論の問題

- 1、我國に於ける公民教育運動の由來を述べよ。(重要)
- 2、公民教育の意義目的を論ぜよ。(重要)
- 3、公民教育の必要を論ぜよ。(昭九公豫)
- 4、公民教育と國民教育との關係を論ぜよ。(重要)
- 5、公民教育と職業教育との關係を論ぜよ。(重要)
- 6、公民教育と郷土教育との關係を論ぜよ。

- 7、公民教育と勞作教育との關係を論ぜよ。
- 8、公民教育と政治教育との相違及び關係を論ぜよ。
- 9、公民教育と社會教育との關係を論ぜよ。(重要)
- 10、公民教育と思想問題との關係を論ぜよ。(重要)
- 11、公民教育と道德教育との關係を論ぜよ。
- 12、公民教育と公民科との關係を述べよ。(重要)
- 13、公民教育の内容について説明すべし。(重要)
- 14、公民教育の方法を論ず。(重要)
- 15、公民教育の機關につきて論ずべし。
- 16、公民科の目的を問ふ。(昭八公豫)
- 17、公民科と修身科との關係を問ふ。(昭八公本)
- 18、修身科と公民科との關係を述べよ。(昭七修豫)
- 19、公民科と法制經濟との異同を問ふ。(重要)
- 20、公民科と歴史科との關係を問ふ。
- 21、公民科と地理科との關係を問ふ。
- 22、公民科と作業科との關係を問ふ。
- 23、公民科と國語科との關係を問ふ。
- 24、公民科と公民道德との關係を論ずべし。
- 25、公民科設置の趣旨を問ふ。(重要)

- 26、公民科教授方針につきて述べよ。
- 27、公民科教授上注意すべき諸點を述べよ。(昭九公本)
- 28、公民科教材の選擇及び排列につきて述べよ。(重要)
- 29、公民科教授に於ける教授段階を示して之を説明すべし。
- 30、公民科教授に於ける時事問題取扱上の注意を述べよ。(重要)
- 31、公民科教授要目の最初に「人と社會」を配せる理由を問ふ。
- 32、公民科に於て後學年に國家生活に關する要目を配せる理由如何。
- 33、公民科の最後に「世界と日本」なる要目を配せる理由如何。
- 34、公民訓練の意義を問ふ。(重要)
- 35、公民訓練と公民科教授との關係を問ふ。
- 36、公民訓練の方法を論ぜよ。

## 第二 公民道德の問題

- 1、國家の要素としての公民の意義を問ふ。(昭八公豫)
- 2、公民道德の意義を問ふ。
- 3、共存共榮の意義を問ふ。
- 4、社會連帶の意義を問ふ。(昭九公本)
- 5、社會連帶の倫理的趣旨を論ぜよ。(昭五高外)
- 6、社會奉仕の意義を問ふ。

- 7、社會的正義の本質を論ぜよ。(昭五高司)
- 8、連帶責任 Solidarity の意義を問ふ。
- 9、輿論と社會的制裁との關係を問ふ。(昭九公豫)
- 10、集團精神と個人精神との關係を問ふ。
- 11、社會と個人との關係を論述せよ。(昭六辯)
- 12、社會我とは何ぞ及び其の發展の過程如何。(昭二修豫)
- 13、社會意識の本質及其根本作用を論ぜよ。(大一〇京大)
- 14、個人主義を批判せよ。(大三修本)
- 15、國家主義を批判せよ。(大一五神高)
- 16、倫理學上より國際主義を論ぜよ。(昭八修豫)
- 17、法律と道德との關係を論ぜよ。(昭六專檢)
- 18、政治と道德との關係を論ぜよ。(昭二修豫)
- 19、經濟と道德との關係を論ぜよ。(昭八高外)
- 20、宗教と道德との關係を論ぜよ。(大一修豫)
- 21、道德と藝術との關係を論ぜよ。(昭元修豫)
- 22、文化と文化主義との意義を説明せよ。(昭九公本口述)
- 23、文化生活と道法の精神との關係を問ふ。(昭八公本)
- 24、文化の發達と道德生活との關係を問ふ。
- 25、文化の理想を問ふ。

- 26、思想と文化生活との關係を問ふ。
- 27、人格の特性を述べて道徳的生活の意義を説明せよ。(大八修豫)
- 28、人格の特性を述べて道徳的生活ある所以を説明せよ。(昭七修本)
- 29、人格の社會創作とは何ぞその意義を説明すべし。
- 30、公共善と個人善との關係を述べよ。
- 31、功利主義を批評せよ。(大一〇修豫、昭七高外、昭四高行)
- 32、進化的快樂説を批評せよ。(大九修豫、昭四神高)
- 33、唯理主義(形式主義)を批評せよ。
- 34、自我實現説を論評せよ。(昭六神高)
- 35、社會實現説を批評せよ。
- 36、社會的人格主義を説明すべし。
- 37、我國體の特色を論ぜよ。(大九修本)
- 38、我國體の道徳的意義を説明せよ。(大一〇修本)
- 39、國體と國民道徳との關係如何。(大七修豫)
- 40、國史と國民道徳との關係を述べよ。(昭六修本)
- 41、我が國民性を批評せよ。
- 42、日本精神を説明せよ。(昭八神高)
- 43、家族制度と我が國體との關係を問ふ。
- 44、家族制度と國民道徳との關係を問ふ。(昭三修本)

- 45、家族制度と國民道徳との關係を論じ且日本の家の觀念を説明せよ。(大元修豫)
- 46、家族制度の將來に就て意見を述べよ。(大九修豫)
- 47、家族制度と個人主義との關係を論ぜよ。
- 48、家族制度は現行民法に如何に表現せられたりや。
- 49、神社崇拜と我國體との關係を問ふ。
- 50、祖先崇拜と我國體との關係を問ふ。
- 51、祭祀の國民道徳上の意義を述べよ。(昭二神高)
- 52、儒教の日本精神に及ぼせる影響を問ふ。
- 53、佛教の日本精神に及ぼせる影響を問ふ。
- 54、危険思想の何たるかを説き其の取扱上の注意をのべよ。
- 55、思想問題に就いて調育上注意すべき點をのべよ。(昭六修豫)
- 56、デモクラシーを批評すべし。
- 57、社會主義を批判せよ。(大二修本)
- 58、唯物主義を批評せよ。
- 59、マルキシズムを論評せよ。(昭五高司)
- 60、道徳立國の意義を問ふ。

### 第三 公法・私法・經濟・社會の問題(其の一)

#### (一) 人と社會(公民道徳の問題参照)

一、人と社會

二、共同生活と共存共榮

三、國家の重要意義

- 1、個人と社會との關係を論述せよ。(昭六辯)
- 2、個人、社會、國家の關係を説明せよ。(昭四東大)
- 3、共同社會と利益社會との特質を比較せよ。(昭二京大)
- 4、共同社會關係の特質。(昭四高行)
- 5、利益社會の意義を説明すべし。(昭四辯)
- 6、國家の重要意義を問ふ。

(二) 我が家 (便宜民法總則の問題を加ふ)

一、家庭生活

二、我が國の家族制度

三、戸主と家族

四、親子・親族

五、婚姻・戸籍

六、相 續

- 1、我國の家族制度の特色を問ふ。
- 2、現行民法上に家族制度と個人主義は如何に調和せられたりや。  
〔註〕 公民道徳の家族制度に關する問題を参照せよ。
- 3、公権私権の區別をのべ且つ私権の分類をあげて之を簡單に説明すべし。(大四法本)
- 4、私法に於ける私権の行使及び其の保護につきて述べよ。
- 5、法人とは如何なるものなるかを説明すべし。(大一四法豫)
- 6、法人の意義並に公法人と私法人との區別を述べよ。(大八法豫)
- 7、法人の性質及び種類を論ずべし。(大二法豫)
- 8、法人の能力を論ず。
- 9、理事の性質及び其の權限を説明すべし。(昭三法豫)
- 10、法律行為の意義を説明すべし。(大正六法豫)
- 11、法律行為とは如何なるものなるかを説明すべし。(大正一三法豫)
- 12、法律行為の意義をのべその成立要件に付き説明すべし。(大九法豫)
- 13、法律行為の成立要件及效力發生要件。(昭七法本)
- 14、法律行為が完全に成立する爲の要件如何。(大一二法本)
- 15、意思表示の何たるかを説明し法律行為との關係を論ずべし。(大一〇法豫)
- 16、意思と表示の一致せざる場合の意思表示の效力を説明すべし。(昭二法本)

- 17、法律行為自由の原則を説明すべし。
- 18、私法に於ける公序良俗の原則を説明すべし。(重要)
- 19、私法に於ける誠實信義の原則を説明すべし。
- 20、法律行為と不法行為との相違を説明すべし。
- 21、民法に於ける代理の意義及效力を説明すべし。(大七法本)
- 22、代理權發生の原因を説明すべし。(昭九公本)(明三七高行)(明四三高行)(大九判)(昭四辯)
- 23、代理權は單獨行為を以てこれを授與することを得るや。(昭四法本)(明三六高行)(明四二高行)
- 24、表見代理とは何ぞや。(遊佐)
- 25、無權代理人の爲したる法律行為の效力を説明すべし。(大元高行)(大九高外)
- 26、代理と委任との關係を論ず。(大元高行)
- 27、信託と代理との比較。(遊佐)
- 28、法律行為の無効の原因をあげて之を説明すべし。
- 29、無効の法律行為と取消得べき法律行為との異同を説明すべし。(大二高外)
- 30、時効の意義及種類を略記すべし。(昭四法本)
- 31、「時効」制定法の趣旨並に其大要を説明すべし。(昭三法本)
- 32、時効の援用を論ず。(六一〇高行)
- 33、時効の中斷とは何ぞや。(遊佐、六一五高外)
- 34、法律上家の觀念を説明すべし。(大二法豫)
- 35、親族法及相続法に關する日本民法の重なる特色を論ぜよ。(明四一法本)

- 36、戸主權の性質及範圍を説明すべし。(大六辯)
- 37、親權の性質及び親權制度を設けたる立法の趣旨を説明すべし。
- 38、婚姻が女子の法律上の地位に及ぼす影響を述べよ。(昭三高行)
- 39、婚姻豫約の效力を説明すべし。(大四辯)
- 40、行為能力を説明し無能力者とは何たるかを説明すべし。(大一二法豫)
- 41、無能力者の意義及無能力者を認めたる立法の趣旨を説明せよ。
- 42、私法上に於ける未成年者保護の制度を説明すべし。(昭八公豫)
- 43、未成年者が爲せる法律行為の効果を説明すべし。(大一一五法豫)
- 44、無能力者相手方の保護について説明せよ。
- 45、後見開始の原因を説明せよ。(明三八法本)
- 46、後見人を置く場合及後見制度制定の理由を説明すべし。(昭四法豫)
- 47、家督相続を説明すべし。(昭二法豫)
- 48、家督相続と遺産相続との區別を説明すべし。(昭九公豫)(明三七法本)
- 49、法定の推定家督相続人の地位を説明すべし。(昭四高行)
- 50、遺言自由の得失を論ず。(明三五高行)

(三) 一家の生計 (民法の物權債權の問題)

一、一家の收入

二、生計費

### 三、勤儉貯蓄・保険

### 四、財産

- 1、民法上に於ける物の意義を述べ且其類例を舉げて之を説明すべし。(大三法本)
- 2、物の觀念を明にし動産と不動産との區別を説明すべし。
- 3、天然果實と法定果實との區別をのべ其の實益を論ずべし。
- 4、物權の意義及び其の效力を説明せよ。
- 5、物權は無因行爲なりや。(遊佐)
- 6、物權と債權との差異を説明すべし。(大五法本)
- 7、物權の讓渡と債權の讓渡との異同を辯明すべし。(大三辯)
- 8、所有權と占有權の區別及び關係を説明せよ。
- 9、本權の訴と占有の訴との關係を述べよ。(遊佐)(大一五高行)
- 10、留置權の性質及び效力を説明すべし。(昭四高外)
- 11、留置權と質權との效力上の相違を説明すべし。
- 12、質權の效力如何。(明三三高文)
- 13、抵當權の意義及び效力を説明すべし。(大五法本)
- 14、抵當と質との相違を説明せよ。
- 15、債權の特質を論じ其の物權と效力を異にする點を明示すべし。(大二法本)
- 16、債權發生原因を説明せよ。(明三九法本)

- 17、債權の效力及消滅を説明せよ。
- 18、契約の意義並に要素を説明すべし。(大三法豫)
- 19、契約自由の原則を説明すべし。(昭八公本)
- 20、契約の意義を述べ契約自由の原則を論ずべし。(昭六法豫)
- 21、委任と事務管理との差違を説明すべし。(大一〇法本)
- 22、損害賠償の性質を説明し之と罰金及び料料との異同を明にすべし。(大一四法本)
- 23、無過失損害賠償の原則は我民法上之を認め得るや否やを論ぜよ。(昭六法本)
- 24、債務不履行による損害賠償と不法行爲による損害賠償とを比較論述すべし。(大三判)

### (四) 職業

#### 一、職業と人生

#### 二、職業の選擇

#### 三、勤勞と研究

#### 四、職業と道徳

- 1、職業に貴賤あるや否やを論じ職業選擇の注意に及べ。
- 2、職業の個人的及社會的意義を問ふ。(昭八專檢)
- 3、職業紹介所の使命を述べよ。

- 4、職業指導の必要と其の方法を論ぜよ。
- 5、職業と道徳との關係を問ふ。

### (五) 教 育

- 一、人と教育
- 二、家庭教育
- 三、學校教育・義務教育
- 四、社會教育

- 1、義務教育の意義を問ふ。
- 2、市町村と小學校との關係及小學校教員の法律上の地位を説明すべし。(大一三法本)
- 3、社會教育の機關を述べよ。

### (六) 神 社

- 一、神 社
- 二、敬神崇祖

- 1、神社は營造物なりや且又神社は公法人なるや否やを論ぜよ。
- 2、祭祀の國民道徳上の意義を述べよ。(昭二神高)

- 3、我家族制度と敬神の風との關係を問ふ。(大一四神高)
- 4、神社崇拜と我が國體との關係を問ふ。

### (七) 宗 教

- 一、宗 教
- 二、信教の自由

- 1、神道について知るところを記せ。(大一一修本)
- 2、神道の國民道徳に及ぼせる影響如何。(大二修豫)
- 3、神道を倫理學的に考察せよ。(昭四修豫)
- 4、佛教の武士道に及ぼせる影響を述べよ。(昭六修豫)
- 5、國家と宗教團體との關係を論じ且現行法上神社は宗教團體と認めらるるや否やを説明すべし(昭九公本)
- 6、國家と宗教團體との關係を論じ、且宗教團體に對する現行法上の取締規定の大要を説明す。(野村東北大)
- 7、信教の自由を論ぜよ。(大九高司)
- 8、憲法第二十八條の「日本臣民は安寧秩序を妨げず及び臣民たるの義務に背かざる限に於て信教の自由を有す」を説明せよ。(昭二神高)
- 9、學校に於ける宗教教育の利弊を論ぜよ。(昭五修豫)

### (八) 公 安

- 一、警察と公衆



一、災害防止  
三、公衆衛生

- 1、警察の意義を論じ其の種類を説明すべし。(明四四辯)
- 2、司法警察と行政警察との區別如何。(明四二判辯(大一一辯)
- 3、警察の強制手段を説明すべし。(大六高外)(大八辯)
- 4、營業の自由と警察權との關係を説明すべし。(大六辯)
- 5、警察許可の性質及び効果を論ず。(昭四高行)
- 6、警察處分の性質及び其成立要件を論ぜよ。(大一一判)

(九) 地方自治

一、地方自治の沿革  
二、地方自治の精神  
三、我が郷土

- 1、自治の觀念を説明すべし。(大五辯)
- 2、自治團體の種類を論ず。(昭四高司)
- 3、自治團體の性質を論ず。(大一一高司)(昭二高司)
- 4、地方自治の觀念を説明すべし。(大三法豫)

- 5、地方自治團體と公共組合との差異を説明すべし。(大一一〇辯)
- 6、公共團體とは何ぞ。(明四三判辯)
- 7、公共團體の種類を分ち其の各種の性質を説明せよ。(大七高外)
- 8、公共組合の本質及其法律的特色を論ず。(昭五高外)
- 9、公法人の法律的特色を論ず。(昭三高行)
- 10、公法人及び自治の觀念を説明すべし。(昭六辯)
- 11、地方自治の精神とは何ぞ。

(一〇) 市 町 村

- 一、市町村の自治
- 二、公 民
- 三、議員の選舉
- 四、市町村會
- 五、市役所・町村役場
- 六、市町村の財政
- 七、市町村の財産

- 1、市町村の自治制度の概要を説明すべし。(昭二法豫)(大七法豫)
- 2、市町村の自治権を説明すべし。
- 3、市町村の権能を論ず。(昭七高行)
- 4、公民権を説明すべし。(大一〇辯)
- 5、市町村公民の要件及其權利義務を述べし。(大六法本)
- 6、市町村長の國法上の地位を論ず。(大三高行)
- 7、市町村吏員の法律上の地位を説明せよ。(大六高外)
- 8、市町村に對する國家の監督を論ずべし。(明四一高行)(大一四高行)
- 9、市町村と小學校との關係及小學校教員の法律上の地位を説明すべし。(大一三法本)

### (一一) 府 縣

#### 一、府縣の自治

#### 二、府 縣 廳

#### 三、我が府縣

- 1、自治體としての府縣と市町村との相違を説明すべし。
- 2、府縣知事の職務權限を論ず。(昭八高行)
- 3、府縣會議員選舉の法制を概説すべし。(大四高司)
- 4、自治體に對する國家の監督を論ず。(大一五高行)

### (一二) 農村と都市

#### 一、農村と都市

#### 二、農村生活

#### 三、農村の開發

#### 四、都市生活

#### 五、都市の改善

- 1、現代に於ける農村疲憊の原因を明にし農村振興策を論ずべし。
- 2、農村問題の本質及び其の解決策を論ぜよ。
- 3、農村問題解決策としての商工立國策を批評すべし。
- 4、重農學派の主張を説明すべし。(大六法豫)
- 5、農村開發の方策を論ぜよ。
- 6、都市改善の方策を論ぜよ。

### (一三) 産 業 (經濟學の問題を全部含ませる)

#### 一、産業と國民經濟

#### 二、農 業

三、工業

四、商業

五、其の他の産業

- 1、國民經濟の特質如何。(昭七高司)
- 2、國民經濟及び世界經濟の意義を問ふ。
- 3、國民經濟と私經濟との關係を論ぜよ。
- 4、財貨の價値に關する主要な説をあげて批評せよ。
- 5、效用と價値との關係を説明すべし。(大一四法豫)
- 6、限界效用説をのべて之を批評せよ。
- 7、生産の意義及び其の要素を説明すべし。
- 8、収益遞減の法則を説明せよ。
- 9、勞働能率に高低を生ずる原因を説明せよ。
- 10、勞働能率の増進を論ずべし。(大八高行)
- 11、資本の本質及び種類をのべよ。(大五法豫)
- 12、資本の本質及種類について説明すべし。(大六法本)(大一四法豫)
- 13、流動資本と固定資本との區別如何。(明四二法本)
- 14、流動資本と固定資本との差異を論じ併せて其國民經濟との關係を説明すべし。(大二高外)
- 15、資本成立の要件を説明し資本の増殖に必要な施設を論ずべし。(昭七高行)

- 16、資本の本質並に資本主義の意義に就て解説すべし。(昭四法豫)
- 17、資本主義の功績と弊害を問ふ。(昭八辯)
- 18、機械の使用は勞働者の生活並に所得に如何なる影響を及ぼすか。(昭二法豫)
- 19、企業の性質及び種類を説明すべし。(大三法豫)
- 20、大企業と小企業との利害得失を述べて産業合理化に論及すべし。(昭五法本)
- 21、分業の經濟上に於ける利害を論ずべし。(大二法豫)
- 22、産業合理化を説明すべし。
- 23、生産組織に於ける自由競争の利弊を論ぜよ。
- 24、過剰生産の意義を明にすべし。(昭四〇法豫)
- 25、過剰生産の意義及其の實在如何。(大四法豫)
- 26、一般的生産過剰は實現すべきや。(昭六高行)
- 27、一般的生産過剰の可能なるや否やを論ずべし。(大二法豫)
- 28、不景氣の本質及原因如何。(大一〇法豫)
- 29、恐慌とは何ぞや。(大四法本)
- 30、恐慌の原因及び之に對する政策を述べよ。(明三九法本)
- 31、失業の原因を述べて其の救済策を論ずべし。
- 32、産業發展の現代に於て常に失業の發生を免れざる理由如何。(昭五法本)
- 33、企業の合同の行はるゝ所以を論じ各種の形式を述べよ。(大五法本)
- 34、企業集中の原因及び結果を説明すべし。(大一四高外)

- 35、カルテル・トラストを説明すべし。(昭二法豫)
- 36、カルテル・トラスト・コンツェルンを説明しその利弊を論ずべし。
- 37、企業の独占組織を論ずべし。(昭五高行)
- 38、産業組合の目的を述べて其の種類を説明すべし。
- 39、産業統制の意義及び実行方法を説明すべし。
- 40、産業統制の利弊を論ぜよ。
- 41、経済政策としての社会主義を批評すべし。
- 42、公団體が企業を経営するの利弊を論ぜよ。
- 43、如何なる理由により或種の事業を官公營とするや。(大五法豫)
- 44、需要と供給とが調和せざる場合には如何なる経済現象を見るべきか。(大一一高外)
- 45、需要と供給との不調和の原因を論じ其の救済策に及ぶべし。(昭五高外)
- 46、価格、生産費、需要供給の相互關係を説明すべし。(昭三高外)
- 47、価格の決定に付き需要供給と生産費との關係を説明すべし。(大一一〇高外)
- 48、財貨の価格と生産費との關係如何。(大五高外)
- 49、価格と生産費との關係を論ず。(大一一四高司)
- 50、生産費と価格との關係を論述せよ。(昭八高行)
- 51、物價と生産費との關係を説明すべし。(大八高外)
- 52、商品の價格は何に因つて如何に決定せらるべきか。(昭六高司)
- 53、物價高低の原因結果を説明すべし。(明三八法本)

- 54、一般物價の騰貴の原因並に結果を説明すべし。(大七高行)
- 55、物價の騰落は如何にして測定せらるべきや。
- 56、独占價格及競争價格に就て説明すべし。(大一一四法本)
- 57、独占財貨の價格は如何にして決定せらるべきや。(昭三法豫)
- 58、独占業者は其の供給品の代價を自由に定め得べしと云ふ事實果して然るか。(昭六法本)
- 59、独占業者は其の生産物の價格を隨意に決定するを得るや。(昭八高行)
- 60、独占業者が自由に價格を左右し得る限界如何。(昭九公本)
- 61、所得分配の改革意見を論評せよ。
- 62、所得の種類をのべ現在經濟界に於ける所得の分配法をのべよ。
- 63、經濟の發達は地代、賃金、利子並に利潤に如何なる影響を及ぼすべきか。(大一一四高行)
- 64、地代發生の原因を説明すべし。(大一一三法豫)
- 65、地代と穀價との關係を説明すべし。(大一一二法本)
- 66、穀價と地代との關係如何。(明四二法豫)
- 67、地代と農産物の價額との關係を説明すべし。(昭六高行)
- 68、地代の高低と農産物の價格との關係を説明すべし。(明三九法豫)
- 69、地代の上騰及低落の原因を説明すべし。(大四高行)
- 70、地代の全廢は農産物の價格を低落せしむるや。(大八法豫)
- 71、運輸機關の發達は地代に如何なる影響を及ぼすや。(大一一五法本)
- 72、地代は絶無に歸せしむべきか。

- 73、利子存在の理由を述べ其の高低の原因を論ずべし。(大三法豫)
- 74、利息成立の理由を説明すべし。(大一四法本)
- 75、金利の性質を述べて其の高低を生ずる所以を説明すべし。(大一三法本)
- 76、金利高低の原因を論ぜよ。(大元高外)
- 77、利子決定の原因を説明して時と場合に依り利率に相違ある所以を明にすべし。(昭五法豫)
- 78、利子に關する諸學說を擧げ其の是認の理由を説明すべし。(昭三法本)
- 79、同一社會に於ける金利は一に歸する傾きありといふ事實果して然るか。(昭五高行)
- 80、利子は絶無に歸せしむるを得るや。(昭八高行)
- 81、利子と利潤との區別を説明せよ。(大九法豫)
- 82、金利と企業との關係を説述すべし。(大七法豫)
- 83、質屋の利子が銀行利子よりも高率なる理由如何。(昭九公豫)
- 84、純利子及び總利子を説明すべし。
- 85、賃金高低の原因を論ずべし。(大二法本)
- 86、賃銀高低の原因を説明すべし。(大一二法本)
- 87、賃銀高低の限界を論ずべし。
- 88、賃銀は如何なる標準に依りて之を定むべきや。(大一〇法本)
- 89、賃銀と生活程度との關係を論じて最低賃銀制度に及ぶべし。(大八法本)
- 90、最低賃銀の意義及理由に就て解説すべし。(昭五法豫)
- 91、最低賃銀の意義及理由並に其の得失如何。(昭七法本)

- 92、時間賃銀と箇數賃銀との別を明にして兩者の得失を論ずべし。(大一法本)
- 93、現行賃銀制度の利弊を論じ其の改良を目的とする諸種の方案を論ずべし。(大一五法本)
- 94、賃銀と物價との關係に就て説明すべし。(昭二法豫)
- 95、賃銀と利潤との關係を論ぜよ。
- 96、賃銀基金説を論評すべし。(大六高行)
- 97、利潤に就て説明すべし。(昭三朝辯)
- 98、利潤の性質を説明すべし。(昭七東大)
- 99、利潤の性質をのべて物價との關係を説明すべし。(昭四高行)
- 100、利潤の性質及由來を説明して物價との關係を論述すべし。(昭四法豫)
- 101、利潤と物價との關係を説明すべし。(昭八公本)
- 102、利潤の本質及其の利子との關係を述ぶべし。(大三法本)
- 103、生産費と利潤との關係を問ふ。(昭五計)
- 104、企業利潤は何故に正當なりや。(昭六法豫)
- 105、外國貿易の利益と弊害とを論ずべし。(大三法本)
- 106、國民生活上に於ける必要品の供給を外に仰ぐの利害如何。(大五法豫)
- 107、自由貿易と保護貿易とを比較論評せよ。(昭八東大)
- 108、保護關稅の國民經濟上に於ける得失に就て論ずべし。(大一〇法本)
- 109、關稅の經濟的機能を論ぜよ。(昭六東北大)
- 110、プロック經濟の意義と其の利弊を論ずべし。

(一四) 貨幣及金融

一、貨幣

二、物價

三、信用

四、金融機關

- 1、貨幣の性質及職分を説明すべし。(明四四法本)
- 2、金本位制の意義及び其の効果を説明すべし。
- 3、自由鑄造の意義並に其の効果を説明すべし。(大一五法豫)
- 4、金本位停止の影響を論ぜよ。
- 5、兌換停止の物價に及ぼす影響を論ずべし。(大八法豫)
- 6、貨幣價值の變動の程度は何によつて之を測定するか。(昭二法本)
- 7、貨幣價值の變動とは何ぞや。(昭八辯)
- 8、貨幣價值の變動が經濟社會に及ぼす影響を論ぜよ。
- 9、通貨と物價との關係を論ずべし。(大九高外)
- 10、通貨の分量と物價との關係を論ずべし。(大一三高司)
- 11、通貨の名目價值と實質的價值と一般物價との關係を問ふ。(昭七高行)
- 12、通貨の増加が社會各方面に及ぼす影響を問ふ。(昭六法豫)

- 13、通貨の増加が產業界に及ぼす影響如何。(昭七法本)
- 14、通貨膨脹の影響を説明すべし。(昭八公豫)
- 15、通貨緊縮の各種生産業に及ぼす影響如何。(昭六高行)
- 16、平價切下の意義及びその影響をのべよ。
- 17、貨幣數量説を批評すべし。(昭四東大)
- 18、爲替相場變動の原因を問ふ。(大一三法本)
- 19、爲替相場の高低の原因に就て解説すべし。(昭六法本)
- 20、購買力平價説について。(昭四東大)
- 21、爲替心理説を論評せよ。(昭八京大)
- 22、國際貸借の内容及其の均衡に就て論ずべし。(大八法本)
- 23、物價と爲替相場との關係を問ふ。(昭二高外)
- 24、信用の本質及種類如何。(大一二法本)
- 25、信用の利弊を論ずべし。
- 26、投機取引の本質を明にし其の經濟上に於ける利弊を論ずべし。(大七法本)
- 27、爲替手形、約束手形及小切手は通常如何なる場合に使用せらるゝか。(明四二法豫)
- 28、銀行の意義及業務を説明すべし。(大一三朝辯)
- 29、中央銀行の金融市場に於ける位置を説明せよ。(昭二高行)
- 30、我が國の兌換準備制度をのべよ。
- 31、不換紙幣の利害を論ずべし。(大三高行)

- 32、不換紙幣と兌換銀行券との異同を説明せよ。(昭八本大)  
33、金融恐慌の由来を説明して中央銀行の使命に論及すべし。(昭三法本)

(一五) 交 通

- 一、交通機關  
二、交通と文化  
1、交通發達の經濟に及ぼす影響を述べよ。  
2、文明の進歩は個人の消費狀態に如何なる變動を來すや。(大二高行)  
3、運輸機關の發達は地代に如何なる影響を及ぼすや。(大一五法本)

第四、公法・私法・經濟・社會の問題 (其の二)

(一六) 國 家

- 一、人類と國家  
二、國家の要素  
三、國體と政體  
四、我が國家

- 1、國家の本質に就て所見を述べよ。(大一四高行)  
2、國家の本質を説明すべし。(大一五神高)  
3、國家の目的を論ずべし。  
4、國家と法律と關係を論ずべし。  
5、統治權及主權の意義を説明し且つ統治權は絶対無限の權力なりや否やを論ずべし。(野村)  
6、國家が主權を有すると云ふことは國家の權力が法律上絶対無限なることを意味するや否や、又臣民が主權を有する國家に對して法律上公權殊に自由權を有する理由如何。(野村)  
7、統治權又は主權は權力なりや權利なりやを論ずべし。  
8、領土の法律上の性質を論ずべし。  
9、國體と政體との差別を辨明す。(大七高行)  
10、君主國と共和國との區別を論じて立憲君主國の特徴を明にすべし。(野村)  
11、立憲君主國の特徴を論ずべし。(野村)

(一七) 皇室と臣民

- 一、天 皇  
二、皇位繼承  
三、皇室典範  
四、皇位及皇族

## 五、皇室と臣民

- 1、憲法第一條の意義を明にす。(昭七高行)
- 2、帝國憲法第三條の意義を説明す。(昭五高行)
- 3、天皇の國法上の地位を論ず。(昭四神高)
- 4、天皇の憲法上の地位を説明す。(昭三高司)
- 5、天皇の不可侵權を説明す。(野村)
- 6、天皇の大權に就て説明す。(野村)
- 7、憲法上の天皇の大權を略述す。(明三九法豫)
- 8、攝政の性質、置く場合、なるべき人を説明す。(明四〇法豫)
- 9、皇室典範皇令及條約の性質を説明す。且つ之等のものゝ國法の淵源として臣民及官廳を拘束すべきものなりや否や。(野村)
- 10、皇室典範と憲法、法律、勅令との關係を説明す。

[126]

## (一八) 立憲政治

### 一、立憲政治

#### 一、帝國憲法

#### 三、臣民の權利義務

- 1、立憲政體の本質を論ず。(大二判)
- 2、立憲政體の要件及權力を述べ。(大五法豫)
- 3、我立憲政體の特色を論ず。(大一三高行)
- 4、立憲政體の概念を叙述し特に我政體の要領を明にす。(明三七法豫)
- 5、三權分立が立憲政體の基礎たる所以を論ず。(明四四高行)
- 6、三權分立説の主要を述べ帝國憲法の下に其主義が如何なる限度に實行せらるゝかを論ず。(大九高外)
- 7、三權分立の主義は如何なる程度に於て我國の憲法上に採用せらるゝかを論ず。(大一三辯)
- 8、立法、司法、行政の形式的及び實質的意義を論ず。
- 9、法治國の主義の何たるかを論じて其の主義の如何なる程度に於て我憲法上に採用せらるゝかを説明す。(大一四辯)
- 10、我國史と帝國憲法との關係を略述す。(大一〇判)
- 11、我國體は憲法上如何に表現せらるゝや。(昭五高行)
- 12、帝國憲法と國體との關係を説明す。(大一三法豫)
- 13、帝國憲法の主要なる特徴を説け。(大九高外)
- 14、憲法の效力を説明す。(明四三高外)
- 15、憲法の及ぶ範圍を論ず。(昭五辯)
- 16、日本臣民の本質を論ず。(大一二高行)
- 17、臣民の本質を論じて憲法上の權利義務に及ぶ。(昭六神高)
- 18、日本の國籍取得の原因を列舉し且日本臣民の公法上の權利に就き知る處を記述す。(野村)

[127]



- 19、帝國憲法の保障したる臣民の權利を略述すべし。(大一四法豫)
- 20、國民の國家に對する義務を論ずべし。(明四四法豫)
- 21、立憲國に於ける國民の參政權を論じ之に關する我が現行制度を概説せよ。(明四三法本)
- 22、日本憲法に於ける臣民の自由權を論ず。(昭八高外)
- 23、日本臣民は營業の自由を有するや命令を以て營業に關する制限を定むることを得るや。(大一三高司)

## (一九) 帝國議會

### 一、帝國議會

### 二、議員の選舉

### 三、議會の作用

### 四、政黨

- 1、帝國議會の組織及び權限を説明すべし。(昭八公本)
- 2、帝國議會の權限を説明すべし。(大五辯)(大一辯)(昭二高司)
- 3、帝國議會の目的と其の職務とを説明すべし。(大二法豫)
- 4、帝國議會の憲法上の地位を明にすべし。(昭三高行)
- 5、帝國議會の國法上の地位を説明すべし。(大一〇高司)
- 6、貴族院と衆議院との關係及差異を明にし其の政治上の作用を論ず。(大一二東大)

- 7、法律を制定する手續を述べべし。(明三八法豫)
- 8、法律制定の手續を説明すべし。(大一四高司)(大一高司)
- 9、帝國議會の豫算議定權を説明すべし。(大六法豫)
- 10、豫算議定に關する帝國議會の權限を説明すべし。(昭三法豫)
- 11、婦人參政權の可否を論評すべし。
- 12、比例代表法の趣旨を説明すべし。
- 13、衆議院議員選舉法の規定の要旨を説明すべし。(野村)
- 14、帝國議會と國務大臣との關係を説明すべし。
- 15、帝國議會の職務權限を述べ且つ帝國議會と國務大臣との關係を説明すべし。(大一二法豫)
- 16、政黨政治の利弊を論ずべし。

## (二〇) 國務大臣・樞密顧問

### 一、國務大臣

### 二、内閣

### 三、樞密顧問

- 1、國務大臣の地位及職務を論ずべし。(大一法豫)
- 2、國務大臣の職務及責任を論ずべし。(昭五法豫)
- 3、國務大臣の輔弼の意義を説明すべし。(明三八高行)(大一〇司)

- 4、國務大臣輔弼の範圍を論ずべし。(昭六高行)
- 5、國務大臣の責任を論ずべし。(明四四辯)(大七辯)
- 6、國務大臣の副署を論ず。(昭五高行)
- 7、國務大臣副署の性質及效力を説明すべし。(大一一高外)
- 8、國務大臣と各省大臣との關係を論ず。(昭九公豫)
- 9、内閣制度の性質を論ずべし。(明四三法豫)
- 10、内閣制度を概説して國務大臣の憲法上の責任に論及すべし。(大七法本)
- 11、内閣制度の性質を論じ内閣總理大臣の職責を明にせよ。
- 12、我國憲法上國務大臣以外に天皇を輔弼する機關あり得べきや若しあり得べしとせば其の國務大臣との差異如何。(大七高外)
- 13、國務大臣と樞密顧問との差異如何。
- 14、樞密顧問の憲法上の地位を論ずべし。(大六辯)(大一一〇辯)

## (二二) 行政官廳

### 一、行政官廳

#### 二、行政官廳の種類

#### 三、官吏

- 1、行政官廳の意義を説明すべし。(大二辯)

- 2、行政官廳と自治團體との異同を論ずべし。(明三五辯)
- 3、官廳と官吏との異同及關係を論ず。(大一一四高司)
- 4、官職と官廳との關係を説明すべし。
- 5、官廳と營造物との異同を示せ。(明三五高行)
- 6、各省大臣の性質及權限を論ず。(大一一三高司)
- 7、府縣知事の職務權限を論ず。(昭八高行)
- 8、官吏の概念を説明すべし。(野村)
- 9、官吏關係の發生消滅を論ず。(大一一一高司)
- 10、官吏の身分と官職との關係を論ず。(昭八高行)
- 11、官吏と公吏との區別を説明すべし。(大一一一辯)
- 12、官吏と他の公吏員との差別を論ず。(昭五高行)
- 13、官吏の權利義務を説明すべし。
- 14、官吏の服從義務を論ずべし。(野村)
- 15、我國に於て官吏が不法行為により人民に損害を與へたるときは其の官吏若しくは國庫は之を賠償することを要するや。(大一一四法豫)
- 16、官吏が其の職務行為に際し公法違反の行為をなして他人に損害を與へたる場合に於てこれに付き如何なる限度に於て賠償責任を有するか。(野村)
- 17、行政行為の概念を論ずべし。(大九辯)
- 18、公法上の契約を論ず。(昭四高外)

- 19、行政處分の性質及效力を論ず。(大五辯)(大一高行)
- 20、行政處分の成立要件を述べ且之を取消し得る場合を説明すべし。(大一C法本)
- 21、行政處分の無効及取消を論ずべし。(昭五法本)
- 22、行政處分は如何なる場合に無効(不成立)となり如何なる場合に於て取消し得べきものなりや。(野村)
- 23、行政官廳は其の自ら爲したる行政處分を後日に至りて如何なる限度に於て取消すことを得るや。(野村)
- 24、公用徴收を論ず。(大一辯)
- 25、公用徴收の目的物を論ず。(昭二高外)
- 26、土地収用の性質を論ず。(大一五辯)
- 27、土地収用の効果を論ず。(明四三高行)(大一四高司)(昭三高司)
- 28、行政處分に伴ふ強制方法を説明すべし。
- 29、行政訴訟の意義及要件を説明すべし。
- 30、行政訴訟の意義及要件を説明すべし。
- 31、訴願と行政訴訟との差異を論ず。(大一高司)(昭三辯)(昭四高司)
- 32、訴願と行政訴訟との異同關係を論ず。(大一四辯)
- 33、我國に於ける訴願及請願の現行制度を略述せよ。(昭三法本)
- 34、營造物の性質を説明すべし。(明三八法本)(大四法本)(大一辯)
- 35、公の營造物の意義種類を略記すべし。(昭四法本)
- 36、營造物の一例を擧げて其の如何なるものなるかを説明し且つ其の使用料と租税と異なる點を述べべし。(大九法本)

- 37、國の營造物と公共團體の營造物との區別の標準を示し且一例をあげて之を説明すべし。(大一五法本)
- 38、營造物法人とは何ぞや。

(二二) 國 法

一、國 法

二、國法の種類

三、法の尊重

四、法と道徳

- 1、法の本質を論ずべし。
- 2、公法は權力關係を規定する法たり私法は對當關係を規律する法規たりといふ學說を論評すべし。(野村)
- 3、公法私法の區別をのべその實益を論ずべし。
- 4、法律上の權利及び義務の意義を説明すべし。
- 5、憲法、法律及命令の意義並に區別を論ずべし。(明四一法豫)
- 6、憲法、法律及勅令の區別を論ずべし。(大一〇法豫)
- 7、法律と勅令との區別及其效力の關係を論ず。(大一四高行)
- 8、緊急勅令を説明すべし。(明四〇法豫)
- 9、緊急勅令の性質其の效力及議會の之に關する權限を論ぜよ。(明四三法本)

- 10、緊急勅令承諾の効果を論ず。(大四高外)
- 11、憲法第八條及第七十條の緊急勅令の發布の要件を説明すべし。(昭二法本)
- 12、帝國憲法第八條の勅令と第七十條の勅令との發布の目的要件並に效力に關する差異を説明せよ。(昭三高行)
- 13、命令を類別して法律との關係を論ずべし。(大三高司)
- 14、勅令の種類を擧げて法律との關係を説明すべし。(大八高司)
- 15、委任命令は憲法違反なりや。(大一五辯)
- 16、法律と道德との關係を論ずべし。

### (一三三) 裁判所

- 一、司法
  - 二、裁判所
  - 三、訴訟・調停
  - 四、陪審
- 1、司法權の獨立を論ずべし。(大四高司)(大一高司)(昭四辯)(昭八高行)
  - 2、司法權獨立の意義を説明すべし。(明四一高司)(明四一高外)(大一二高司)
  - 3、司法權獨立の憲法上の原則を説明すべし。(明三九高行)

- 4、司法權の獨立とは何ぞや其意義必要なる所以並に其の効果を平易に説明すべし。(明四二法本)
- 5、陪審制度を説明すべし。
- 6、調停制度の趣旨を説明すべし。

### (一三四) 國防

- 一、國防
  - 二、兵役
  - 三、我が國の軍備
  - 四、國防と國民
- 1、兵役の義務を説明すべし。(明三七法豫)
  - 2、臣民の兵役及び納税の義務を論ずべし。(大五高司)
  - 3、常備兵額と豫算との關係を論ず。(大一〇辯)
  - 4、戦時に於ける大權の發動を論ずべし。(大四高司)
  - 5、國家總動員の意義を説明すべし。

### (一三五) 國交

- 一、國交

二、條約

三、國際協同

四、國交と國民

- 1、條約の意義並に條約と法律との關係を説明すべし。(大八法豫)
- 2、條約及法律の意義を述べ且兩者の關係を説明すべし。(大二法本)
- 3、條約と法律との關係を論ずべし。(大八高司)
- 4、條約と法律との效力の關係を辯明すべし。(明四三高行)
- 5、條約と法律との關係をのべ且國際聯盟の何たるかを説明すべし。(大九法豫)
- 6、國家の聯結の一種として國際聯盟の法律上の性質を論じ且我國の之に加入するは我國の主權を毀損するものなるや否やを説明すべし。(野村)
- 7、國際協同事業の概況を説明すべし。

(二六) 財 政

一、歳入と歳出

二、租 稅

三、官 業

四、公 債

- 1、私經濟と公經濟との異なる點を説明すべし。(大一〇法豫)
- 2、私人經濟と財政の異なる諸點を論ずべし。(大二法本)
- 3、豫算の性質、效力を説明すべし。(大三法豫)
- 4、豫算に關する憲法上の原則を説明すべし。(明四二法本)
- 5、豫算の性質を論じ且帝國憲法第六十七條の意義を説明すべし。(昭四法豫)
- 6、豫算と法律との關係を論ずべし。(大一〇辯)
- 7、法律と豫算との關係を論ずべし。(大一五法豫)
- 8、豫算に關する議會の權限を論ずべし。(大一五法本)
- 9、衆議院の豫算先議權を論ずべし。(大九辯)
- 10、租稅の意義を明にし直接稅と間接稅を説明すべし。(大五法本)
- 11、租稅徵收上の原則を説明すべし。
- 12、所得とは何ぞ、所得稅に累進稅法を適用する理由如何。(大七法本)(昭四法本)
- 13、租稅負擔の公正とは何ぞや如何なる標準により又如何なる方法を以て課稅すれば負擔の公正を企圖し得るか。(大一四法本)
- 14、關稅の意義及び効果を説明すべし。
- 15、如何なる理由により或種の事業を官公營とするや。(大一五法豫)
- 16、公債と國民經濟との關係如何。

- 17、戦費の支拂は租税と公債との何れに依るを可とするや。(大四法本)  
18、公債發行の必要、手續を述べ其の利弊を論ずべし。

### (二七) 我國の産業

- 一、我國の産業
- 二、我國の貿易
- 三、資源の開發

- 1、我國農業の特色を説明すべし。(昭六東大)
- 2、農産物市價調節策をのべて之を批評せよ。
- 3、米價調節の必要を述べ之に對する政策を説明せよ。
- 4、農業助成策の主なるものをあげて説明せよ。
- 5、工業經營法の發達をのべよ。(昭六東大)
- 6、手工業保護の政策を論ずべし。
- 7、我國工業の現状をのべその助成策をあげて説明せよ。
- 8、重要産業統制法とは何か。(昭六高行)

〔註〕 貿易關係の問題は第一三に、政策關係の問題は第二九にゆづる。

### (二八) 人口と國土

- 一、人口と國土
- 二、我が國土
- 三、拓殖と移住
- 四、海外發展

- 1、マルサス人口法則を説明すべし。(昭三法豫)
- 2、マルサスの人口論を論評すべし。
- 8、土地國有論について批評すべし。(昭二法本)
- 4、土地私有权制度に反對する説の論據をあげて批評すべし。
- 5、我が國の人口問題の解決策を論ぜよ。

### (二九) 社會改善

- 一、社會問題
- 二、社會政策
- 三、社會事業
- 四、社會改善

- 1、社會問題發生の原因を論ぜよ。(昭八辯)

- 2、産業革命の意義をのべその影響を論ずべし。
- 3、私有財産制度を否認する思想を批評すべし。
- 4、社会主義を論評せよ。(昭四高司)
- 5、マルキシズムを論評せよ。(昭五高司)
- 6、共産主義と社会主義との異同をのべて之を論評すべし。
- 7、労働問題発生原因を述べよ。(昭四高行)
- 8、労働問題発生理由を述べよ。(昭三東大)
- 9、労働争議の原因並にその救済策如何。(大五法本)
- 10、労働者保護の必要を述べ其の保護施設を説明すべし。
- 11、失業の原因及び其救済策如何。(大一五法本)
- 12、小作問題発生の原因を述べて其の解決策を論ずべし。
- 13、資本主義とは何かに就て説明すべし。(昭六辯)
- 14、資本主義の本質を述べよ。(昭五辯)
- 15、資本主義の功績と弊害とを問ふ。(昭八辯)
- 16、社会問題に對する方策を問ふ。(昭五東大)
- 17、社会保険の性質及効果を説明すべし。(昭三法本)
- 18、社会政策上より労働組合の任務を説明すべし。(昭四高行)
- 19、社会政策上より見たる農村救済の意義を論ぜよ。(昭七高行)
- 20、社会問題と社会政策との關係を説明すべし。

- 21、社会政策と社会事業との區別及び關係を説明すべし。
- 22、社会政策の基調を述べよ。(昭六法本)

### (三〇) 世界と日本

#### 一、人類文化の發達

#### 二、文化史上の我が國の地位

#### 三、我が國の使命

- 1、文化と文明との相違及び關係を問ふ。
- 2、東洋文化と西洋文化の特色如何。
- 3、文化史上に於ける我國の位置を述べよ。

〔註〕 以上の問題下の略號は次の意である。

公豫 公民科豫備試験問題

公本 公民科本試験問題

法豫 法制経済科豫備試験問題

法本 法制経済科本試験問題

高行 高等試験行政科・以前の高等文官試験問題

高司 高等試験司法科・以前の判検事試験問題

辯 辯護士試験・法律五十二號試験問題

神高 II 神職高等試験問題

修豫 II 文檢修身科豫備試験問題

東大 II 東京帝大法經學部試験問題

野村 II 野村委員の大學試験問題

遊佐 II 遊佐委員の大學試験問題

○昭和四年以後の高等試験行政科憲法問題、昭和五年以後の高等試験司法科法律五十二號行政法問題には野村博士の出題があることに注意せよ。

○昭和四年以後の高等試験行政科民法問題には遊佐博士の出題が、昭和五年以後の高等試験行政科經濟學の問題には氣賀博士の出題が含まれてゐるから注意して問題の傾向を知られたい。

以上で公民科に必要な問題は略つきてゐると思ふ。が中には公民科には少し困難な問題もあるが、それ等が全然見當のつかぬ様なことでは心細い。これ等の問題を曲りなりにも片付け得る様にならばならぬ。それには既にあげた参考書をこれから述べる讀書法及びノート法で要領よく掴まねばならぬ。勿論こゝにあげた以外の問題も出る事があらうが、それはこれ等の問題をこなした力で解決がつくであらうから心配はいらない。私はこの問題の解答根拠を参考書の何頁にあると見だしを付け様と思つたが、それは却つて受験者の爲でないと思つてよした。この問題のあり場をさがすのが私の謂ふ讀書作業の中心だからである。

## 二、讀書作業

問題研究は既に出来たので今度は讀書作業である。前に掲げた参考書をこの問題と對照しながら、問題の解答の所在をつきとめながら読んで行くのである。そして獲物が見當つた際には、第一参考書に側線を引くなり、欄外に見出しを書き込むなりして、必要な場合にすぐ見出せるやうにするのである。この際その内容を簡単に欄外に書きぬくことは印象を強めることに大變役立つのである。第二同時に問題集の問題の下にその解答内容のある書名と頁数を記入しておき、問題解答ノートを作るときに直ちにその内容の在處が分るやうにしておくのである。ノートを作らぬ人は中心参考書に内容が見つかつたとき欄外に問題を記入しておくがよい。ノートを作る人はこの第一と第二の作業を怠らず實行しながら讀書するのである、餘裕のある限り参考書は數回繰返して理解を深めることに努力する。この讀書法は確に能率的であり、随つて効果も多い。そのわけを先づ述べて見よう。元來参考書の中には非常な重要な部分と事實さまで重要でない部分とがある。一冊の書物をまる覚えしなければならぬといふものではない。その中の重要な點を理解すればよいのである。その重要な點と然らざる部分とを判別するには問題集と對照し比較すれば直ちに一目瞭然となる。即



ち問題に出てゐる部分が重要でさうでない部分は重要ではないのである。そこでこの重要點は十分反復して理解することを要するし、重要でない部分は簡単な通讀で片づけられるのである。それ故この私の讀書法によれば無駄な部分に精力を費さず、重要な部分に力をぶちこむことが出来る。さうしてこの讀書法によれば大部な参考書でも最初は相當な努力を要するが輕重の判別がついてからは讀書の反復は實に容易である。それで参考書が多くても何等苦にならないのである。私はこの合理的研究法で約半年の研究で公民科を片付けた。實際は新年の寒中休からやつたのだから純粹には五ヶ月足らずの日子に準備したのである。尤もこれは教育科と修身科の経験があつたからではある。しかし他科の経験なくして最初に公民科をやられる人でも一年乃至二年もあれば結構易々と片付け得ることは明らかである。但し私のいふ合理的研究法を採用する場合に於てあることは言ふまでもない。

つまり私の讀書作業は問題中心のノート作成の準備手段としての讀書作業であつて、多數の僥倖を夢みて受験する人達のやうに、單なる参考書の讀み放しとは根本的に相違するのである。單なる眼からの學習では記憶も理解も不完全であり、ノートに纏めて書くといふ筋肉運動に訴へて眞に記憶と理解が確實になることは實驗心理學の齎らした福音であり、過去獨學の道を辿つた私の體驗の

結論でもある。學問と體驗の歸一するところ、そこに不動の眞理があることを了解される人は、最早狐疑逡巡すべきではない。私の方法によつてまつしぐらに進まれない。心の世界に於て成就してゐた合格がやがて形の上に現れるのも、う目近に迫つた。

なほ終りに讀書に際して注意すべき點をあげておかう。其の一は法律關係の参考書を讀むときは必ず六法全書の條文と聯絡をとりつゝ讀むべきである。参考書は参考書、六法は六法といふ別な讀み方では能率があがらない。それから六法全書の法令の條文にも側線や符號をつけて見出しに便しておくがよい。これはノート作成に必要な條文がすぐ利用される便利がある。六法全書は法文を多くのせるのと携帯に便にとの理由からか、活字が愈々細くなり紙も薄くインクに適しないので却つて不便だ。活字の比較的大きい紙質がインクに堪へるものを研究室には備へておきたい。中等學校の公民科教科書の附録などについてゐる憲法の條文など切取つて利用することはいゝと思ふ。其の二は不審の點は必ず辭書によつて確めること。法律や經濟の言葉には却々内容のむづかしい術語がある。例へば資本主義といふ言葉も耳なれた言葉だが、一步斬り込まれて其の内容を問はれれば明瞭な解答には困るのである。これ等は經濟や法律の辭書によつてしらべるべきである。平凡社の百科事典なども利用すれば随分利用される。岩波の法律學辭典や經濟學辭典、渡邊萬藏氏

の法律辭典などは利用の仕方によつては随分力がつくのである。辭典は獨學者の爲には無二の師匠である。なほ又頼るべき先輩が近くにあつたら赤心を吐露して其の指導を仰ぐべきである。とに角獨學者は少しでも疑問の點は辭書なり先輩なりによつてとくと正すがよい。自分ひとりきめ合點では根<sup>キ</sup>抵當を根<sup>キ</sup>抵當などと讀んで物笑ひになる事すらある。注意しなければならぬ。其の三重要な點は他書と比較しながら讀むことは大切である。例へば公法と私法との區別に關して遊佐博士の説をしらべるときは野村博士の説と引き合せて見るが如き、清水博士の營造物の説明を見ては野村博士のそれと比較するが如きである、これは印象を強くし理解を確實にする。私は美濃部博士の行政法提要二冊を備へておいて清水博士の行政法及び野村博士の行政法をやる際比較しながら部分的に參考にした、訴願や行政訴訟などの部分は大變有益であつた。しかしひまがなかつたから美濃部博士の岩波の行政法1を通讀したのみで提要上下は通讀しなかつた。其の四は具體的な社會の法律的經濟的現象によつて參考書を理解する様に力めること。これは經濟の場合に特に重要である。このことは氣賀博士の受験者への注意の中に特に力説されてゐる事である。法律でも經濟でも日常の社會生活をはなれて存在するものではない。我等の日常生活の中にはよく注意して見ると法律的經濟的な生きた材料が山ほどところがつてゐるのである。例へば自分を中心として親族法、相続法を考へて見

たり、自分の職業に關して契約自由の原則や營業自由と其の制限などを考へて見たりしたならば解決せねばならぬ重要問題が山積してゐるに氣がつく。この解決をやるつもりで讀書研究するがよい。讀書は讀書實際は實際といふ風に生活からはなれた研究は單なる記憶に終り活用の力が養はれないのである。公民科の如きは一面から言へば高等常識であるからこの態度を忘れた讀書は價值が尠いのである。最後になほ一つ注意しておきたいのは公民科の教科書を精讀しておかねばならぬといふことである。極端に言へば公民科の教科書を眞に理解して中等學校の生徒に教授し得れば公民科は大體征服したと言つてもよいのである。但し公民科教科書の眞の理解と運用とは、一面公民科の教科書を精讀すると共に、他面に於て一步深い研究を要するのである。大部な參考書を読まねばならないのもその爲であり、又私が問題を苦心して要目順に分類排列して研究に使したのもこの爲に外ならない。特に本試口述では木村委員から公民科の要目について鋭い試問があるのだから、受験者は同氏の著中等公民科教科書（最近改訂される由）を精讀理解しておかれない。氏は公民科の生みの親育ての親として公民科の造詣は非常に深い。文章も名文であり内容もよい。中等學校で公民科を受持つてゐる人なら同氏の教授參考書を手に入れ得るから利用すれば大いに參考になる。なほ委員深作博士の現代女子公民訓も内容は豊富でよからうと思ふ。

### 三、ノート作成

讀書作業が終つたら今度はノート作成の段取りである。その爲には先づノート法といふのはどんな作業であるかを知つて貰はねばならぬ。ノートするといつても色々な方法がある。普通では讀書の際にその要點を心憶えの爲に摘記することを言ふやうである。この方法も難しい書物を讀むときには理解をすゝめ記憶を強める効がある。けれどもこれは私のいふノート法ではない。私の謂ふノート法とは問題研究の場合にあげた數多くの問題の解答内容を参考書としてあげた書物の中からとり出し、これを消化して我ものとなし、自己の思想として答案的に表現することをいふのである。このノート作製作業は受験者自身の力でなさねばならぬ。この作業によつてほんとの力はつくのである。人のノートを借用したり、又は答案式の書物を讀んだりしたのはそれは効果はない。たゞ結論的知識のみを捕へようとする人があるが、結論的知識はそれに至る過程を踏まねば理會することが出来ないのである。過程と結論との兩刀が揃つてのみ試験といふ強敵を征服し得るのである。それ故試験を確實に比較的短期間に片付けようとする者はいやでも私の言ふノート法を實行して貰ひ度い。これをやらない爲に合格しないのを、文檢は困難だとか自分には合格の力がないとか自暴

自棄的にあきらめてゐる人はないであらうか。先づ此の法を純な心持で受け入れ正直に實行して見てほしい。この方法を試験合格の骨といふのである。一科に合格した人が他科に合格し易いのも畢竟自らこれを體驗して實行するからである。一科に合格しなくともこの法を信じて行ふものは同様の容易さで合格し得ることを保證する。受験者の中には私の様なノート法によらぬ人もあらうが、それでも頭腦の中には私の謂ふノートの知識體系が準備されてゐるのである。全然この體系なしには斷じて合格することは出来ない。それ故にノートを作成せずして合格したといふことはノート法を否定する理由にはならない。明敏な頭腦に自信のある士は私の謂ふことに耳を傾ける必要はないであらう。私はそんな秀才に受験法をとくのではないのである。平凡な苦しんでゐる人達にさゝやかな體驗を語るにすぎないのである。

以上ノート法の意義をのべながらその價值をも聯關的に述べたのであるが、なほ特別にノートの價值をのべて見れば次の如くである。第一は重要な點を網羅した體系的知識が得られるのである。この體系的知識によればノート以外から問題が出て合格點のつく答案は何とかひねり出し得るのである。常に準備された問題のみ出るものではないのである。其の際に必要なのは體系的知識を持つてゐることである。例へば昭和九年本試の野村委員の「國家と宗教團體云々」の問題が意外

なものであつたにせよ、憲法第二十八條の信教自由の意義と、神社が公法人であり公の營造物で内務省の神社局によつて管轄されてゐることさへ知つてをれば、合格點の貰へる答案は作れるのである。この様に新しい問題の解決は體系的知識の有無に關するが、この體系的知識はノート法によつて得られるのである。第二の價値は運動感覺に訴へる結果、理解と記憶を確實にすることである。この事は別に詳説するまでもあるまい。第三の價値は擬答練習ともなることである。試験は限られた時間に問題の要求するところを手際よく纏めねばならぬのである。それ故に漫然と讀書して問題が出たら何とか書かうといふ様な態度で試験場に臨み、突嗟の間に思ひ出した事柄を無秩序に並べても問題にびつたり合つた答案は出来るものではない。盗人を見て繩をなふのではもう既におそい、試験に應ずる前から實際の擬答練習をしておかなくてはならぬのである。若し出来得るものなら、出る可能性のある問題全部に亘つて擬答練習をしておけば、これ位心丈夫な事はない筈である。ところが私のいふノート法はこの全部に亘る擬答練習をして受験することになるのである。ノート法が有効な研究法であることはこれでもわかるのである。凡ゆる問題全部に亘る擬答練習なんか出来るものでないと言ふ人があるかも知れないが、それはノート作成の拙ない人の言ふことである。要領よくノートを作れば、擬答を兼ねながら一の解答が二つも三つもの問題の解答に利用されるの

である。恰も正眼に構へてゐれば面にも胸にも小手にも活用自在に斬り込む事が出来るやうなものである。この事はノート作成の注意のところで述べることにする。要するに全問題（問題研究であつたもの）の解答作成もさまで困難なものではないのである。否ノート作成になると研究が非常に面白く興味多くなつて来て、讀書作業よりも遙に愉快に研究が出来るのである。ノート法の意義と價値とは明かになつたので、次に實際この法を實行する場合の注意について述べようと思ふ。讀者は私の言はんとする所を汲み取つて多少の自己の創意を働かせながらノート作成に當らねたい。

第一ノートの作成の時期については各人の準備計畫によつて一概には決定出来ないが、参考書の讀破作業に伴ふ準備、即ち必要に應じて参考書からその内容を何時でも引き出して自己のものとなし使驅し得る準備が出来てからでないと、ノートを作つても効果がない。勿論讀書しながら其の要點を摘記するノート法は行ひ得るが、これは所謂サブノートを作ることである。私のいふノート法とは異なるのである。サブノートは参考書を理解し記憶する手段にすぎないが、私の言ふノート法は公民科知識の全體系を組織することを目的とするもので、このノートが受験の虎の巻となるものである。ノート法では参考書は單なる参考書としてノート作成の参考に資するのである。試験場に臨むときに

はこのノートを反復記憶して行くので、戰場に臨む武士の護身刀に比すべきものである。それ故にこのノートが完成すれば合格は唯時の問題であり自然の結果として勝ち得られるのである。これは大體試験前半年頃から始めて受験前約一ヶ月頃には完成する様にありたい。そして残りの約一ヶ月をこのノートの反復記憶に全精力を注がねばならぬのである。このノートの作成作業の進行は讀書といふ基礎作業が出てゐるものには短日月で出来るが、讀書作業が不十分で問題の解答内容を一々参考書を繰つて探す様では却々短日月には完成し兼ねる。従つて試験前の半年といふのも人によつて遅速があるから、自分の工夫でその點は加減せられたい。

第二ノートの作成の臺本は大體に於て参考書欄で紹介したもので足りると思ふが、その中に或る問題の解答内容の適切なものが見つからぬ場合もあらうから、その場合は専門的な辭書をひくなり、博く他のこれと思ふ参考書を部分的に開いて見る様になくしてはならぬ。それ等で解決しない問題は、公民科の経験ある先輩に聞くに限る。又受験界といふ雑誌などの質問欄を利用するのもよい。それからノートの臺本の中で中心にすべきものはやはり委員の著書に限る。委員の著書が得られないときには、その他の權威者の書物を中心にすべきである。

第三ノートの部門分けは諸君の採らうとする研究態度で定めねばならぬ。私の言ふ法經的理論的

態度で通す人は、(一)公民教育關係、(二)公民道德關係、(三)公法關係、(四)私法關係、(五)經濟關係、の五部に分ち、各それに関係する問題を系統的に配分すべきである。公法を憲法と行政法とに分する様にこの五分科を更に細分してもよいが、憲法の問題と行政法の問題は區別出来ない様に出されてゐる關係上から、あまり細かに區分するのはどうかと思ふ。私の様に公民科的實際的態度でやられる人は私の問題分類で採つた様な部門分けでよいと思ふ。其の何れによるべきかは各諸氏の好みに應じて差支ない。

第四ノートの作成順序はどの分科から始めてもよからう。けれども公民科そのもの、概念を掴んでから公民科の問題解答的なノート作成に當る方がよいから、先づ公民教育より始めて、次に公民道德に及び、更に他の分科に進むがよからう。そしてこゝに注意すべきは一分科のノートが完成しない間は他の分科には手を出さぬがよい。さうしないと一分科の完成が遅れる上に纏りがつきにくい。或一つの事に全力を傾注することはどんな仕事に於ても大事なことである。

第五ノートの内容については注意せねばならぬことが非常に多い。其の一は實際の答案を作るつもりで作成しなければならぬ。尤も實際の答案よりもノートには詳細に研究しておくことが望ましい。而して答案作成については別項の答案作成の注意を参考せられたい。其の二は單なる参考書の

書き寫してあつてはならぬ。参考書を見てこれを必ず自己のものに消化し自己の思想として自己の言葉で述べるやうにしなければならぬ。一種の著述でもするやうな心持で書かねばならぬ。其の三は内容に矛盾する點があつてはならぬ。参考書のいゝと思はれる點を理解することなしに書き寫したノートにはこれが多いのである。例へば野村博士の説に従つて官廳に或る種の人格權を認むる立場を採つても、美濃部博士の説に従つて官廳は人格なき機關であるとの立場を採つても、前後首尾一貫した態度であれば差支ない。然るに兩者を混合して前後矛盾する様な立場を採ることが禁物である。其の四はノートの内容は後から必要な材料を發見した場合に補充して行かねばならぬ。全く書き直す必要のある様なノートは私のいふノートではない。たゞ部分的に補充する位でよいのである。その爲にはノートの欄外に幾分の餘白を残して後からの補充材料記入の場所に當てるがよいのである。なほ欄外に必要な法文を摘記しておくこともよい方法である。

第六ノートの形式は一個の解答が出来るだけ多數の問題に應用できる様に纏めておくことである。即ち或る問題の解答を多少委しく準備しておくことによつて、その問題の答案となるは勿論、多少その解答内容を替へたり、部分的に利用したりすれば、數多くの問題の解答を兼ねる様に工夫するのである。例へば行政法中の重要項目である訴願と行政訴訟に關する數多くの問題は、訴願と

行政訴訟との異同關係を論ず」といふ問題を詳細に研究しておきさへすれば、この解答を轉移し或は部分的に應用することによつて解決され得る如きである。勿論問題によつてはその解答内容が他に活用し難いものもあり、又大體似た問題でありながら主眼點の相違する問題もあるから、夫等に就いてはその問題にびつたり當筈つた解答をノートに準備するがよい。私のノートには似た問題でも主眼點の異なつた問題には別に解答を作つて見た。それで部分的には同じことを幾つもの解答に書いてをるが、これは却つて眞の擬答練習となり、印象を強める結果となつたので決して無益なことではなかつたと思つてゐる。

第七ノートの解答は少くとも實際の答案程度、若くはそれより稍々詳細に準備しておきたい。其の要領は後に示す問題解説の程度がよくはないかと思ふ。或は稍々それより委しく準備しておく位がよいであらう。あの程度以下にすればあまり要項のみとなつて、ノートが活用自在の轉移性を失ふ缺點がある。ノート法はあまり骨だけの要項でもいけないし、又あまり詳細なことまで八百屋式に陳列してもいけない、その中庸が望ましいのである。

#### 四、ノートの反復暗記

受験前約半月乃至一ヶ月は以上のノートの反復暗記に努力する。こゝで文字通り頭の中にとゞき込むのである。自分の思想にして自分で勞して書いたのだから暗記も早い。ともすれば何だかノートが頼りない様な感がおこり易いが、私の言ふ通り正直にノート作成をやつたら少しも不安をもつ必要なくノートの反復暗記につとめるがよい。これではんとの力はつく。まことに大切な期間である。試験に行くときも上京の際でもノートだけ持つてゆけばよいといふ位にノートをうまく作りたのである。ノートが不安になれば参考書を繰り返してノートと照合しながら読むもよい。

## 第七 答案作成上の注意

こゝでは答案作成上の注意をのべるが、これは單に試験場に臨んだ時にのみ必要な注意ではない。勿論試験に臨んだ時にも極めて重要なものであるが、普段からこの心持で準備してゐないと試験に際して活して使ふことが出来ないのである。それでこれは再讀三讀されてノート作成の際から注意してゐなければならぬのである。羅馬は一日にして成るのではない、事の成るのは成るの日に成るのではない、平生からの練磨が何よりも大切である。

### 一、問題の急所を衝いた答案

答案作成の第一の注意は、問題の中心點が何處にあるかを見定めて、急所を衝いた答案を作らねばならぬことである。その爲には問題を入念に讀まねばならぬ。何を要求してゐるかを冷靜に判斷せねばならぬ。論評すべし、論ずべし、述べべし、説明すべし、異同を云々、差異を云々、等の語句の末まで周到な注意を以て讀まねばならぬ。一寸瞥見したゞけで早合點して書いた爲に、後からしまつたと氣がついても時間は足らず心はあせるといふ風で思はぬ不覺をとることもあるし、又要點に觸れてをらぬ漫然とした取り止めつかぬ答案になつたりする。これに就いて公民科試験委員遊佐博士は次の様にいましてをられる。「問題の急所を握らずに漫然書くといふことは禁物である。先づ問題は何を問うてゐるかを掴むことが第一で、其の範圍を逸脱しない中心點に觸れることを委しく書くといふことが大切である。例へば昨年度の『債權者代位權の效用を説明すべし』(高等試験)といふ問題に於て代位權位から書き始めてゐるのはよいとして、債權の意義から長々と説明してある答案が相當にあつたが、之は實力の相違にもよることであらうが、これは私の所謂試験技術即ち答案の要領が拙いといふ事になる。この問題を見たら先づ中心點は效用といふ一點にあるといふことが先づ頭に浮んで來なければならぬ。これはほんの一例に過ぎないが答案作成に當つては先づ問題の急所を衝くといふことが大切である。」この遊佐博士の注意は受験者の深く味はねばなら

ぬことである。そして特に博士の出題に對する解答の指針としなければならぬ。また高等試験委員泉二新熊氏も「問題に當面して此の重點を看破するといふ所に受験者各自の實力が作用するのであつてそこに及落の分岐點があるのではあるまいかと思はれる。」と言つていられるがまことに至言である。要するに的を射た答案でなければ合格といふ獲物は得られないことを確く銘記しなければならぬ。

## 二、條理の通つた答案

獨學者の陥り易い缺點は、指導者のないところから、收得した知識が玉石混合といつた状態で、色々細かなことまでも暗記はしてゐるが、知識に統一がなく、随つて答案にも何もかも拾ひあげた雜然とした知識の表現が多い。然しながらこれは獨學者の踏み迷ひ易い缺點であるから注意しなければならぬ。答案は單なる知識の羅列であつてはならぬ。委員はその答案を通じて受験者の頭腦の働きを見ようとするのであつて、記憶の多寡による博識振りを見るのではない。それ故答案は出來得る限り條理の通つたものでありたい。これについて遊佐博士は次の様に言つてをる。「答案に於ては漫然たる多量の知識よりも判然たる知識の表現が要求される。故に結論のみを擧げて理由が判つきり擧げてないのはよくない。結論が誤つてゐても委員をしてうなづかせる様な理由が判つきりあれ

ばむしる其の方がよい。理由が支離滅裂では答案としての價値は認められない。」高等試験の經濟科を擔任してゐる田邊忠男氏も「答案に矛盾のない様に心掛くべきである。(中略)結論よりも如何にして結論に達するか、過程を説明すべきである。」と言はれてをる。條理の通つた整然とした答案は試験場でのみ作り得べきものではない。これは平素からの勉強によつて準備されなければならぬ。ノート法は最もこれに適する研究法といはねばならぬ。

## 三、答案の量と質

よく試験で何枚書いたと多く書いたことを誇らしげに吹聴する人があるが、たゞ量のみ多くて質の之に件はない場合には、却つて受験者の無能を暴露することになり、時には人格をも疑はれる恐れがある。優秀な内容を多量に盛る事は理想ではあるが、短い時間に要領よく纏めねばならぬ試験ではそんなに餘裕は與へられてゐない。公民科では五問を四時間に片附けねばならぬから、一問を約四十分内外で書きあげねばならぬ。それ故にあまり多く書くひまはない。たゞ量のみ多く書かうとすれば内容及び文字文章が粗末になつて所謂質が悪くなる。又それかと言つてあまり簡單では力が現れないから、簡に流れるよりも繁に流れることはこの點から必要であらう。試験官は答案に表現された限度に於て採點するのであつて、好意的に含蓄された點まで汲んでくれぬからである。



それで先づ文部省の答案用紙に一間二枚乃至三枚の程度で質と量との調和を圖つたらよからう。勿論用紙は二十枚宛呉れて要求すればそれ以上でも呉れる。しかしそんなに書く必要はない。合格した人は何れも五問で十二枚乃至十五枚位の分量の答案である。この質と量に關して金森法制局長官は、高等試験受験生に次の様な有益な注意をされてをる。「試験委員は凡ゆる方法と注意とで受験者の知識能力を發見することに力めてゐるのであるから、受験者は率直大膽に問題に應ずる範圍に於て充分の知見を表白せられる様にしたいものである。或る場合には非常に簡單な答案を認めてゐるが、斯くの如くしては其の人に如何なる知識経験があるにしても、外部から試験によつて之を認定するには不適當と謂はざるを得ない。さうかと思ふと或者は問題に無關係な事を長々と叙述することがある。斯くの如きは其の人の判斷力に疑ひをさし挟む餘地を與へるものであり、且其の人の道徳的性質に疑を起さしめる餘地をも與へるものである。即ち或は問題の意味を明瞭適格に了解し得ざるものであるか、又は自己の知識の不足を別辭を書くことによつて隠蔽せんとするものと疑はれても致方ないのである。」これは公民科の受験生へもまことに適切な注意として傾聴に値する。

#### 四、文字文章術語の注意

答案を読んで何點と記入する時には一讀後の印象で評價するのであつて、その評價の對象は内容

の良否が主であるが、その内容を盛つてをる文字文章も印象の好惡に大變關係がある。それ故に先づ第一文字は綺麗でなければならぬ。粗末な文字の書き振りは直接印象を悪くするばかりでなく、更にその人の誠意を疑はしめ人格まで見透される。文字は片假名がよいか平假名がよいかは受験者の任意でよい、頭を使ふほどの問題ではない。文章は口語文語何れでもよいが、首尾一貫してをるがよい。口語文語の混同は委員も嫌ふやうである。委員遊佐博士は「文章は口語體文語體何れにても差支ないが一貫して何れかでなければならぬ。兩者を混同してゐるのは思想の混濁を思はせるもので決してよくない。」と言はれてゐる。又術語テクニカスの誤を犯さない様に注意せねばならぬ。遊佐博士が「慣用された法律語の誤字を犯さない様に注意すること、肝要である。例へば當事者を當時者と間違へたり、未成年者を未青年者と書き誤つたりすることは内容が相當出來てゐる人でも法律答案として受験者の實力―法律に親しむことの淺深の程度―が疑はれるといふ結果を招來することになるから心すべきことである。」と言はれ、又委員氣賀博士が「文章の下手な人がごちやごちやに書いた答案は何が書いてあるのか丸で意味がわからない。答案は讀んでもらふことを念頭に置いて書くことが大切な要件である。」と言はれてをるのは受験者の熟讀反省すべきことである。

#### 五、委員の説を採ることの可否

委員は問題を提出し答案を採点し合格と否とを決定する。試験に合格することを唯一の目的とする受験者が委員の著書を読みその學説を迎へるのは無理からぬことである。而も委員は斯學の權威者であるから、委員の説を迎へてこれを我ものとするには最も適當なことである。しかしながら委員の説を唯わけもなく採つてその爲に自己の思想に矛盾を來してはならない。例へば美濃部博士の行政法をやつてから野村博士の行政法をやつた人は官廳の人格性の有無について各の見解の相違のある事に氣がつくであらう。その何れを取るも差支ない。要は自己の思想に矛盾を生じない様に注意すればよい。委員は自己の説に立場が異なるから合格させないといふ様な淺常識ではないのである。金森法制局長官が「或る答案は殊更委員の意見に合せるが如き答案を書かうとしたと考へられるものもあるが、斯くの如き場合には理路一貫せずして恰も木に竹を接いだ様な意見が作り上げられ却て受験者の能力に疑を容れられる可能性があるといふことになるのである。」と言はれたのは受験者へのよい注意である。要するに自己の知識に矛盾を來さない様に出來得る限り委員の説を採用するがよいといふことになる。

#### 六、公民的立場からの問題取扱

公民科の試験では理論的な法律學者や經濟學者を作るのではなく、公民科の教員に適當か否かを檢

定するのである。經濟學の委員氣賀博士が「吾々は經濟問題を通じて受験者諸君が如何に世の中の事實を判断するかをきくのであつて、決して深遠な學理の程度を調査するものでないことを呉々も留意して欲しいと思ふ。」と言はれた眞意を味つてほしい。しかしそれかと言つて理論を輕視してはならない。要は理論を法制的・經濟的・社會的な實際生活と結びつけて理解しなくてはならぬ。高尚な理論と卑近な公民的實生活との結合が公民科の意味のあるところで法制經濟と相違する點である。哲學者の如く考へ百姓の如く話さなければならぬのが公民科教員の使命である。單なる抽象的な理論のそら暗記、文字の解釋、言葉の字義への拘泥ではいけないのである。これを公民的立場から凡ての問題を取扱ふといふのである。法制經濟の理論的體系をほぐして公民科の要目に編入する私の研究態度はこのことから來るのである。しかしながら注意すべきはこの公民的立場を誤解して與へられた問題を法制的經濟的社會的の各方面から見ること、考へてはならぬことである。民法はやはり民法で解き、經濟はやはり經濟知識で解決しなければならぬ。公法問題を私法的に取扱つたり、經濟の問題を民法的に解いたりすることは斷じていけない。

## 第八 試験問題解説

昭和九年度豫備試験問題解説 (其の一)

(一) 公民教育の必要を論ず

一、緒論 (公民教育の意義)

(要項) 二、本論 (公民教育の必要)

- 1、政治上より公民教育の必要を論ず。
- 2、經濟上より公民教育の必要を論ず。
- 3、社會上より公民教育の必要を論ず。

三、結論 (公民教育と公民科)

一、緒論

公民教育とは國民の法制的・經濟的・社會的生活に必要な知識を授け徳操を涵養し、殊に憲法  
の精神・協同の精神・奉仕の精神を練り共存共榮・連帶責任の眞義に徹せしめ、國民をして現實の  
國家社會に適應せしめると共に、更に進んでよりよき國家社會の創造に努力する熱意と力を有せ  
しめんとする教育である。

故に其の客體は單なる市町村の公民ではなくて團體の一員 *A member of solidarity* としての國

民全體であり、目的は法治國文化國の完成と現實國家社會への適應であり、内容は法制的・經濟的・  
社會的等の所謂公民生活に必要な知識・情操・實踐である。

二、本論

公民教育の理論と實際は必ずしも近來に起つたものではない。然しながら時代の推移と社會事情  
の變化とは、政治上、經濟上、社會上等より公民教育の必要を痛切に感ずるに至つた。これを簡單  
に論じよう。

1、政治上より公民教育の必要を論ず

立憲政治の特色は國民が立法・司法・行政の各方面の國政に參與する點にある。即ち第一、參政權  
によつて衆議院議員の選舉に參與する。殊に大正十四年以後は普通選舉が行はれ一躍從來の三百萬  
の有權者が千三百萬人に増加し國民の大多數が國政に參與する事になった。然るに之等國民の政治  
的知識・徳操は極めて幼稚で、選舉毎に違反者が續出する。これは單に座視する事の出来ない大問  
題である。第二、國民は公民權によつて地方自治に參與するが、其の成績も満足するに至つてゐな  
い。況んや婦人公民權も認められ様とする今日、こゝにも重要問題が潜んでゐる。第三、更に劃期的  
な新制度は昭和三年以來の陪審法の實施である。國民は天皇の名に於て行ふ司法にまで參與するに

至つた。殊に陪審は抽籤によつて陪審員を國民中より選出するのであるから、國家は國民全體に其の準備をなさねばならぬ。即ち正義の精神、遵法の精神等を日頃から養つておかねばならぬ。斯くの如く參政權及び公民權の行使、陪審法の實施等の政治的方面より見て公民教育は最近に至つて其の必要を痛切に感ずるに至つたのである。

### 2、經濟上より公民教育の必要を論ず

産業革命以後の經濟界の發展は實にめざましく、遂に今日の國民經濟、國際經濟の時代となつた。即ち國內に於て營業自由の制度により有無相通する交易を行ふと共に、一國を單位として各國各地方的分業により貿易を行つて有無相通している。従つて吾等の經濟生活は國家的に更に國際的に關係を有するに至つた。即ち國內的には國民が相協力して各の經濟的發展を圖り、對外的には國民が相一致結束して當らねばならなくなつたのである。然るに國民の大多數はなほ個人經濟時代の利己主義的經濟觀の舊殼に立籠り、國內的には資本家相互に或は勞働者と争ひ遂に共倒れとなり、國際的には我國の經濟的發展を阻害してゐる。今後の經濟は斷じて孤立を許さない。共存共榮・相互扶助・連帶責任の上に立つ統制ある經濟でなければならぬ。而して各人は自己の職業を通じて國家社會の發展の爲に貢獻せねばならぬ使命と責任とを有する。こゝに經濟上よりの公民教育の必要

がある。

### 3、社會上より公民教育の必要を論ず

今日社會上の重大問題は思想問題と社會問題とである。我が國には世界大戰を契機としデモクラシー、社會主義、共產主義等の諸種の外國思想が侵入した。それ等の思想の多くは自由を消極的に、平等を無差別的に解し、破壊に急で建設的な堅實なものは殆どなく、國民の思想を惡化し、社會を混亂せしめた事も一通りではない。彼の社會問題中の社會問題とも言ふべき勞働問題、小作問題等は之等の外來思想、殊にマルクス一派の唯物史觀、階級闘争の理論に基礎をおく社會主義の影響を受ける事が極めて多いのである。斯くの如き外來思想による思想の惡化や、社會問題解決手段としての階級争闘の深刻化は諸種の原因に由來するものではあるが、國民に思想の訓練が足りないこと、並に共存共榮・相互扶助・社會連帶等の根本義を心得ざる事が大なる原因をなしてゐる。この點から見て公民教育は現今の社會事相より見て極めて必要である。

### 三、結 論

以上要するに公民教育は政治上・經濟上・社會上より見て喫緊の必要事に屬する。其の他國民外交の實を擧げ、國際協調を招來し、或は國家總動員の軍事的立場よりするも、思想善導の立場より

するも、従来の教育の缺點を改める上よりするも、亦極めて緊要なことである。この故に最近中等學校には公民教育の中心機關として公民科なるものが新設せられた。そして公民教育の爲に一新時期を劃したことは實に時宜に適したるものと言ふべきである。

この問題は木村氏の出題である。問題の要點は公民教育の必要といふ點にある。しかし公民教育とは如何なる教育かの意義を定めねばその必要は論じ難いので結論で述べた。結論は公民科の立場から公民教育を見たものである。私は日頃から教育を専攻してゐるから、試験にもいゝ氣になつてうんと書いたが、普通の答案はもつと簡單でよい。又必ずしも論文形式をとるにも及ぶまい。

参考書

△木村正義氏公民教育 五——七九頁

△關口泰氏公民教育の話 一——五七頁

### (三) 輿論と社會的制裁との關係を問ふ

#### 一、輿論の意義

(要項) 二、社會的制裁の意義

三、輿論と社會的制裁との關係

#### 一、輿論の意義

個人が知情意の作用を有する精神的存在であると同様に、集團社會も知情意の三方面からなる精

神的存在である。輿論とは集團社會の有する精神の知的作用を謂ふのである。つまり多人數の一致せる意見である。しかし輿論は個人々々の意見の寄せ集めではなく、個人を超越せる統一的な意見で、一度び成立せる輿論は個人を強力に支配する性質を有する。

輿論の發生には指導的位置にある者の意見の發表と、民衆の之に對する共鳴とが必要である。従つて指導者及び民衆の教養見識によつて輿論には正しき輿論と然らざるものとの相違を生ずる。而して輿論の發生の條件としては言論の自由と通信機關の發達とが必要である。近代の言論の自由と通信機關の發達とは著しく輿論の發生を促進した。而して政治形態の最高制度たる立憲政治の如きも全く輿論の上に立つ様になつたのである。

#### 二、社會的制裁の意義

社會的制裁とは社會がその成員の上に加へる賞讃或は非難である。即ち社會が其の權威によつて個人に壓迫を加へ、或はその判斷に基いて個人に毀譽褒貶を加へ、個人をして自己の名譽地位を毀傷せしめず社會の好評を念として行動するに至らしむることである。

アリストテレスが言つた様に人は社會的な動物であるから、社會的制裁に無關心で生活することは出来ない。それ故に社會的制裁は個人に頗る大なる影響を與へる。例へば政治家が社會的制裁を

受け其の名譽と地位とを失墜するならば、彼は永遠に政治界より葬られなければならないのである。つまり個人は社會的制裁あるによつて地位、名譽を維持し向上し、利他的行爲をなすことも極めて多い。功利主義者が義務の概念に制裁をおき替へて、これによつて自己の快樂と社會の快樂との合致を説明するのも確に一面の眞理を物語つてをる。要するに社會的制裁は自律的道德に代り得べきものではないが、他律的道德として個人の行爲を律し、社會の秩序を維持する上に重要な役目を有つてゐる。

### 三、輿論と社會的制裁との關係

輿論は前述の如く指導者の意見の發表と之に對する民衆の支持共鳴とより成立する。それ故に指導者及び民衆の教養の程度及び其輿論に對する集中力の強弱によつて、正しき輿論と正しからざる輿論、或は強力な輿論と然らざる輿論との區別を生ずる。

正しき強き輿論は眞の社會的制裁として個人の行動を規正し社會の秩序を維持する。これが永續する場合には漸次固定の傾向をとり風習となり、道德となり、法律となり、政治となるのである。公民教育は實に正しき強き輿論の指導者、支持共鳴者を作り、誤まれる輿論に附和雷同せざる底の人物を作らねばならぬ。

誤まれる輿論は指導者に於て特殊の爲にする目的を有し、民衆の無知や群集心理を利用して巧に煽動することによつて起る。これが強力になつた場合は所謂多數の横暴となり、社會に大なる害毒を流すのである。自由平等を原則となし機會均等を標語に掲げ輿論の力で實現せんとするデモクラシーの思想の如きは、動もすればこの多數の横暴となり易い傾向を有する。近來の政黨政治に對する非難もまた斯かる點に基いてゐる様に考へられる。

以上要するに正しき強力な輿論は、眞の社會的制裁として個人の行動を規正し、社會の秩序を維持する上に大なる價值を有し、これに反して誤れる輿論は不當の社會的制裁として個人及び社會の上に大なる害毒を流すものである。この點から見て公民教育は強き正しき輿論の指導者と支持者とを作ることを一使命としなければならぬ。

これは深作博士の出題である。教育的倫理的な素養が足りないと解答に困難を感じる。しかし教育科修身科の経験者にはあまり骨はをれないであらう。こんな問題は受験者の眞の實力を見得る實に、問題だと思ふ。注意しないと條理の通らない書いた者にも自信のない答案になり易い。委員が讀んだとき頭にびんと來る様な思想の流れが見えねばいけない。又公民道德の問題は特に公民科と關係的に考察する必要がある。

### 参考書

△山海堂公民講座上深作氏公民教育總論  
△友枝氏師範修身卷四第七課

(三) 國務大臣と各省大臣との關係を論ず

(要項) 一、國務大臣の性質  
二、各省大臣の性質

三、國務大臣と各省大臣との關係

1、職務上の相違

2、權限上の相違

3、法律上の地位の相違

一、國務大臣の性質

國務大臣は天皇の大權行使を輔弼し、その責に任じ、法律勅令其他國務に關する詔勅に副署することを職責とする憲法上の機關である。

輔弼とは國務大臣が天皇の御下問に奉答するは勿論、御下問のない場合でも進んで意見を奏上し、天皇の御聰明を啓き奉り、獎順匡救の誠を致し、天皇の大權行使を正路に輔道し奉るをいふ。天皇は國務大臣の輔弼を待つて大權を行使し給ふことが憲法上の原則である。それ故に國務大臣は天皇の大權行使に關しては如何なる場合でも其の責に任じなければならぬ。天皇は神聖にして犯すべからずとは我が憲法の保障するところであり、三千年來の國民的信仰でもある。この故に國務大臣

の責任は絶對的で、君命に藉口したり褒龍の袖にかくれたりしてその責を逃れることは斷じて出来ない。次に副署とは御親署ある文書の御名に添へて署名すること、一には輔弼の公の證明となり、二にはこれによつて詔勅が法律上の效力を生ずるのである。

二、各省大臣の性質

各省大臣は各省官制上の行政官廳である。行政官廳とは天皇の委任に基き所管の事務について國家の意思を自ら決定し、國家の行政事務を分擔する機關であり、之に單獨制と合議制のものとがあるが、各省大臣は單獨制の行政官廳である。

各省大臣の職責は各所管の行政事務につき責任を以て之を決行するにある。即ち法律命令の制定改廢の原案を作成し、或は命令を發し處分を行ふ等の行政行爲をなし、或は下級官廳の監督に當ること等を任務とするものである。

三、國務大臣と各省大臣との關係

從來の慣例によれば各省大臣は同時に國務大臣であり、國務大臣は同時に各省大臣である。それ故に各省大臣及び内閣總理大臣の任免があるだけで國務大臣の任免はない。各省大臣に任命されたものは同時に國務大臣たる地位を得るのである。然しながら國務大臣と各省大臣は職務、權限、法

律上の地位等に於て全く異なる性質を有するものであることを注意しなければならぬ。

### 1、職務上の相違

國務大臣は輔弼機關であり、天皇の大權行使を輔弼し其の責に任じ、輔弼の公の證明として副署するのが職務である。然るに各省大臣は行政官廳であり、天皇の委任の下に所管の行政事務を責任を以て決行するのが職務である。同一人でも國務大臣としての職務と、各省大臣としての職務は全く異なるものである。又職務上の範圍についても兩者には相違がある。即ち國務大臣として輔弼に當り責を負ふことについては限定された範圍はないのであるが、各省大臣としては主管の範圍がある。例へば文部大臣は國務大臣たる身分に於ては國務全般に亘り輔弼の責を負はねばならぬが、行政官廳即ち各省大臣としての身分に於ては主管事項が教育宗教學藝の範圍に限られてゐるが如くである。而して國務大臣の責任は天皇に對して負ひ議會より責任を問はれるものであるが、各省大臣の責任は天皇より問はれ議會はこれを問ふべき條合ではない。

### 2、權限上の相違

國務大臣は天皇の輔弼機關たるに止まり、行政官廳として天皇の委任を受け自ら直接に國家の爲に命令を發し又は處分をなす等の權限はない。然るに各省大臣は行政官廳なるが故に、法規命令を

制定し、處行罰として過料を課し、或は下級官廳を指揮監督する等の權限を有する。つまり同一大臣と雖も國務大臣としての身分と、各省大臣としての身分によつて、其の權限を異にするのである。

### 3、法律上の地位の相違

國務大臣は憲法上の輔弼機關である。憲法第五十五條「國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ズ、凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關スル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス」の規定に基く天皇の輔佐機關である。然るに各省大臣は各省官制(勅令)に基く行政官廳である。従つて兩者は法律上の地位を異にするものである。それ故に國務大臣にして各省大臣たらざるものを任命することが出来る。(内閣官制第十條)これを無任所大臣といふ。

以上要するに内閣を組織する各大臣は、入りては國務大臣として天皇を輔弼し、出で、は各省大臣として國家の行政事務を執るものであるから、兩者は密接なる關係を有するものではあるが、其の性質は全く異なるものである。

この問題は野村博士の出題、第一回の豫備に憲法第二章の臣民の利義務、同本試には憲法第三章の帝國議會が出たから、今度は國務大臣かなと豫想したものは私だけではなかつたであらう。問題の骨は同じ大臣であ



りながら國務大臣としての身分と、各省大臣としての身分の異なるといふ點である。これは公民科の教科書にも出てゐるから教科書をしつかりやつておけば一通は出来る。只注意すべきは法律關係の問題は根據を法文に求めて、主觀的な論斷に陥らぬ様にすべきことである。

参考書

△木村氏中等公民教科書下 七六—八二頁

△清水氏日本行政法大意 二二—二八頁

△野村氏行政法 一〇〇—一〇七頁

△美濃部氏憲法提要 二八四—三一〇頁

△清水氏帝國憲法大意 一七七—一八七頁

#### (四) 家督相続と遺産相続との區別を説明すべし

一、家督相続の意義

(要項) 二、遺産相続の意義

三、兩者の區別

- 1、被相続人の區別
- 2、相続開始の條件
- 3、相続目的の相違
- 4、相続人の相違
- 5、遺留分の相違

#### 6、承認及拋棄

#### 一、家督相続の意義

家督相続とは新戸主が前戸主の法律上の地位を承継することである。その結果家督相続人は相続開始の時より前戸主の有せし權利義務一切を抱括的に相続する。その權利義務は第一は戸主權である。他に何物もない場合でも戸主權だけ受け継げば家督相続は成立する。第二系譜祭具墳墓の所有權は家督相続の特權として相続される。第三は財産である。限定相続以外は前戸主の債權債務等一切の財産を相続する。但し一身に專屬する親權・夫權・恩給權の如きは相続しない。要するに家督相続は家を絶やさずして、祖先の祭祀を永遠ならしめんとするもので、我が國家族制度の根本的特質をなすものである。

#### 二、遺産相続の意義

遺産相続とは家族の死亡したる場合にその所有財産(債務を含む)を相続することである。故に遺産相続は(一)家族の死亡すること、(二)その家族が財産を有するとき、の二條件の揃つたときのみ起るものである。この制度は家督相続とは別個のもので、個人制度を家族制度に加味したものである。

### 三、兩者の區別

- 1、被相続人の相違 家督相続の被相続人は戸主であるが、これに對し遺産相続の被相続人は家族である。これが第一の相違である。
- 2、相続開始の條件 家督相続開始の條件は(一)戸主の死亡、(二)隠居、(三)戸主の國籍喪失、(四)戸主が婚姻縁組の取消によつて其の家を去つたとき、(五)女戸主の入夫婚姻又は入夫の離婚等であるが、遺産相続開始の條件は家族の死亡が唯一の條件である。
- 3、相続目的の相違 家督相続の目的は家督、即ち戸主權である。家督相続の特權に屬するもの財産負債等もあれば相続するがこれは必ずしも家督相続の必須的な目的ではない。家督相続の趣旨は家を永遠に存続せしめ祖先の祭祀を絶たざる爲であるから、戸主權のみで相続は成立する。然るに遺産相続の目的は家族の有せし遺産が唯一のものである。随つて遺産の全くない場合には遺産相続は起りやうがないのである。

- 4、相続人の相違 家督相続は戸主權の相続であるから常に一人相続である。その順位は(一)法定推定家督相続人、(二)指定家督相続人、(三)第一種選家督相続人、(四)第二種法定家督相続人、(五)第二種選定家督相続人、と定められ、法律は極めて明細に規定し如何なる場合にも家の絶え

- ないないやうにしてをる。然るに遺産相続は家督相続の一人相続であるのに對して共同相続である。子供が數人あれば男女長幼の區別なく同順位の相続人として遺産を分割相続する。勿論遺産は一度相続人の共有となり相続分に應じて分けるのが原則である。相続順位は(一)直系卑族、(二)直系尊族、(三)配偶者、(四)戸主、の順であり、常に法定相続で指定相続人選定相続人のないことも家督相続と異なる。
- 5、遺留分の相違 家督相続では法定推定家督相続人は二分の一、其の他の相続人は三分の一の遺留分權を有する。然るに遺産相続では直系卑族は全體共有で二分の一、庶子私生兒は嫡出子の三分の一の遺留分權を有する。

- 6、相続の承認・放棄 家督相続に於ける法定推定家督相続人は限定相続以外は相続の放棄を許さないが、其の他の相続人及び遺産相続にあつては相続の承認も放棄も當事者の自由である。

これは遊佐博士の出題である。問題の中心點は家督相続と遺産相続との區別であるが、前提として兩者の意義を簡単にのべるがよいと思ふ。勿論その意義はこんなに委しくなくともよからう。

#### 參考書

△木村氏中等公民科教科書上三五—四一頁

△穂積氏相続法大意

△中川氏民法親族相續第五篇

△廣濱氏公民教育資料大成上一七五—一九七頁

△末廣氏民法講話上三四〇—三七五頁

(五) 質屋の利子が銀行利子よりも高率なる理由如何

一、民間金融機關としての質屋

(要項) 二、現在金融機關の中心としての銀行

三、質屋の利子の高率なる理由

- 1、危険に對する保険料が加つてゐる。
- 2、貸附擔保々管の手數料が加つてゐる。

一、民間金融機關としての質屋

質屋は俗に一六銀行とも言はれ、昔から庶民階級に利用されてゐる民間金融機關である。これは個人的な小企業で、動産擔保を取つて小資本を融通し利子を受ける營業である。一般に細民の利用するところで利子も高率であるところから、社會政策上昭和二年から公益質屋法が制定せられ、市町村又は公益法人が國庫の補助の下に質屋を經營し、小額資金を低利に融通し細民の救濟を行ふに至つたが、この意味の質屋は題意の質屋より除外する。

二、現在金融機關の中心としての銀行

銀行は現在經濟社會に於ける金融機關の中心をなすもので、大規模の合同企業として、又金融界に於ける位置の重要性に於て前述の質屋とは同日の比ではない。其の業務は受信業務、授信業務、爲替業務等廣汎な範圍に亘るものであるが、主たる任務は社會に散在する遊資を集めて必要な事業に融通し、預金利子と貸金利子の差額を収益することである。

三、質屋の利子の高率なる理由

- 1、危険に對する保険料が加つてゐる。

銀行の貸出は多くは株券其他確實なる擔保を取つて廣く社會に融通する。そして貸出資本は生産資本又は營利資本として活用されるのである。それ故に銀行側では比較的危険も少く、假りに危険があつてもそれは株主が僅か宛分擔すればすむことになるので、危険に對する保険料も安くすむのである。又借主の側では資本を生産營利に活用して利潤を得なければならぬので高率の資金を借りたのでは引き合はない。つまり何れの側から見ても銀行利子は比較的低率ならざるを得ないのである。

然るに質屋は擔保を取るが質流れの危険がある上に、質流れの處分も株券擔保の如く容易ではない。其の上相手が信用し難い細民階級であるところから、純利子の上に比較的高率の保険料を見込

まねばならぬのである。又借りる方から見れば如何に高率であらうとも、細民が當座をしのがねばならぬ金であるから背に腹は替へられず、高い利子と知りながら融通を受けるのである。つまり質屋の側から見てもこれを利用する方から見ても、質屋の利子は銀行利子よりも高からざるを得ないのである。

2、貸附擔保々管の手數料が加つてゐる。

銀行の貸附は大口であり、擔保も株券等の信用證券であるから、貸附や擔保々管の手數料も比較的少ない。従つてそれだけ利子が安くてすむのである。然るに質屋の貸附は小口であり、擔保も品物だから、貸附や擔保々管の手數料が多くかゝり随つて雇人も多く必要とするので、自然に手數料を高く見込まねばならぬ。斯くて純利子の上に高い保険料と手數料が加はるから質屋の利子は銀行利子よりも高いのである。この保険料、手數料の高いのは質屋が生活程度の低い細民を相手とする小資本の個人企業で、生産營利方面に融資する大資本の合同企業である銀行とは全く性質を異にするからである。

これは氣賀博士の出題である。博士は理解の伴はぬ概念的な答案を大變きはれる。暗記した經濟學の理論でなしに實際經濟社會の事實を觀取した生きた知識を要求される。そして又博士は答案に於ける枕言葉を書き

られる。それで短刀直入問題の核心に喰ひ入つて質屋の利子の銀行利子より高率な理由をのべれば足るかも知れぬ。その點から言へばこの答案など枕言葉が多いかも知れぬ。

参考書

- △氣賀氏 經濟講話一五四—一五六頁
- △木村氏 中等公民科教科書二一五—二一九頁
- △河津氏 經濟學企業の部

昭和九年度本試験問題解説 (其の二)

(一) 公民科教授上留意すべき諸點を述べよ

(要項)

- 一、公民科の目的
- 二、公民科教授上留意すべき點
  - 1、公民科の目的を常に念頭に置くべきこと。
  - 2、公民科設備の趣旨に添ふべきこと。
  - 3、生徒は若き公民であり、學校は小なる社會であることに留意すべきこと。
  - 4、公民科の要目を眞に理解すること。
  - 5、時事問題の取扱は慎重にすべきこと。

一、公民科の目的